

衆議院 大蔵委員会 議 録 第 十 六 号

平成十二年四月十九日(水曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 金子 一義君
理事 鴨下一郎君 理事 根本 匠君
理事 渡辺 喜美君 理事 上田 清司君
理事 北橋 健治君 理事 石井 啓一君
理事 佐々木憲昭君

石原 伸見君 大石 秀政君
大野 功統君 河井 克行君
栗原 博久君 桜井 新君
桜田 義孝君 塩谷 立君
下村 博文君 砂田 圭佑君
高市 早苗君 西川 公也君
林 幹雄君 宮本 一三君
村上誠一郎君 渡辺 博道君
岩國 哲人君 岡田 克也君
河村たかし君 桑原 豊君
末松 義規君 中川 正春君
久保 哲司君 谷口 隆義君
並木 正芳君 若松 謙維君
矢島 恒夫君 安倍 基雄君
西田 猛君 鈴木 淑夫君
二見 伸明君 横光 克彦君

大蔵大臣 宮澤 喜一君
総務政務次官 持永 和見君
大蔵政務次官 大野 功統君
厚生政務次官 大野由利子君
郵政政務次官 前田 正君
政府参考人 (大蔵省理財局長) 中川 雅治君
政府参考人 (厚生省年金局長) 矢野 朝水君

政府参考人 (郵政省貯金局長) 園 宏明君
政府参考人 (建設大臣官房総務審議官) 林 桂一君
大蔵委員会専門員 田頭 基典君

委員の異動
四月十九日
辞任 桜井 新君 補欠選任 栗原 博久君
若松 謙維君 久保 哲司君

同日 辞任 栗原 博久君 補欠選任 桜井 新君
桑原 豊君 岩國 哲人君
久保 哲司君 若松 謙維君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
資金運用部資金法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第五八号)

○金子委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、資金運用部資金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○金子委員長 (異議なしと呼ぶ者あり)
御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○金子委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺喜美君。

○渡辺(喜)委員 大臣におかれましては、まだ時差はけもとれないのに、連日の委員会御出席、まことに御苦労さまでございます。

今、アメリカの株価はジェットコースターに乗っているようなものでございまして、日本の方も過剰反応が出ているということだろうと思うのです。日経平均の銘柄を三十種類ぐらい入れかえる、こういうことがあって、日本の方はさらに下げ圧力みたいなものが加わっているわけです。大臣がさちつとおっしゃってくださっているように、これはそんなメルトダウンシナリオに行くような大暴落では全くないわけでありまして、こんなことで解散が先送りされないように、ぜひ森総理にも大蔵大臣からよくお伝えをいただきたいと思うのでございます。

また、G7において、マクロ政策の調整ということでお話があったんだろうと思います。今回の声明に盛り込まれた一つのキーワードは、潜在成長率の向上、こういうことなんです。日本は、経企庁によれば、二%ぐらいの潜在成長率があるんだ、こういうことなんですけれども、実際は、この間、日銀の植田教授などもおっしゃっておられるように、二%もないかもしれないということなんです。そういたしますと、では短期金利の適正水準というのは一体どれくらいになるんだ、こういうことなんです。

また、今アメリカの赤字のファイナンスを日本人とヨーロッパ人とアジア人がつけてあげている、こういうことがありまして、それで、ユーロが安い、円は円高圧力がかかっている、そういう

いわば三すくみ状態であらうと思うのです。お手元に、量の緩和が長期金利と為替に与える影響という二枚のグラフをお配りしてございます。時間がないので詳しい説明はいたしませんけれども、明らかに、量の緩和をやったときには円は安い方向に働いているんですね。長期金利はこれまで低下傾向に働いていうトレンドがございまして、日本のように金利がゼロという水準のもとでは量の緩和をやるといけません。

ところが、速水総裁が、先週のことですけれども、大いなる波紋を投げかけたわけがございます。ある人に言わせれば、マーケット関係者でございますけれども、日銀リスクとか速水リスクとかいうのがあるんだそうございまして、中には、速水さんはセスナのパイロットだと思っ

ているのは747のジャンボジェットなんですよ。ですから、セスナで曲芸飛行みたいなことをやられてしまったら、とてもじゃないがジャンボジェットはクラッシュしちゃう、そういう危うさがあるわけでございます。

そのあたり、G7で何らかグリーンズパンさんとお話されたことはあるのでしょうか。大臣、いかがでございますでしょうか。

〔委員長退席、鴨下委員長代理着席〕

○宮澤国務大臣 今渡辺委員のおっしゃった量の緩和についての觀察というのは、まさにアメリカのサマーズあたりが言っている考え方は大体そういう背景に立っておるというふうに私も思っていますので、おっしゃっていることは、まさにしはG7なんかで議論になることの背景でございます。したがって、アメリカとしてはなるべく量的な十分の緩和をすべきである、こういうことでございまして、日本の通貨当局や中央銀行は結構量的には緩和されておるという考え方、そ

ういうやりとりがしばしばあるわけでございませう。おっしゃるとおりです。

それで、最近速水総裁が言われましたのは、四月の十日に政策委員会があつて、これは従来のゼロ金利を継続するというのを確認しておるわけですが、速水さん御自身は、それはそれでいいのだが、確かに経済は好転しつつある、したがつて、一年でありますかどうかという期間でありますか、やがてはゼロ金利というものを改めるべきものである、ただ、ある日突然それを言うようなことになれば市場も驚くだろうし、自分としてはできるだけ前広に市場とコミュニケーションをしておきたい、そういう意味で、あしたやると言つておるのではないので、経済の動向というものが改善していくにつれてそういうこともあり得る、これを言つておきたかつた、そういうことにとどまるというお話でありました。

したがつて、混乱を招かないためにも、今回のG7で日銀総裁からそういうお話というものはむしろありませんで、四月十日の決定が当面の中央銀行の考え方であるという御説明に終始をされました。それは確かにそれでよかつたのだと思ひますし、同時にまた、できるだけコミュニケーションをしておきたいという総裁のお考えもそれも理解のできないことではありません。大体そういうことでございました。

○渡辺(喜)委員 とにかく、潜在成長率が1%ぐらいたと短期金利はマイナスにならざるを得ないかもしれない、そういうことも考えられるわけであつて、結局これは、我々がかねて言つてきたように、お金の量をふやすという政策をとるしかないのです。ですから、日本銀行にはぜひそのミシジャジメントが世界に甚大な影響を与えないように再度お願いをしておきたいと思つております。

また、来年からG7に行くときに、今度は財務大臣として行くことになるのですが、財務省というのは英語で言つたらどういふことになるんですかね。デパートメント・オブ・ザ・トレジャリー

というのがアメリカの財務省なんですけれども、日本場合はMOFと言つておりました、そのあたりは英語の達人である大臣はどういう英訳をされるのでございましょうか。

○宮澤國務大臣 それは役所で議論したこともございませぬのもっと慎重にお答えをすべきなのかもしれないんですが、私は何となくミニストリー・オブ・ファイナンスという言葉が、ずっと続けて慣用的に各国もそういうふうに使つていますし、私も言つていきますし、特にそれを改める必要もないんじゃないかな。ミニストリー・オブ・ファイナンスと言われるのがごく自然だというふうには実は今まで思つておりましたし、改めてお尋ねがありまして、私も何も權威を持つてお答えすることはできませんけれども、ごくごく自然にはそのままでいいのではないかと考えます。

○渡辺(喜)委員 英語の名前はそのままということでも別に差し支へはないのだらうと思うのです。ただ、相当頭の中は変えていかなければいけません。要するに、財務省という名前に変わると同時に、例えば、今我々がこれから審議しようとしている財政改革などということは、これはもうとんでもない大改革なんです。

我々、今から三年前でありますけれども、自民党の行革本部の中に財政改革チームというのをつくりまして、七人の若手議員が集まりまして、財政改革の骨格を練り上げたわけでございます。我々の討論は理財局の皆さんにも全面公開をしておりましたので、その当時の状況はよくおわかりになつておられると思うのです。

これからの公共政策とか行政とかいふものは、アナログ型からデジタル型にやはり変わつていかなきやいかなと思ふのです。ニュージランドあたりではニューパブリックマネジメントなどと言つておりますが、新しい行政の三種の神器というのがあるのです。一つはコスト分析、二つ目はバランスシート、三つ目は事後評価なんです。ですから、こういう三種の神器の中で、今回コスト分析というものをきちんと取り入れて改革をし

ていこうというのは大変すばらしいことだと思つております。

入り口、中間、出口を切り離して、市場を通して、市場のテストにさらす、なおかつ透明性を確保していくというところは本当に大英断であつて、まないたのこイが、よく包丁も持たずに我々のつくつた案に全面的に決断をしたというのは非常に立派なことであると思ひます。

大野政務次官、どうですか、今回の政府案、自民党案とどこが違うところがあるのでしょうか。○大野(功)政務次官 骨組み、骨格におきましては自民党の案に沿つたものでございます。

ただ、自民党案では、例えば国会において行政監視委員会を設けて常時財政機関の活動を監視する、こういうのが入つておりましたけれども、それは国会の方でもう先取りされておりますので、そこは今回の法案にはない、こういう違いはございます。

○渡辺(喜)委員 いずれにしても、これは行政改革とセットの話でございます。したがつて、我々が自民党案の中で考えましたことは、まず財政機関を出してからおう。ですから、余りにもべらぼうな金利がついちゃうとかそういうところは、一体この機関は本当に必要な機関なんだろうかと、その必要性というのは最終的には政治過程を通して判断されるわけでありまして、とりあえずマーケットのテストにさらしてみよう、そういう試みでございます。また、いきなり機関債を出せと言われてもなかなか難しいわけであつて、そういうところは政府保証をつけてあげましょうというところでございます。

どうしてもそういった機関債では無理だということでは財政債というところに行くわけでございますけれども、全部、機関債も政保債も出せない、財政債におんぶにだっこというのではこの改革の意味合いが薄れてしまうわけであつて、そのあたりはどうですか、原則が主客転倒になる心配はございせんか。

○宮澤國務大臣 いかにか営利を目的としていない

とはいひましても、それでもコストというものの考え方があるはずではないかということが渡辺委員のおっしゃつています改革の基本的な考え方でありました。

まことにそのとおりであつて、営利を目的としていないからといって、コストという感覚はなくともいいか、そんなはずはない。コストという感覚があれば、それならコストとベネフィットという関係は、コストの方が余り高くてベネフィットがそれより少ないのでは、本当にそういうことをいかに非営利といへどもやつていいのか、ほつておいていいのか、そういう考え方がずつと、この改革等で、お考えになられました改革を私どもはそのままだいて、考え方に流れていくわけでございますから、それをそのまま言ひましたら、まず機関債を出してみろ、おまえのところでは機関債も出せないような仕事というのとはどこかおかしくないかねというふうには、まず一つなければいけない。しかし、それでも、それはやはりやらないわけにもいかないというあたりで政保債になつたり、一番意気地がないと言つたら言葉が悪うございしますが、最後の場合にはもう財政債で面倒を見てもらう。そういう順序になるではないかというのは、私はおっしゃるとおりであると思ひます。

ですから、機関債が出せないのを当たり前だといふような顔をしてもらつては困るわけでございます。まして、ぎりぎり合理化努力をしてもらう。場合によつては、そんな仕事は本当に必要なかねというところまで、合理化努力がそういう目から行われるということは大事なことで思ひます。

ただ、その行く末で、どうしても機関債は無理だ、しかし、この特殊法人のやつている仕事は何かの形で助けなければならぬだろうということになりますと、渡辺委員の言われるような順序になつてまいらぬと思ひますが、初めからもう甘えて助けてやろうというふうな話では困るよというものがこのたびの改革だと思ひます。

○渡辺(喜)委員 ぜひそういう方向でお願いをしたいと思ひます。

以上、質問を終わります。ありがとうございます。

○下委員長代理 次に、石井啓一君。

○石井啓一委員 公明党・改革クラブの石井啓一でございます。

今回の財政投融資制度の改革は、大変大胆な構造改革でございます。私も大いに評価をするところでございます。

郵貯、年金積立金の預託を廃止しまして、今までは、特殊法人等がどちらかといえば受動的にみずから努力をせずとも資金を受けることができた。こういう制度から、みずから必要な資金をマーケットを通じて能動的に調達していく。このことによつて、特殊法人等の改革または財政投融資制度のマーケットメカニズムとも調和をさせる。こういうことでございますから、非常に大きな構造改革である、こういうふうな評価をしているところでございます。

その上で、幾つか確認をいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。まず、財政投融資でございすけれども、特殊法人等はみずから資金を調達する努力を行う、したがって、財政投融資の発行に向けて最大限の努力を行う、こういうことになっておるわけでありますけれども、特殊法人に対して財政投融資の発行努力をどのようにして促していくのか、この点についてまず確認をいたしたいと存じます。

○大野(功)政務次官 まず原則は、今おっしゃったように、とにかく自分でお金を調達して、貴重なお金でございすから、必要な事業だけに絞つていく、それからその仕事も効率的にやっていく、こういうインセンティブが働くことは言うまでもありません。それをどのようにして促していくかという問題でございす。

それはもう、今申し上げたような原則を十分理解していただいて、そして各機関がまず自己努力をやるのだ、こういうふうな考えでもらう。その上でないと、例えば、政府保証へいくとか、あるいは財政投融資、財政融資資金特別会計からの借り入

れもないよ。まず、自分で徹底的に努力をする、そして市場の評価を受ける、そういう自覚が必要だ。そうでないと仕事はできませんよ。そこから始まるのは、先ほど出ておりましたけれども、例えば政策コストの問題、コスト・ペネフィット・アナリシスの問題、こういうことを各財政投融資できちっとやつてもらつて、まず自分の足で立つのだ、こういうことから始めてもらいたいということでございす。

○石井(啓)委員 まず、財政投融資の発行努力をきちんとチェックして、その上で政府保証債あるいは財政投融資の資金の受け入れを認める、こういう方向だということではございす。いずれにしても、これはまた毎年度財政計画というのを立てるわけですから、その中で恐らくチェックをしていく方向になると思ひますけれども、まず、この大原則をきちんと守れるようによろしく御指導のほどをお願いしたいと思います。

今出ました政府保証債でございすけれども、これが安易に政府保証をつけるということになりますと、せっかく財政投融資がマーケットを通じてみずからの評価を確かめる、そういう機能が果たせなくなりますので、これは限定的にやるといふことでございすけれども、どういうふうな具体的に発行の対象を限定するのか、あるいは、その年限といふことも、暫定的にということではございすから、その発行年限をどう限定していくのかあるいは、そういう原則からいいますと、将来的には政府保証債といふのは無用といふすか、ない方向に向かう、こういうことの理解でよろしいのか、この点について確認をいたしたいと存じます。

○大野(功)政務次官 大きく分けまして、財政投融資、政府保証債、それから財政投融資、こうなるわけではございすけれども、同じことを言っているのかもしれないが、我々は、財政投融資と政府保証債は、どちらかというわけでは考えたい。財政投融資の中で、政府保証がある財政投融資と、政府保証がない財政投融資、こういう区分けではな

くて、むしろ、政府保証債といふのは限定的に、過渡的に使っていくのだという意味で、三つを分けて考えたい、まずこのことを申し上げたいと思ひます。

それで、資金運用審議会の懇談会の結論でも書かれておりますように、これは過渡的にやるのだ、あるいは限定的にやるのだ、こういう考え方でございすから、そのような考え方でやていききたいと思つております。

具体的に申し上げますと、例えば民営化が予定されております電源開発などにつきましては、それまでの間過渡的にやりましよう、こういう考え方が一つあると思ひます。

それから二つ目に、外債を出す財政投融資があれれば、やはり外国ではその機関についてよくわかつていないとすれば、これはやはり政府保証をつけてあげましよう、こういう話が出てくるのではな

いか。それからもう一つは、公営企業金融公庫のように、財政融資資金特別会計からの借り入れができません、そういうところが出す債券については政府保証をしてあげなければいけないではないか、こういう問題があると思ひます。もう一つ、四つ目のカテゴリーとしては、資金運用は各財政投融資でいろいろな形が出てまいりますので、五年未満の短期、五年といふことではないかと思ひますが、短期のものについてはつなぎで政府保証をしてあげよう、こういう考え方があろうかと思ひます。

いずれにいたしましても、それぞれの財政投融資がみずから厳格に政策コスト分析をやつて、そして、きちつとみずからやるべきことを効率的にやる、こういうことを見きわめた上で政府保証債を出すことは当然でございす。個別に厳格な審査を経た上で発行される、こういうふうな考えでおります。

それでは、将来ともこの政府保証債を続けるのかどうか、こういう問題でございす。今申し上げました三つ目のカテゴリーでございすしたか、

要するに、制度上、財政融資が受けられない機関がございす。そういうところをどう考えていくか、これは根本に残つてきますので、今の段階で将来やめるといふことは言えません。いろいろなことを検討しながら、しかしながら、限定的、過渡的に政府保証をやつていく、こういうことでございす。

○石井(啓)委員 ゼロということはないかもしれないけれども、だんだん少なくなる方向には間違いないというふうな理解をさせていただきま

した。ところで、財政投融資でございすけれども、これは先日の本会議の代表質問でもやりとりがございしましたが、基本的には財政投融資を出していただく、財政投融資がなかなか出せない機関については財政投融資による資金の貸し付けを受けることを認める、こういうふうにしておるわけでございすけれども、そういう原則からいいますと、財政投融資の方が財政投融資より重点がある、こういうふうな理解をしていいのかわか

ら。そういうことかといふと、なるべく財政投融資の発行努力をするということではございすから、徐々にそれぞれの特殊法人等の調達資金のシェアが、財政投融資のシェアがどんどん多くなるといふ方向に推移をしていく、こういうことの理解でよろしいのかどうか、その点について確認をいたしたいと存じます。

○大野(功)政務次官 理想を申し上げれば、そのとおりでございす。ただし、現実の問題がございすので、その辺は十分検討していかなければいけないと思つております。

○石井(啓)委員 理想の方向で頑張つていただく、こういうことになるかと思ひます。

ところで、財政投融資と財政投融資の調達金利を考えると、これは当然のことながら、財政投融資といふは、国債の金利の方が、それは国の信用というところもあるし、あるいは、発行量とか流通量を考えると、財政投融資の金利の方が低くなるだらう

ということが容易に予想されるわけでございます。そうしますと、それぞれの特殊法人にとっては、財投機関債で調達するよりは、金利の低い財投債の方が資金調達面では有利になるということになりますから、なかなか、みずから財投機関債を発行しようとする意欲が薄まるのではないかと、そういう懸念もございます。したがって、一つのアイデアとして、財投機関債の発行を促すような何か仕組みといたしますか、そういうものを導入してはどうかと考えるのです。

例えば、財投機関債の最低発行義務額を設ける
だとか、財投機関債の発行額に応じてその何倍ま
での財投債を受けることが可能にするとか、何か、
財投機関債を一生懸命出せばそれだけのメリット
がありますよ、あるいは、最低これだけはやらな
ければいけませんよ、そういうことを設けて、な
るべく財投機関債の発行努力を促すような仕組
みを導入してはいかでしょうか、こういうふう
に考えるわけでございますけれども、この点につ
いてはいかがでございましょうか。

○大野(功)政務次官 石井先生、一つのアイデアだと思います。しかしながら、財投スキーム全体の中で考えていただきたい。

と申しますのは、単に金利の差だけを議論するのではなくて、財投機関それぞれやはり国庫補助をもらいながらやっているわけでございます。したがって、財投機関が効率化する、本当に必要な仕事だけやっていく、これが一番大事なことでございます。したがって、とにかく財投機関費でできる限りやってほしい。そして、スリム化して本当に必要な仕事を効率的にやっていく、このことによって受けるベネフィットは金利に比べてどうかという問題が一つあると思います。これは国全体の問題、財投機関スキーム全体の問題だと思います。

それから一番目に、コンピネーションで、財投
機関債と財投債を組み合わせてやる、これもアイ
デアかと思いますが、そうなりますと、甘えが
出てくるのではないですか。それから、何とな

く市場も、財投機関債の背景に財投債があるから安心かなと、市場の本当の評価が得られなくなるのではないかと。そういうことを考えますと、私はやはりそこは切り離して、子供と親とに例えると悪いんですが、なかなか親離れしない、子離れしないというような感じじゃなくて、本当にそれぞれが独立してきちつとした市場原理で運営していくべきではないかと、このように思います。

○石井啓委員 いずれにいたしましても、実際にやってみないとわからないところもあろうかと存じます。今の一連の御答弁の中でも、原則をきちんと守って、まずそれぞれの特許法人等がみずから財投機関債の発行努力をきちんとやる、自覚をしてやる、そういう方向に政府としても促していく、ちゃんとチェックをしていくんだ、こういうことを私は確認させていただいたと思いますので、そういう方向でしっかりお願いをいたしたいと存じます。

きょうは郵政省からお越しをいただいております。今回、郵便貯金、簡保資金の自主運用ということで、これも大変な改革になるわけでございますけれども、機関投資家としては、郵便貯金の資金というのは世界最大のファンドになるわけでございまして、簡保資金も世界有数の規模のファンドになるということで、これがどういふふうに市場で運用を行うか、このことによって債券市場あるいは株式市場に与える影響は非常に大きなものがあるわけでございます。

当然そういうことは自覚をしていた大きながら運用していただくとは思いますが、民間のマーケットを攪乱しないような運用をどういうふうに心がけられるのか、この点について確認をいたしたいと存じます。

○團政府参考人　お答えいたします。
先生御指摘のとおり、財投改革のもう一つの法案として、郵貯の全額自主運用法案というものをご提出させていただいております。簡保につきましては、既に全額自主運用ということになっておりますが、郵貯につきましては、現在、

残高三百六十兆のうち、金融対策資金ということ
で六十兆円の自主運用をやっておりますけれども、
これがだんだんと自主運用になっていくといつも、
うふうな法案になっているわけでございます。そ
こで、御指摘のとおり、こういう大きな資金量に
なりますので、これが市場を攪乱させてはいけな
いということ、それとおりだと考えております。
そこで、郵貯、簡保の運用スタンドでございま

すが、各運用資産の市場規模を十分配意して運用を行うというのが一つ、それから、従来ともそうでございますけれども、長期安定的な運用を行う、つまり、日々売買を行うような格好ではなくて、長期に保有するという格好で、バイ・アンド・ホールドというふうな運用スタンスをとるということを大きな柱として、その攪乱を避けていきたいというふうに考えているところでございます。

このことにつきましては、法律案の中でも、毎年運用計画を策定するということとしておりまし

て、その中で、基本方針として、いわば分散投資であるとかバイ・アンド・ホールドを基本とするというふうなことにつきましても明記する方向で検討していきたいというふうに考えている次第でございます。

○石井（啓）委員　続いて、郵貯、簡保の運用で、運用利回りの目標というのはどういうふうに設定をされるのか。そして、損失が出た場合の損失の補てんというのをどういうふうに行うのか。あわせて、損失が出た場合、その責任というのはい

がどういふふうにおとりになるのか。この点についてお答えをいただきたいと思います。

○團政府参考人 お答えいたします。

御質問は、運用の目標ということが一点だと思います。

これは、郵貯と簡保はそれぞれ事業の成り立ちが違いますので、郵貯につきましては預金者に元金をお払いする、簡保につきましては保険金の支払いを適切に行うようにするというふうなことを目的として運用するわけでございまして、そのときの預金の金利であるとか、簡保の保険金の条

件とか、こういうものが支払えるようなことを目的として収益を確保するというふうなことを計画してやつていきたいというふうに考えている次第でございます。

また運用の責任の問題ということでございますが、これは総括して、来年一月から総務省ということになりますので、この運用の責任は総務大臣ということになってまいるわけでございますが、損失が発生しまして元利金、保険金の支払いができないということでは困りますので、そういう事態を避けるために、まずは運用対象として、この法律の中で元本保証のある債券を中心に運用対象を法定する。それから社債等、一部リスクのある債券も対象としておりますけれども、それに

つきましては運用制限、例えば資産総額の百分の二十以下にするというふうなものを法律上明記しております。それから、バイ・アンド・ホールドとか分散投資ということによってリスクを低減するということによりまして、そういう事態にならないように確実、安全な運用に努めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○石井啓委員 安全確実な運用をして損失を出さないようにする、それはよくわかるのですけれども、仮に損失が出た場合の補てんはどういう仕

組みになっているのかについて今御答弁がござい
ませんでしたので、もう一度確認したいと思
います。

〔鴨下委員長代理退席、委員長着席〕

○團政府参考人 失礼いたしました。

まず、一部損失が発生した場合ということに備えましては、現在はございませんが準備金というものをご価格変動に応じて積んでいくというふうな対応をしてみたい。現在は郵貯の場合はございません。簡保の場合は一部、準備金がありますが、郵貯についても準備金の制度を設けていきたいというふうに考えております。

さらに、それを上回る損失が発生した場合につきましては、積立金ないし繰越剰余金というものがございまして、これにより対応するというこ

とになってまいります。

さらにそれを超えた場合には、一般会計からの繰り入れ等というふうなことに制度的にはなっていないけれども、そのようなことにはならないような制度、仕組み、運用に努めてまいりたいという趣旨でございます。

○石井(参)委員 時間が参りましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○金子委員長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員 民主党の中川正春でございます。先般は、本会議で代表質問をさせていただきましたが、後でいろいろ読み返してみても、余りはつきりとした流れが出てこなかったものですから、もう一回それを確認する意味も込めまして、中身は先般の話と相当重複をしますが、一つ一つ確認をさせていただく、そんな質問をさせていただきますかと思っております。

財政というのは、基本的には、行政改革、省庁再編の基本法を審議していく過程の中ではつきりとした方向性が出てきた、こういう経緯であります。そのことから考えると、特に特殊法人をどう整理していくかということ、それから、公的資金をいかにこれから先、これもまた整理をしていくか、これは財源といいますが、郵貯あるいは簡保のあり方、あるいはその公社化、民営化ということも含めて、そんな観点で非常に前に出ていって、一つの議論というのがワンスステップ進んだということだろうと思っております。

それはそれとしてあるのですが、もう一つ私の懸念しますのは、どっちにしろして全体の規模からいって四百四十三兆円という、それがすべて行く行かないはともかくとして、それだけの規模のものを市場原理の中で運用していくという形ではないかということですね。それがどういう形で市場に影響を及ぼしてくるか。そして、仮に一つ一つの組み合わせの中で形の上だけ市場に転嫁しても、そこで売ったり買ったりするのは結局これまでと変わらないじゃないかという話ももう一つあります。しかし、それを構造的に変えていくということ

のが行政改革の流れでありまして、最終的に大枠の民間市場がどこでバランスをとっていくのか。最終的な落ちつきどころというのは、日本の全体の資金需給というものをどういうふうに変化させていくのかということですね。この観点が余り議論の俎上につけてきていないことがあるかと思うのです。

それはつきりさせるためには、もう一つその前の段階として、それぞれどういうシェアで国としてバランスをとっていくのか。こちらが、差し出す方が、それぞれ機関債、財投債、あるいは国の保証をその中にどれぐらい入れていくか。さつきから議論が出ていますが、それを最終的にはどれぐらいのところでバランスをしていくのかということをしつかりとメッセージを出してやらないと、その次、いろいろな思惑が出てくるんだろうというふうな思っております。

そういう意味合いで、これはどう公的な部分が縮小していくながら、最終的にはさっきの三つのシェアの中でどういうふうにおさまっていくのかという、この大枠をまずは説明をしていただきたいということでもあります。そういう観点からひとつ答弁をいただきたいと思っております。

○大野(功)政務次官 まず第一に、行政改革の観点から、特殊法人の整理にどうつながっていくかというポイントでございます。

今回の財政改革というのは、特殊法人を整理する、統廃合する、こういうような観点ではなくて、むしろ、特殊法人の仕事、これを効率化していく、対象を絞っていく、こういう観点からのものでございます。したがって、特殊法人の整理統合等の話はまた別の観点からなされるべきことだと思っております。例えばそれは、官民の負担の問題、それから官業の民業補完の問題、こういう観点からなされるべき問題であると思っております。

それから、もう一つの問題である四百四十兆円に上る規模の資金と市場の問題でございますが、ここは、先ほど来議論させていただいております

とおり、まず財投機関債をやってもらいたい。そして、それができない場合は政府保証。しかしながら、これは限定的に考えていこう、過渡的に考えていこう。そして最後のよりどころが財投債である。思想的に言いますと、そういうことでございます。

しかしながら、そのシェアとしてのメッセージが全然出ていないじゃないか、こういう御指摘は、まあそのとおりだと思います。

そこで、物事の考え方でございますが、いきなり今のいわゆる預託方式を廃止して、全部市場原理でやる、こういった場合に、二つの問題点があるのではないかと。

第一の問題点は、財投として、これまで活動しております、事業をやっております。その貸付金というのは二十年も三十年もかけているわけでございます。しかしながら、預託されている郵貯あるいは年金積立金の方は大体七年ということでございます。三十年かかって貸しているものが一方にあると同時に、七年で回収されるものがある。そのギャップをどうしていくか、こういう問題が一つございます。

それからもう一つは、新しい事業、毎年大体四十兆程度、上下ありますけれども、考えまして、その四十兆程度のものをいきなり市場へ出したらどういう影響があるんだろうか、こういう問題があるかと思っております。

したがって、問題をもう一度整理しますと、一つは今までやっている事業をどうやって継続していくかという問題であり、もう一つは大量の財投機関債なり財投債を市場がどう受けとめるか。それはもう市場の評価をまたざるを得ません。大変厳しい評価を受けることもあらうかと思っております。

そこで、過渡期間の問題をひとつ御理解いただきたいのでありますが、七年間に限っては、先ほど申し上げました、事業を継続する部分、これは財政融資資金特別会計から出していこう。つまり、主として財投債になるわけでございますけれども、

も、直接に郵貯なり年金積立金に引き受けていただく、あるいは簡保資金にも少し協力していただく、こういう思想でございます。

それからもう一つ、新規の事業の二分の一も同じように直接引き受けていただく、こういうことによつて、市場に対する影響を緩和すると同時に、今までやっております企業の貸し付けについても影響が出ないようにする、ここまでするメッセージでございます。

○中川(正)委員 最初の特殊法人の整理については、これはまた後ほど議論をさせていただきますと思うのですが、この特殊法人の整理を財投の見直しの中でやっていくというその思想というのは、確かにこの中にあるんですよ、法案の中に。だから、別のものだというふうに割り切ったさっきの答弁というのは私はやはり間違っているというふうに思っています。それは後ほど、またその話に返つて議論をしていきたいというふうに思うのです。

二番目のシェアについてなんですが、だから、トータルでどうなるんですか。それがさっぱりわからないんですよ。見えないんですよ。

○大野(功)政務次官 トータルというのは非常に難しい議論になります。今申し上げたような目に見える直近の問題として考えさせていただきたいのでありますが、直近の問題としてもなかなか予想困難ということになります。

と申しますのは、まず既往の貸し付けのところでございますが、これは本当におぼろげながらでございますが、平成十年度末の郵貯並びに年金積立総額が大体三百八十兆ぐらい借りておりますから、それを七年間で回収というかお払いしていきますと、これは一年間に五十兆円ぐらいかな。それから、貸し付けしている先から返ってくるお金、これが三十兆円ぐらいになるわけでございますから、残り二十兆円ぐらいかなということは一

つ想像がつくわけでございます。それから、新規事業につきましては、先ほどからるる申し上げておりますとおり、まずとにかく

本場に必要ない仕事だけやっていく、スリム化の問題があります。そして、それを効率化するという問題がありますけれども、スリム化して本場に必要ない仕事だけやっていく、こういうことになりまして、その内訳も財投機関債でやっていく、これが主体でございます。

したがって、財投債ということだけに限りますと、どの程度になるか。しかも、産業投資特別会計はもう別枠になってきます。金額としては小さなことですが、そういうことを考えていきたいと思います。新規のところはよくわからない。少なくとも、今の平成十二年度の規模でいいますと四十三兆円でございますが、四十三兆円から資金運用事業、これを六兆円ぐらい引きまして三十七兆、三十七兆から例えば一千一百億円の産業投資特別会計を引いて、そしてさらにスリム化するいろいろなことを引いて、その二分の一めど、こういうふうな感覚になりますので、ちよつとそこだけを見積るのには御勘弁いただきたいと思ひます。

○中川(正)委員 現実問題として、この法案を議論していくのに行き着く先がわからない、やってみたいというふうな形に進めていくというのには無理なんですね。そのことを一つ指摘しておきたいと思うのです。恐らく、このまま何回も何回も言つたつて、同じような話が過渡的な話を含めて出てくるんだろうと思うのですが、それがまず一点。

では、ちよつと方向を変えて聞きますが、仮に、百歩も譲つて、やってみたいとわからないということをやつたとして、お話をすると、まず財投機関債を発行することに努力しないといふそれぞれの特殊法人、財投法人に言うんだ、こういうことですね。それで、その特殊法人から、発行できないんだ、やつても買つてもらえないんだという話が出てきたら、それに対して改めて国の保証をつけるとか、あるいは、では財投債でやろうとかというふうな判断を、これはだれがするのですか。○金子委員長 先ほどの、前者の食い違い等も含めて、大野政務次官。

○大野(功)政務次官 中川先生の御指摘は、最終行き着く先の規模がわからないとこれは無意味なんじゃないかというふうには私は受けとめたのでありますけれども、私は全くそう思ひません。その行き着く先はもうわかっているんです。方向性が一番大事なんです。

今までは、お金がふんだんにあるから何に使つてもいいよという感覚は、今の財投機関の人にはないと思ひますけれども、そういうことになりがちだった。財投事業の肥大化につながつていた。これをまず改めるといふのが大変大きな改革であり、改革の方向はきちつと出ているわけでございます。それがまさに大事なので、そのために、では来年幾らお金がかかるんだ、財投債を出すんだ、これはちよつと予測できません。それはスリム化が一番大事なので、そのスリム化というインセンティブを与える、市場の目にさらしていく、その市場の目にさらすためにはディスクロージャーもやつてくださいますよ、こういうことが一番大事なのであります。その方向を評価していただきたい、このように思つた次第でございます。

それから、資金調達手段のところでございますけれども、資金調達につきましては、例えば財投機関債につきましては、もう既に、例えば帝都高速度交通営団が発行しておりますし、それから住宅金融公庫も既に本年度中に発行をする予定になつておりますし、また、日本政策投資銀行や国際協力銀行等も今検討いたしておるところでございます。

したがって、財投改革の趣旨を踏まえつつ、具体的な発行方法について今検討が行われておりますけれども、財投機関債に限って申し上げますと、各機関において検討しておつて、その検討の結果、これは予算の決議事項ではありませんが、国会の決議事項ではあります。もちろん参考資料として出てきますが、それは各機関に任せる、こういう事柄でございます。そういうことで、最終的にはこれは財投機関がみずから判断し、市場が決定する問題だ、こういうことでございます。

それから次に、政府保証債なり財政融資資金特別会計からの融資、これをだれが判断するんだ、こういう問題でございます。

これは、まず概算要求が八月末にございますが、どういう仕事をやるんだ、そして、その仕事で財投機関債に加えて政府保証あるいは財投債で補足していくことが本場に政策効果に有効に働いていくかどうか、これは予算編成過程で決めていく話でございます。十二月末までに決まっています。そしてそれは、財投債並びに政府保証債につきましても国会の承認をいただく、決議事項になる、こういうことでございます。最終的には国会の御判断でございます。

○中川(正)委員 最初の話ですが、私は、今回の財投改革そのものの流れ、市場へ持つていくという話は、これはそういう時期でもあるな、大いに知恵を絞つてやっていきたいと思います。その方向性を否定するわけじゃない。これは賛成なんです。

だけれども、例えば、単純に国民から見ても、財投債の発行というのは国債の発行なんです。その国債のポリュームがぐつとふえていく中で、片方、必ずその分は買わせますよ、郵貯の方で買わせますよ、あるいは簡保の方で買わせますよ、こういう話であつても、外から見ると全体の日本の国の将来というものはやはりちゃんと説明をしていく必要があるであろう。当面は財投債をそんな形で膨らましてくれども、あと何年ぐらいたつたらこれはこんな形で整理ができますよ、最終落ちつくところはこうしたいものです、そういうメッセージをはつきり出していかないと、これは立場変わつて答弁しているような感じになりましたが、しかし、本場にこの国の今の置かれてある立場からいって、その辺のメッセージをはつきりさせないと、これはやはりマーケットにも混乱をもたらすんじゃないか。だからそこまで話を詰めてしっかりと方向性を出してくださいよ、こういう意味から言つていいのです。

だから、やってみたいとわからないというふうな話をこの場でし続ける限りは、我々は、ではそれを出すまで話に乗らないよというふうなことになるから。その点を言つていくわけです。

○金子委員長 もう一遍聞いてください。

○中川(正)委員 それをまたやるんですか。出てこないでしよう、どうせ。

○金子委員長 大事な問題だから、もう一遍、大野政務次官。

○大野(功)政務次官 かわりまして御答弁いただきました。ありがとうございます。

大事なことは方向性であり、その方向は、言うまでもなく、財投機関がみずからの手でやっていく、そして財政融資資金特別会計からの融資はなるべく少なくなつていく。それはなぜかというところ、財投機関の事業が本場に必要ない仕事だけに絞られてくる、しかもそれが効率的に行われていく。ですから、方向性はもうそこで決まっているわけです。

先生が先ほど、規模でどのぐらいになるかというふうにおつしやつたと私は思ひまして、規模では申し上げられないな、金額で申し上げられないなということをおつし上げたので、思いは全く同じでございます。

○中川(正)委員 やはり答弁になつていないですよ。これは、この法案が採決されるまでにやはり出すべきだと思います。数字で。最終のおさまりどころ、こんなふうになるんだということ、これが一つです。

それから、財投機関債、それぞれの機関でまず判断するんだ、こういうことではあります。先ほどからも議論が出ていたように、そうすると、これは調達コストが上がるんだと思うのです。これはどの機関でもできるだけこれまでもおつて安いコストで借りたにこしたことはないし、それの方が市場のいろいろな難しさというものを避けられるというインセンティブがやはり働くというふうな思ふのです。だから、私は、これはその財投機関に任せるにしても、とにかく全部を一遍市場にほうり出しなさいと。

それで、いみじくもさつき言われましたが、最終的には市場が判断するんだということであり、それから、その中で市場に否定されたものというものは、一〇〇%そうした借入金でやるのじゃなくて、税金を半分入れましょう、あとの半分がこれですよ、こういう組み立てはいろいろあると思うのです。その中で、組み立てた上で全部市場に出して、これは政府の意思どおり、あるいは特殊法人の意思どおりに採算の合っていく、あるいはコストの合っていく事業かそうでないかというのは市場が判断していくべきじゃないか、私はこれが理想だったと思うのですよ。

ところが、さつきからお話を聞いてみると、そうじゃなくて、これだったらちよつと格好つけていくのにこれぐらいのところだろう、あとはできないという話を政府の方に、できるだけこれまでもどりの資金調達をしていくじゃないかというのを、できる枠組みで進めようとしているのではないか。それをやれば、市場メカニズムで一つ一つプロジェクトを評価していくんだという話にはなっていないじゃないか、こういうことだと思ふのです。

それについてはどのような基準をつくっていくのか、やはり基準が要るのだらうと思うのです。勝手にやってくださいよと——これはちょうど行政改革の議論をしていたときに、独立行政法人というのをどういうふうに入れていくかということがあったのですが、あのときの議論と一緒に、あのときも、そんな基準がないものから、お互いが話し合いの中でいきましたというところでやっていた。その結果、非常に中途半端に、格好だけつけるような独立行政法人がいつぱいでき上がったわけですが、そういうことと同じような中途半端さがこの中に仕込まれているというふうには私は読み取っていくのですが、その点についてのもっと具体的な基準というのが必要だと思ふのです。これについてはどうですか。

○大野(功)政務次官 まず第一点の、もう少し安

易に流れずにゼロから出発したらどうか、こういう点でございます。

基本的に、考え方としては、そのぐらいの考え方で臨まなければいけない問題だと思ふます。しかしながら、大枠としては、過渡期間、経過期間七年に限っておりますけれども、七年に限っては、今申し上げました既往の貸し付け並びに新規事業の二分の一プラス簡易保険からの協力、こういうことを考えている。

しかし、二分の一といっても、二分の一に必ずしなければいけないというのではなくて、二分の一以下でいいんです。七年終わる前にゼロになった方がいいんです。それぐらいの気持ちで進んでいく。しかし、大枠として、初めからゼロだよ、こうなりますと大変市場も不安です、既往の貸し付けも、うまく事業が運営できるのかどうか、こういう問題があるために、そのような過渡期間の激変を緩和する措置を考えている、こういうこととでございます。

それから二番目の、勝手にやれといったつてどういう基準があるんだ、こういう御指摘だと思いますが、そこは政策評価システムをどうとんこれから取り入れていかなきゃいけない、これは大変難しい問題だと思ふます。

まず政策コストの面は、これは国の補助金というところで、将来にわたって国民にどのぐらいの負担が生じるんだ、これは計算できると思ふのです。しかしながら、その際に一つ注意しなければいけないのは、これだけのお金を入れるなら他の選択肢はないんだらうか、これはやはり国として判断していかなくちゃいけない、こういう問題が一つあるかと思ふます。

ただし、一番難しいのは、先ほど大臣からも御発言ございましたけれども、コスト・ベネフィット・アナリシス、ベネフィットをどう考えていくか、こういう問題だと思ふます。先生御存じのとおり、昨年の八月に五つの特設法人等で政策評価を自分で行ったこととございました、大蔵省もそれに協力したということとございますけれども、そのベネ

フィットの分析というのはどう考えていったらいいのだろうか。

五つの問題につきましては、詳しくは申し上げませんが、例え道路をつくった場合に、所要時間が短縮される、これをどういうふうに量で把握していくのだろうか。あるいは、事故が減った、これをいかに量の問題として把握していくのだろうか、こういうことを十分研究してやっていくかなきゃいけない。私どもは、今年のそういう政策コスト分析というのは、五つじゃなくて、もう少し数多く政策コスト分析をやっていくようにしたいなと思っておりますし、時期も八月以前、概算要求の前に仕上りたいなと思っております。

いずれにいたしましても、ベネフィットの、便益の定量化、同じような物差しでどうはかっているか、このところはこれから一生懸命検討し、勉強し、進めていく。もう少し具体的に基準を示すというところでございますが、そういうコスト・ベネフィット・アナリシス、政策コスト分析、これをこれから進めていく、これが一番大事なことで思ふます。

○中川(正)委員 それは以前にも聞かせていただいたのですが、政策コスト分析ということ、その事業自体を財投債でやるのか、財投債関債でやるのか、あるいは国の保証をつけるのかというところはちよつと違うというふうに思ふのです。機関債でやったりあるいは国の保証をつけるというところは、マーケットへ出したときに、それがマーケットとしての評価、ということ、リターンが少ないから、あるいはその事業自体のリスクが大きいからということでしょうね。いわゆる採算というところで、採算に合わないからマーケットで買っていないことはできないのです、だからそのリスクを国が肩がわりしてやりましょう、こういうことですね。

その問題と、さっきのコスト分析というのは、これは税がいかに生かされるかという話ですね。これとはまた別個なんだというふうには私は理解しているのです。だから、実際にリスクが大きい

どうか、これはもう事業として成り立たないというマーケットの評価というのは、これは、そういう評価があったら、そういう手法ではその事業はやらない、もしマーケットの評価を言うのであれば、だから、この特殊法人でやるような事業ではないんだと。もしそれを税でやるんだとすれば、特殊法人は要らないんだ、そうじゃなくて直接国がやるべき事業じゃないか、こういう整理をやっていくというのが今回の財投の改革の中に含まれているんだという理解が私たちの理解なんです。ところが、それを何やかや言いながら、何もかもひっくり返して、成り立っていないのはこれまでもおり財投債でやるうじゃないかというふうな話にしてしまつたら、一つ一つの事業が整理ができないでしょう、あるいは特殊法人自体が整理できないでしょう、こういうことを主張しているのです。だから、それだけに、はつきりとしたその基準というのを事前につくっておいて、それぞれの基準に合わせた形で、もし仮にやるとして、国の保証に合わせた形で、当面財投債という形でやらないというふうな、いわゆる説明責任があるというふうに思ふのです。さっきの説明を聞いてみると、このところが全くわからないのですよ。

○大野(功)政務次官 例えば、市場で受け入れられない特殊法人の事業は廃止すべきだという結論にまで行くかどうか、こういう問題でございます。

この問題は、私はこのように考えます。つまり、財政投融資というのは金融的手段を用いて行う財政政策でございますから、資源の配分の問題、あるいは景気対策の問題、こういうことを含めて、その政策として有効であれば、市場で拒否される場合においても政府として金融的手段を用いて行う財政政策として遂行していくべきである、これは判断の問題でございます。したがって、そういう要素を入れないと、この財政投融資の問題はよくわからなくなってくる。つまり、実行に当たる財投機関というのは、徹底的にそれがスリム化し、効率化していく、当たり前にございます。しかし、そこに財政資金が入ってくる、一般会計、特別会

計からお金が入つてきて成り立つてゐる部分もあります。なぜお金が入つてきてゐるのか。それは、政策として遂行すべきものであるから、景気対策としてもやるべきものであるから、中小企業対策としてもやるべきものであるからそういう形になつてゐるわけでございます。

したがいまして、そのところを二つに完全に分けて考えると、それでは市場から受け付けられないものはみんな財政融資の世界から退場しろ、こういうことになつてしまふ。そういうことで日本の国の政策が実行できるのかどうか、私は、そのところを考へていただきたい。もし市場ではねつけられても、その財政機関が実行してゐる事業が金融的手段を用いて行ふ財政政策として有効なものであれば、そこは政府保証をつける、そして財政債をつける、こういう形で実行していくのは当然ではないでしょうか。

○中川(正)委員 論議矛盾というか、議論の混乱があるように思ふのです。

今回の財政融資改革というものは、これは一番最初の省庁再編の基本法の中に、財政融資という制度はやめようとはつきり書いてあるのです。だから、さつき言われたような考え方で財政融資というのを使うことはもうやめましようという前提でこれが始まつてゐるのが、また議論の蒸し返しのような話で、その分はやつていしましようということ、だからさういつた話を聞いてゐると、恐らく全体の整理ができないままに何か走り出しちゃつたような気がしまして、これは運用していく中では相当問題が出てくるのじゃないかなという感じが一ついたします。

それからもう一つは、さつき申し上げたように、特殊法人のあり方そのものをこれから議論していく中で、基本的には財政機関債ですとはつきりと言つてゐるのであれば、それはマーケットメカニズムでこれからは特殊法人というのは運用していただくさいよと、それに乗つてこないものは、これは特殊法人がする必要はないんです。そうじゃなくて政府が直接やつたらいいい、そういうこ

となんで。

そこを中途半端にするためなんで、もし仮に中途半端があるとすれば、我々の理解は、さつきの理想型、最終行き着くところですが、その行き着くところへ向いて大きな混乱をもたらすといけなから、自分自身でもおつしやつたと思うのですが、過渡的にとりあへずのところ政府が国債で直接それを賄つていしましようとか、あるいは国の保証をやりましようとかという様な形ですよ、しかしそれは過渡的なんでよというのをはつきりさせること、こんなメッセージをしつかりと整理をして出していかなきゃいけないんだと思うのですが、それがどうも混乱されておるようなことだと思ふのです。

大臣、手が挙がりましたから、大臣から整理してください。

○金子委員長 その前に、大野政務次官。

○大野(功)政務次官 まず事実関係だけ申し上げて、その後、大臣から御発言いただきたいと思ひます。

まず、財政というものを将来どうするかという問題提起がありましたけれども、中央省庁等改革基本法の第二十条、「財務省の編成方針」でございますが、ここには「財務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。」と書いてありまして、「財政融資制度を抜本的に改革することとし、郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金に係る資金運用部資金法第二条に基づく資金運用部への預託を廃止し、並びに資金調達について、既往の貸付けの継続にかかわる資金繰りに配慮しつつ、これが第二点、

「市場原理にのつとつたものとし、並びにその新たな機能にふさわしい仕組みを構築すること。」というふうに書いてございます。問題は、財政を廃止するとは書いていません。財政については、預託を廃止する、市場原理であります。過渡期間については十分配慮しなさい、こういうふうに書いてあるわけでございます。したがいまして、経過措置と先ほど申し上げました

のは、そういう過渡的な期間のことを私は申し上げてゐるつもりでございます。

あとは大臣から御発言いただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 今の御質問それから答弁をすつと伺つてはいたしましたが、確かに、これからどういふ見通しになつていくのかということについて、十分なこととお示しできないわけでありまして、中川委員の言われるように、これによつていわゆる特殊法人というものを、その業績によつては整理してしまふ、あるいは直接政府の仕事にする、そういう目的をこれは確かに持つておるわけで、今まで親から金をもらつておつたものを自分で金を調達してこい、できなければという部分が確にあるわけですね。

それはつまり、一言で言つてしまへば、政府が財政融資債というものはなかなか出せない、出さうとすれば非常にコストリーになる。どの程度までコストリーになつてもいいのかという様なことを言えとおつしやるのは無理もないと思ひますが、それを計数的に今、さうすると実際はこの財政機関はなくなる、これは生きさうだとかいうやうなことを一つ一つやつて、そしてなくなつたら、どれだけ今度は本当に、そういう特殊法人のやつてゐる仕事をもうしなくていいという、それでいいのかどうかという判断をしなければならぬとかいふ大変難しい問題を含んでゐますが、それにもかかわらず、おつしやることはごもつともだなど私は思ふところがあるわけですね。そこを何も申し上げていませんから、非常に甘く運用すれば何でもないことになつてしまひます。

しかし、さうでない保証もないということでありまして、どうも私は思ひますが、現実的な方法としては、財政債というものをできるだけ辛くするということにならざるを得ないのかと思つてゐます。つまり、みんながそこへ逃げ込もうとするわけですから、そんなに逃げ込めないという状況をだんだんにつくっていくことではないでしょうか。消化については今総括政務次官が言わ

れましたように、消化のことは経過的な措置をいろいろ郵政省とお話をして、そのやりようはございまいしょうけれども、また郵政省も、自主運用といつても、そんなに安全有利というものがたくさんあるわけではありせんから、そういう経過的な話が成り立つ余地は大きいと思ふのですが、しかし、そこを大きくしますと、今度はみんな財政融資債なんかはやらないです。財政債にみんな頼つてくるということになるじゃないかというの、どうも私はさういふふうになるのだからな。

これは、実は今大蔵省が、どれだけ財政融資債ができるのかねということについて、どれだけ厳しい方針を持つてゐるかということにも関係があると私は思ひます。まあいいよ、あなたのところは無理だらうから、それなら財政債で拾つてあげるよと、言つてはいないのだからと思ひますけれども、お互いにさういふことはシステムとしてはあるわけですから、君のところはやはり財政融資債さえ出せないのではちよつと難しいねとか何とかいふことをざりざりまでやらないと、これは今と余り違わないうことになつてしまふ。おつしやつてゐることは、どうも私は自分もさういふ疑問を持ちます。

そこで、お答えとしては、まずこれからの行政の問題として財政融資債というものを、ざりざりやはり各財政機関と交渉するというのが一つ。がしかし、そのバックアップには財政債というものがさう無限には出せないのですよというところ、一つ。さういふふうな行政をやつていって、中川委員のおつしやつてゐるような方向に全体を向けていくといふことしかないのである。

本当は、計数的に言えとおつしやるのは、私は、筋道としてはさうかと思ひますが、それを計数的に出すことは恐らく非常に難しいわけでございます。さういふ運用のところでは我々が考へていかなきゃならないのではないかと。

政務次官がお答えしていることは、そのお答えは一つも間違つてゐないのですけれども、しかし結果として、法律が指向してゐるところ、あるい

は政府が指向しているところは、そっちの方へ物事が動くギランティーというものが無いじゃないかということになりますから、したがって、運用についての今申し上げたような方針というものはつきり申し上げておくということが、おっしゃっている方向へ物を向けていくための最小必要なことではないかというふうに考えております。

○中川(正)委員 いつも、大臣のやわらかい、例えをまぜ込んだ答弁でごまかされるのですけれども、趣旨はわかっていただきたというふうに思います。

しかし、さっきの抽象的なお話の中で、しっかりと財投債を発行していく条件を厳しくするというところの中でコントロールしていくじゃないかということ。実は、こういう表現でこれまで日本の行政というか政治が動いてきて、いつの間にかその中にモラルハザードを起こしてしまった。宮澤大臣がずっとこれから何年もそのポストにおいていただいて、そういう目ではいいのですが、恐らくは、そういう国会答弁があつても、現実問題としては、それぞれ特殊法人の思惑の中で、これまでと余り変わらない自己増殖を圖っていくんだらうという想像がされるのです。やはり、それを担保するにはそれなりの書いたものが要るんだらうと思うのです。具体的にそのルールづくりというのが要るんだらうと思うのです。だから、この法案が本当にその趣旨のとおり運用されるかどうかというのは、そのルールによって担保されるんだというふうに思っています。それがやはり必要だというふうに思います。

そのルールをどんなふうにつくっていくか。このところをもう一歩踏み込んで、こんな形でつくります。この法案が通るまでということと、あるいはその基本ルールはこうですよということだけでも表明をしますというふうな、一歩具体的に進んだ答弁をいただきたいと思うのです。これは大臣に。

○宮澤國務大臣 これは、押し詰まりますところ

は、しよせん、これは大変なことなんだと考えるか、いや、何とかなし崩しにできちゃうと考えるかということに尽きますから。したがって、法の期待しているところをなし崩しにしないような法の施行というのはどういうふうにすればいいかということ、そのことについて、計数的にこうやるということは私は実際上難しいんだと思いますから、人がかわつたら変わるということでないような、もう少しきちんとした御答弁ができるかどうか、検討いたしてみます。

○大野(功)政務次官 大方針を大臣から御発言

いただきましたので、運用面ですごく厳しい態度でやっていたかなきゃいけない、こういう観点から若干、監視の問題について御説明させていただければと思います。

それで、国会の監視。もちろん、財投機関の自己努力の問題、それから各省庁の見直し、それから財務省による審査、与党による審査、それにあわせて国会の審査、先ほどもちょっと触れましたけれども、決算行政監視委員会とか決算委員会。それから、各省、総務省政策評価委員会等がございます。また、会計検査院の検査もございます。総務省による行政監察の問題もございます。一方、外部監査の問題がある。特殊法人の情報公開法制、まだまだ検討中ですが、そういう問題もある。それから、ディスクロージャーの問題として、現金主義から発生主義、こういう問題もあります。

そういうことで、みんなで監視していこうという体制だけはつくる方向でやっておりますことを付言させていただきます。

○中川(正)委員 聞かせていただいております。ただし、いつも論点がはけるんですよ。違うんですよ、それは。マーケットを使ってその機能を出していくというのがこの法律の趣旨ですから、監視だとか何だとかというのは、これまでいろいろやってきて、特殊法人があれだけ焦げつきたためたわけですから、だから今回はマーケットを使う、市場原理を使おう、こういう発想なんだとい

うことを早く頭の中を切りかえてください。お願いします。そういうことを申し上げておきたいというふうに思います。

だから、整理をすると、私の希望としては、さっき一つは大臣に、ルールづくりについてはこれから議論をしていくという答弁をいただきました。もう一つは、全体の行き着く先ですね。過渡的にと言われます。過渡的にどれぐらいのシェアで財投債や国の保証が入っていくのか、それがどんな形で消えていきながら何年ぐらい先にはどういう形になるのかという、本当に全体の具体的なビジョン、これをやはり示す必要があるだろう。特に、この法案を説明するのに、国民に説明できないですよ。これで具体的にどう変わっていくんだと言えないんです。やってみないとわからないですよ、これではやはり説得力がない、理解をしてもらえないということです。これはぜひ成功させたいという気持ちの中でそれを申し上げておるので、これをひとつ考えていただきたいというふうに思います。

それから、郵政省の方から来ていただきました。これで郵便貯金が自主運用という形になってくるわけですが、本会議でも申し上げたのですけれども、財投から切り離れた形で郵政が貯金と簡易保険を運営していくことになる、それなりのまた説明のし直しというのが要るんだらうと思うのです。これはさっきの過渡的な部分の中でまだその資金が残っていますから、それはいいです。七年サイクルの中で清算していくというその過渡的な話はいいですが、最終的には、なぜ郵便局がこういう貯金の事業と簡易保険の事業をやっていくのか。これは自主運用ですから自分のところで完結する形でやっていくということですが、これに対する定義の見直し、説明のし直しというのがもう一回要るんじゃないかという問いをしたわけですが、本会議場での答弁を聞いてみると、これもまた何かちんぷんかんぷんな話しか出てきていないので、もう一回このところを確認させていただきたいというふ

うに思います。

○前田政務次官 お答えをさせていただきますと思います。

郵便貯金、簡易生命保険事業につきましては、専ら小口の個人を対象として、簡単に確実な郵貯や生命保険のサービスをあまねく公平に提供することを目的としたしております。必ずしも我々は、財投資金の調達を目的に当初は設定されたものではございません。

また、財投改革、全額自主運用後においても、郵貯・簡保資金につきましては、公営事業らしい運用を行うため、確実、有利という原則に加えて、公共の利益に配慮する仕組みをつくることとしておりまして、資金運用面におきましてもその役割を果たしていくことが大事であると考えております。

○中川(正)委員 金融ビッグバンでいろいろなレベルの資金運用というのがこれからどんどん出てきて可能になってくるわけですね。その中で、どういう位置づけになるんですか。何が特徴になっていくんですか。ということは、国の保証があるからこれだけ大丈夫だろうということだけにすがってこれからは商売していくのかということになると、もうそれは要らないんじゃないか。いわゆる自己責任という、片方、民間のサイドでしっかりそこを強調しながら改革が進んでいく中で、一点ここだけが何か古典的に安全だ、これは国の保証があるから安全だ、こういう形でやっていくようなものが本当に必要なのかどうか、そんなことなんだらうと思うのです。

それと同時に、財投のときは金利の設定というのが一つ有利な形で進めていった、こういうことです。それが自主運用になると、全くそういう意味ではほかの民間の金融機関と競争になる。そうになると、最終的に国民のサイドから見てもリットがあるとなれば、それは国が保証しているからだということだと思ふのです。それだけで事業が成り立つていくかという、どうも民間の頑張っている人たちに對して説明ができないとい

うふうになつてくるんじゃないかということだと思ふのですね。

そういう議論をした上で今回の財投というのはあるんだらうと思うのですが、さっきのお話では、ちよつとその説得力が出てこないんです。困つた話だと思ふのですけれども、どうでしょう。

○前田政務次官 御承知のとおり、いずれ公社化に移るわけではございまして、来年は総務庁と一緒に自治省と一緒に総務省という名前に入つてまいります。そのときに郵政三事業は郵政事業庁という新しい形になっていくわけでありまして。その後、公社化という形に移行していくことは先生御承知のとおりでございます。

郵政と簡保事業ということは、我々は、国民経済上非常に必要なサービスとして、国営事業として今度は郵政事業庁が担う、こういう目的になることになつてまいります。

その中で、中央省庁等改革基本法は、平成十五年、二〇〇三年に、郵政事業庁の事務を引き継ぐ国営の新たな公社が発足することになっておりますけれども、同法の第三十三条におきましては、「独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を可能とすること。」それから、予算、決算は、企業会計原則に基づいて処理をすること、経営目的、経営計画等に基づく業績評価を実施することなど、その他いろいろと具体的な事項につきましてさらにも検討する、こういうことになつております。

そこで、先生のおっしゃる国家保証という点でございますが、これは公社ということになりましたら、現行の国家保証を同様に取扱いすべきであるといふことは考えておるわけでありまして。

そこで、先生今御指摘にありました民業圧迫ということになる、あるいはまた民間との協力ということにつきましては、国家の保証というものをなくして民間と同じようにという感じではどうかという話でありますけれども、郵便貯金というものは、民間企業に比べまして税金というものは全然払つていないわけでございます。そうすると、民

間金融機関と郵便貯金というものは、おのずと郵便貯金の方が有利になるんじゃないか、こういうことが考えられるわけでありまして、我々は、両者の違いといふものは全体的な大きなバランスの中で考えていかなければならないというふうに思つております。

我々の郵便貯金は、税金は負担はしていませんけれども、全国あまねく公平サービス、約二万四千七百という郵便局がございまして、例えば過疎地のところでは、銀行がないところでも郵便局というものは採算性を度外視して郵貯とかそういうものを扱つておるわけでございます。

それからまた、民間は法人も対象とするものですけれども、我々はあくまでも預金というものは一千万という限度を抱えておるわけでございまして、そういう点では、ただ単に民間と我々の郵便貯金あるいは簡保というものに關して、有利か不利かというところは比べられるものではないというふうなことを考へておるところであります。

○中川(正)委員 恐らくその問題というのは、これからまだ延々と議論を積み重ねていかなきゃいけないんだらうと思ひます。

とにかく資金量が莫大だ、二百四十兆円というのは、これは日本のこれからの資金運用をどうしていくか、さっきの全体の姿を見ていった場合にも、本當にそれが郵便局に集まつていつて自主運用をされていく、その形態でいいのかどうかというものは、この財投の改革の中でやはりもう一回考えなきゃいけないんだらうというふうに思ふのであります。

このところを大臣、大蔵省の立場で、全体の資金運用の流れの中で、郵便局、いわゆる公営事業の中で自主運用をされていく、そういうのが全体のマクロに見てあるべき姿なのかどうかということについて、ちよつと御意見を聞かせておいてください。

○宮澤國務大臣 先ほどの話を伺つていて、それは実は半分の話であつて、最初にちよつとおつちやいましたように、非常に大きな金が自主

運用される、それが国の経済における金の流れにどれだけの影響を与えるかということとは同じぐらゐは大きな問題でございますね。

今までは、ある意味で、預託を受けておりましたから、そこでもたまつていたというか散らない効果があつたかと思ひます。ですから、言つてみれば、安全有利にという中で、より有利ではなくてより安全の方にきつと運用されるんだらうと思つていまして、そうである限り余りあはれないかもしれない。しかし、これだけ大きな金を動かせるということは大変なことではございまして、大蔵省が何ができるといふ話ではないと思ひますけれども、運用計画のようなものは恐らく政府としても郵政省としてもきつと持たれるのでありまして、しやうし、それについての意見なりあるいはなんなりは申し上げることができるとか、具体的にございませうが、大きな金の流れといたしましては、さういふようなことは思つております。

○中川(正)委員 このままだと国が関与をしてマキケツトをゆがめる結果になるということだけをちよつと指摘をさせていたでいて、その分野からやはり郵政省の中では議論すべきだと思ふのであります。

今の、安全だ、安全だと言つていただけで商売が続いていくかという、そんな時代じゃなくなつたといふことを指摘をさせていただいて、時間が来たやうでありますので、私の質問を終わります。

○金子委員長 次に、鈴木淑夫君。

○鈴木(淑)委員 自由党の鈴木淑夫でございます。

私は、戦後の日本経済において、財政投融資の仕組みというのが一定の役割を果たしたことは疑いのない事実だと思つております。戦後、経済が荒廃したところから全国津々浦々に張つた郵便局のネットワークで、零細な貯蓄資金を貯金あるいは簡保の形で吸ひ上げてくる、あるいは年金の基金を活用するといふ形で、ほつておけば民間の融資がつかない、あるいは民間が投資をしない、しか

し日本経済にとつて大事だといふところに吸ひ上げてきたお金を回したわけでありまして、この財政投融資の仕組みが日本経済の発展、特に高度成長期において大きな役割を果たしたことは疑いのないところだと思つております。

しかし、高度成長期が終わつた後、七〇年代後半、八〇年代と過ぎるうちに、識者の間で、この財政投融資の仕組みの問題点がいろいろと指摘をされ始めたわけでありまして。私自身も、著書の中などにおいて、八〇年代からはつきりその問題点を指摘する立場に立ちました。大蔵省の理財局の方も問題意識をお持ちになりました。実は私は、九六年十月の総選挙の公示日の前日まで、大蔵省の理財局長さんの諮問機関のメンバーとして、一緒にたつて財政改革を議論したものでござい

ます。それから、この法案につきましても、自由党の中で財政や金融の責任者として、あるいは与党の政策責任者会議のメンバーとして審査した立場でございまして、ここに出てきた財政改革というもののについては、私は個人的には非常な思い入れがございまして。特に、この大改革を決定した理財局を中心とした大蔵省の決断に対しては大きな評価を与えたいと思ひますし、それなりに尊敬申し上げたいと思つております。

ただ、私のこの思い入れと政府・自民党さんが考へていふことと、ひよつとして食い違つていふと、私のひとりよがりということになりかねませんので、この場をおかりいたしまして、政府に対して、今度の財政改革の意味、ねらい等についてお伺いしたいと思ひます。

まず最初に宮澤大先輩、大蔵大臣にお伺いたしますが、さつき申し上げましたように、財政投融資の仕組みというのが大きな役割を果たしたことは疑ひはないが、その問題点が次第に指摘されるやうになつてきた、それがこの大改革につながつたと私は思ひますが、宮澤大臣は、どういふ点に問題が出てきた、その原因は何だ、したがつてここをこう直すんだ、こういう形で頭の中を整

理されておられると思いますが、まずその点をお聞かせいただきたいと思ひます。

何が正しいことになつてきたか、そしてその原因は何だと考えた、だからこう直すということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 いろいろな考え方があると思ひます。要するに、非常に膨大な資金量、それは貯蓄でありまされども、それが国の意思によつて使われてきたという功罪ということになるのではないかと思ひます。

先ほど鈴木委員が言われましたように、戦後、荒廃から立ち上がった我が国にとつて、これだけ大きな国民の貯蓄が政府の意思によつて運用できたということは、大変に大きなメリットであると思ひますが、それが国がこれまでで上がつてまいりましてなおそういうことが続いていることの可否というものは、再検討されるべきときに來ておつたんだと思ひます。

もちろん、メリットが大きいことは間違つていないと思ひますけれども、いろいろな意味でのデメリットが考えられる。例えば、それはマーケットエコノミーに任せてもいい仕事への投資であるとか、あるいは、そうでなくてもそれがコストの非常に安い、しかも調達容易な金で行われるということからくる、考えられるいろいろな弊害、競争というものが除外されるということも含めまして、そういうことが目についてきた。

それは、スキヤンダルというふうなのは一番わかりやすい形でございますけれども、そうでなくても、もつともっと、市場経済でない機能というものがかなり大きなボリュームで行われていたということのデメリットと申し上げていいんでしようか、そういうことが目立つてまいりたと思ひます。恐らく他方で、貯蓄をされる方の立場からいえば、こういう方法は必ずしも問題であつたのではないだらう。貯蓄者には自由な意思がありますから、こういう形で貯蓄が運用されてきたということとそのものは、そんなに差し支えがなかつたのか

もしれません。何もそこへ貯蓄しなければならぬいあらはございせんし、安全であるということとは間違ひありませんから。そつちの方には余り問題がなかつたのかもしれませんが、前段に申したようなところの問題が非常に大きい。

むしろ、貯蓄の立場からいへば、一つの機関が自主運用をするということもよほど気をつけなければならぬが、安全であるということからいへばいいのかもしれない。したがうして、そつちの方よりは、これだけの大きな金が市場で政府の意思によつて動くということについての反省というところにならうかと思ひます。

○鈴木(淑)委員 おつしやいますように、現状を見ますれば、これだけの膨大なお金を民間市場経済の外で政府の意思で動かすこと、それがいいのか。そのことからくる弊害というのはおつしやるとおりだと思ひますが、そうなのはおつしやると最近数年間なんだと思ひます。つまり、膨大な金を政府の意思で市場の外で動かすことが問題というよりも、肥大化してきてそうなのやつたのが問題だと私は思ひます。

大臣はよく御存じだと思ひます。私も社会人になりまして金融の勉強を始めたところ、郵貯のシェアというのはいくつに満たなかつたです。民間が九割強です。融資の方を見まして、公的融資というのはいくつに満たなかつたです。その程度の問題はなかつたと思ひます。その程度の公的な金融というものが、ほつておいたら民間の金融ではつたかない、あるいは民間は投資しない、しかし日本経済にとつて大事だということに、その程度のお金が回つたことは全然問題なかつたというふうに思ひます。

開発銀行の役割、輸出入銀行の役割、中小公庫等の役割、あるいは住宅金融公庫等々もそうです。どれをとりまして肥大化はしてないかつたと私は思ひます。それが肥大化してきやつたところの問題があると思ひます。いかに肥大化したかは、もう大臣よく御存じだと思ひますが、最近の数字を見れば、一割にも満たなかつた郵貯というものが全体で三分の一ぐらになつちやつた。個人貯金だけ見れば、もう半分ぐらになつちやつた。大変な肥大化をしておるわけですね。したがうて、融資の方も四割近く

のシェアになつてきやつた。

さあ、一体、戦後今日までの間に、こういう公的融資の肥大化を正当化する理由があつたんだらうかということなんです。私はないと思ひます。というの、敗戦直後の方がはるかに、民間の金融や投資がつかないが日本経済にとつて大事分野はたくさんあつたというふうに向うので、すね。基礎的なインフラ関係の長期投資の話、あるいはインフラじゃなくて、産業についても、非常に長期投資であるために、電力等々、民間ではちよつと怖くて融資できないというふうなところとか、あるいは中小企業に対する融資であるとか、実にさまざま分野があつたと思ひます。それに比べれば、これだけ日本経済が發展してきたわけですし、それから、特に最近情報通信技術が発達して、うまくリスクを分散する技術だつてきています。だから、民間で融資できる分野は拡大こそすれ縮小してはいるはずはないんです。逆に言えば、政府が公的な融資、投資をしなればいけない分野というのは縮小してはいるはずだと思ひます。にもかかわらず、逆に拡大してはいるところに最大の問題がある。それをとめるといふところに今回の改革の一番大きなねらいがあると思ひます。

どうしてとめるのか。それは、今までは入るをはかつて、入つてくる方に規定されて出す方の融資の額を決めるというのが原則だつた。なぜなら、預託制度をとっているからです。郵貯、簡保に集まつてくるお金は自動的に來ます。それから、少子高齢化が今進んでいますが、戦後しばらくの間は、むしろ終生積立方式の年金では積み立てはほとんど入る時期でありましたから、入る方はほとんど入つてきてしまふのです。しかも、入る方をはかつて、さあこれを財政投融資にどう

やつて分けようかというふうになつたから、はつきり言つて不必要なところまで、官業の民業圧迫を起すようなところまで、民間でやれるようなところまで投融資が出ていた。私は、それが現在の財政投融資の最大の欠陥だと思ひます。

逆に言つて、今度の改革で私が一番評価していること、よくぞ決断したというのは、そういう入るをはかつて出るを制するのじゃなくて、入るところをばんと切つておいて、まず出る方をはからう、どれだけ政府の公的な投融資が必要なんだろうかと、これから発想してこようとして、これが今回の改革の一番大事なことであり、私が評価するところなんです。宮澤大臣、いかがでございますか。

○宮澤国務大臣 表現は違つたかもしれませんが、ほとんど同じことを申し上げたつもりでございます。税金ならばともかく、座つていても金が入つてきて、それが政府の思ふとおりあつちこつちへやれるといふたようなシステムは、いつまでも続いていいものではないだらうと思ひます。

○鈴木(淑)委員 その点で意見が一致いたしましたことは非常にうれしく思ひます。

そうなる、自動的に入つてくるのじゃなくて、これは預託制度を断ち切つてしまふのだ、本当に必要な投融資の先を考え、額を考え、それに必要な資金を財投債や財投債関係で調達するのだということになつてくるわけですね。そうすると、自動的に預託じゃなくて財投債あるいは財投債関係を出すわけですが、今度はその性格いかんということになります。

しない。そういう機関が財投機関を出して、これでうまく消化できたら、だんだんと特殊法人の整理の中で民営化を考えていいのだと私は思います。

しかし、そうはいくく財投機関を出せない。なぜなら、これはそもそも民間でペイしない仕事をしているのだ。当然、こういう機関がたくさんあつてしかるべきだ。そうだったときは、私は、財投で調達した金を入れるべきだと思つたのです。私はそういうふうと考えているものだから、政保を出すかもしれないのが入っているのが一番気に食わない。これは何だ。

もし財投機関を出そうと思つても、市場がうまく受け付けてくれない、政府保証がなければ大丈夫なだけだということ、そこで市場にチェックさせるという機能がやがていなくなるのだ。保証をつけないければやがていなくなるのだ。最初から財投で調達した金を受け入れてやたらいいのです。繰り返しますが、僕はそういうところがあるのはちつともおかしくないと思つた。民間でペイしなくて日本経済にとつて大事なところだけに公的な投資をすべきなんです。

そこで、お伺いいたしますが、政府保証債なんというこんな中途半端な、性格をゆがめるもの、市場のチェックをゆがめるもの、こんなものはやらない方がいいと思つています。保証をつけないければだめなら財投債のお金を回してもらつたらいい。その点、いかがでございますか。

○大野(功)政務次官 先ほどの議論の中でも触れさせていたと思いますが、仕分けとしては財投債と財投機関債があつて、そして通常の考え方で、財投機関債で政府保証があるもの、ないもの、こういう仕分けをしながらの考えですが、それは、そこは同じことを言っているのかもしれないが、政府保証債というのは特別のカテゴリーとして考えていただきたい。それは、まさに先生がおつしやうな流れの考え方でございます。しかしながら、政府保証債がどうしても必要だ

ということを御理解いただきたいのでございますが、それは、資金運用審議会懇談会の議論の整理の中でも、一つは、限定的にやらなければいけないのではなからうか、それからもう一つは、過渡的にやらないか、それならもう一つは、過渡的という問題指摘がされております。

どういふ場合かといふと、まず、先ほども申し上げましたけれども、電発のような民営化が決まっているものに対して過渡的に政府保証をつけてあげる、こういうケースが一つ。それから、外債の発行でございますけれども、外債といふと、日本の財投機関が外国へ行つてどこまで市場の評価を受けるか、こういうものを政府として補つてあげるのは当然ではなからうか。それから三番目の問題として、公営企業金融公庫のように、財政融資資金からお金を借りられない、自分でお金を調達しなければいけないときに、政府保証をつけてあげて、地方の公営企業の円滑な運用に資していく、こういう問題がやはりあると思つた。それからあともう一つは、短期資金の場合に、即座に流動性を確保していくというようなことでどうしても政府保証をつけないといけない問題がある。しかし、それは、先ほど冒頭に申し上げましたように、極めて限定的、過渡的に考えていく性格のものである、このように理解しております。

○鈴木(淑)委員 限定的、過渡的といふことでございますが、私は過渡的の方は賛成でございます。限定的にどうしても政保を出さなければいけない分野というのが最終的に残るのかどうかは疑問に思つています。それは財投債といふ名の国債に切りかえていけるはずだし、いつまでも政府保証の機関債でなければならぬといふのはどうでしょう。それから、短期のことをちらつとおつしやいしましたが、短期の方も一般のTと一緒になつて出すわけですね。別に特別のものを出さなければならぬ。それは一種の財投債の短期なのだと思います。ぜひ、ちよこつと性格をゆがめかねない、改革のポイントをゆがめかねない政府保証債とい

うものは、過渡的にしていただきたいと思つています。限定的と言つていつまでも残さないようにしていただきたいといふふうに思つています。

さて、そういう形でまず出る方から考える、大変結構だと思つています。そうすると、今まで自動的に入つてきていた方の郵貯、簡保、それから厚生省の年金でございますけれども、さあこれは自主運用だということになりますので、郵政省の方に伺いたいと思いますが、先ほど来出ておりましたが、抽象的には安全な運用と申してよろしいと思いますが、改めまして、自主運用の方針、つまり具体的にどういふものに運用しようとしているのか。一番僕が質問をしたいのは株式投資と融資です。これをどう考えていますか、将来展望で。

〔委員長退席、根本委員長代理着席〕

○前田政務次官 お答えをいたします。

全額自主運用後の郵貯資金の運用につきまして、は、事業の健全経営の確保を目的といたしまして、安全で確実な債券を中心とした市場運用を行うことをまず基本とさせていただきます。

具体的に申し上げますと、公的部門において発行される国債とか地方債、財投債、財投機関債など、それから民間部門において発行される優良な社債、あるいは外国政府等が発行するいわゆる外国債の債券を運用対象としております。これらを原則として市場において運用する、こういうこととなります。

なお、このほかに運用対象としては、地方公共団体への貸し付け、それから預金者への貸し付け、自分の預けた範囲内での貸し付けということになります。こういうもの。それから簡保事業団を通じて指定単がございまして、これらの運用は、それぞれの目的において行つたものでございまして、あくまでも基本は市場における債券の運用とする考え方をしております。

それからまた、郵貯資金については平成十三年四月から自主運用を開始いたしますけれども、御承知のとおり、郵便貯金資金の全額が一気に自主運用になるわけではなく、資金運用部預託金が返

還されるに合わせまして順次自主運用額が増加してきてまして、それで七年後にはほぼ全額自主運用をする、こういうことになっております。

それからあと、自主運用に移行するまでの運用に当たりますのは、御承知のとおり、財投改革を円滑に実施するために、平成十三年以降七年間の経過措置として、年金資金とともに、資金運用部の既往の貸し付けを継続するために必要な財投債について引き受けること。それから、その引き受けのほかに、年金資金とともに、新規財投債のおおむね二分の一程度について引き受け、その割合は漸次低下していくこと、これは大蔵省からの要請がございました。

これらに対して郵政省はどうするのかということになりますけれども、我々は、財投改革の円滑な実施協力に伴う観点から、郵貯資金の状況等を踏まえまして、最大限協力をしていきたいと思つております。

市場における債券等の購入のほか、財投債の引き受けも行うこととなりますが、先ほど申し上げましたとおり、市場運用の例外となりますけれども、あくまでもこれは限定的なものだ、私どもはそう考えておるところでございます。

○鈴木(淑)委員 過渡期におきまして財投債への運用を多額に行おう、それでだんだん絞つていく。これは、市場への改革に伴う混乱を最小限にする上で大変結構だと思つています。

さて運用ですが、市場における債券の運用を基本とするとおつしやいましたが、実は、債券の運用の中にも安全でないものが当然あります。今おつしやうな中で、社債については当然信用リスクがある、倒産するかもしれないのですから。それから外国債に至つては、極めて変動の大きい為替変動のリスクがあります。こういうリスクのある債券に、本来安全な運用に心がけるべき郵貯が、そういう性格のお金を扱っているわけですが、運用して大丈夫ですか。

○前田政務次官 大丈夫ですか、こう言われますと、そのときの世界的ないろいろとした経済状況

等も踏まえることも考えなければなりません、私どもも自主運用実績というものが過去にございまして、今現在五十五兆ぐらゐを運用させていただいております。そういう過去のいろいろとした経験、ノウハウというものも踏まえまして、私どももそういったものにも慎重に取り組んでやってまいりたい、かように思っております。

○鈴木(淑)委員 率直に言つて私は反対ですね。信用リスクのあるもの、特に為替変動リスクがあるもの、こんなものに運用すべきではない。もつと安全な市場での運用に限定すべきだというふうを考えております。

先ほど私は、財政投融資の仕組みを、戦後、発展を振り返ったときに、ほとんど肥大化したことが問題だと申し上げました。肥大化の原動力はやはり郵貯の発展です、よく言えば、全預貯金の一割にも達していなかったシェアが三割以上になつちやつた。これはなぜかというのは長い論争があるわけですね。

定額貯金という、民間ではまねのできないような有利なものがあつたからだ、これは直しましたけれども、それから、人件費が、民間の金融機関はぜいたくをして高いが、郵貯はもつと質素だよとか、郵政事業と郵便貯金の事業の二つを一つの店舗でやっているに伴うスコープメリット、業務多様化のメリットがあるんだとか、それから税金を納めていないから有利だよ。

今、僕は四つずつと並べましたが、五つ目に挙げるのは、運用を自分でやっていないからだということですね。金融機関にとつて運用のコストというのは非常に高いんですよ。特にリスクのあるものに運用すると、リスク管理のためのコストというのは非常に高いです。だから、特に融資なんてしようと思つたら、審査部を持つてやるわけですね。これなんか、すごい金がかつちやう。私は、外国債に投資するといつたら、これは大変な話だと思いますよ、為替についてのリスク管理が。それから、社債だつて、信用の置ける格付や何かを使うんですが、その辺のどこ

ろもやはりコストがかかりますよ。

だから、採算面、コストの面で郵貯の有利性が失われていく危険性もあると私は思うのです。それから、危険だということのほかに、コストの面からいつてもそういうリスクを含んだ運用はおやめなさい、こう申し上げたいのですが、いかがでしょうか。

○前田政務次官 確かに、先生は民間と郵貯というものを比べられまして、税金も払っていない、いろいろとしたメリットもある、しかも国が保証するといふ一つの大きなものがございしますが、そういうものだけで一部をとらえて見られると、我々も大変困るわけでありまして。

我々としては、民間のないところの郵便局、二万四千七百と全国にあるわけでありましてけれども、どちらかというところ、銀行はある程度営利を目的としますから、やはり、預金者あるいは法人の取引者、そういうところを中心としたところに支店とかをつくつていくわけですが、私どもは、山間地域の僻地にも郵便局というのがあるわけでありまして、そういうところにお金を預けてもらつたり、あるいはまた、そういう便宜を供するところも出てくるわけでございます。

そういうところはどうしてもやはりコスト的には非常にウエイトがかかるわけでございますから、そういうところを突き詰めていきますと、我々は、あくまでも営利を目的とする郵便貯金ではない、ある程度、あまねく国民のサービスというものを中心として経営をするというやり方でございます。そういう点では、なかなか民間と比べるというわけにはいかないだろうというふうに私どもは考えております。

それから、運用対象については、私ども、安全確実な債券を中心とするということでございまして、社債等のリスクのある債券につきましては、それぞれ、ある程度、必要最低限の運用制限というものを期しております。資産総額の大体百分の二十以下に設ける、こういうことになっております。

さらにいろいろとした制約等もございまして、我々としてもできるだけ、先生がおっしゃるように、リスクのないもの、安全なもの、これを中心としてやってまいりたいというふうにご考えております。

○鈴木(淑)委員 今おっしゃつた営利を目的にしてやっていると、これは私も理解しております。ただ、問題として残るのは、そういうシステムが戦後の荒廃した日本経済、高度成長期、中進国時代は必要だつたかも知れぬが今日ただいま本当に必要なかという議論は依然として残つていいると思ひますが、これまでの郵貯の果たされた役割が単なる営利目的でないところ、私は、私も評価するにやぶさかではございません。ただ、そうであるならば、営利を目的にしていなくての子の大事な零細貯蓄を集めているのであればあるほど、社債運用とか外債運用というのはいかに営利を目的にしているのだから、そんなことをやっちゃいけませんよ。百分の二十だつて結構高いじゃないですか。百分の二十という上限を設けておりますと言つても、二割は高いです。二割の中で劣化が起きたら大変だし、ましてや外債なんというのは、あつという間に大変な価格変動をしますから。

ですから、営利を目的にしているのじゃない、大事な国民のお金を預かつて安全に運用する貯蓄金融機関だと思つてやるなら、営利目的とは思えない、ハイリスク・ハイリターンをねらつていふところかと思ひないところに金を出してはいけないと思ひます。いかがですか。

○前田政務次官 社債につきましては、資産総額の最高百分の二十ということでございしますが、これはあくまでもそういう制限の数字でございまして、実際、そこまではとても我々社債には運用しておりませんで、今占める割合は、外国債に対しては運用の五十五兆円のうちの八・一％程度ということになっております。それから、社債とかはリスクが非常に多いとは言ひますけれども、できるだけ広く浅くある程度

分散して投資をするということにしなければ、指定単にばこつとするとかいうふうになると非常に危険度が高いものですから、できるだけ広く、リスクも少ないような方法で私どもはやつておるといふこととございまして、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○鈴木(淑)委員 くれぐれも注意していただきたいと思います。

ただ、リスク管理を注意深くやるということは、すなわちコストがかさむことにもつながつていくのです。ですから、最初からリスクの高いものには運用しない。その意味で、特に外債については私は反対でございます。さつき、もし損が発生したらどうするんだというどなたかの質問に対して、積立金があるとかなんとか言つた。これはやはりコストとしてかぶつちやうのですから、積立金があればいいというものじゃないですね。(発言する者あり) だれのお金だという声が出ていますが、そのとおりなんです。

ですから、この点の運用については、ハイリスク・ハイリターンをねらわれないで、本当に安全なところに運用していただきたい。そのことによつてコストの上昇も避け、リスクも避けていただきたいと思ひます。

時間も迫つてまいりました。最後に、大蔵省さんと郵政省さん両方にお伺ひしたいのですが、さつきは郵政省さんの方がちよつとお答えになりましたが、やはりこれは大改革でございまして、大改革でございまして、郵貯が自主運用するといふことの市場へのインパクトもあれば、大量の財投資あるいは財投機関債を出すということに伴う市場へのインパクトもあります。マクロ的に見れば、金の流れがスイツチするだけで、これで需給が逼迫するのどうのこうのという話はない。しかし、マーケットにはセグメンテーションがある程度ありますから、マーケットごとにちよつとしたヒツチが起きるということとは十分あり得るわけですね。

ですから、そういう混乱を避けるためにいろいろ

ろ考えておられると思いますが、最後に大蔵省さん、それから郵政省さん、過渡期の混乱を避けるためにどういう手を打とうとしておられるか、お答えいただきたいと思ひます。

○大野(功)政務次官 過渡期の対応の方策につきましては、先ほど郵政政務次官からお答えになったとおりでございます。

まさに問題点は二つありまして、一つは、既往の貸し付けをどうしていくか、こういう問題。それからもう一つは、新規の需要に対して市場にどれだけ要求するか、こういう問題でございます。その過渡期の解決策は先ほど郵政政務次官からお答えしたとおりでございます。

でも、それだけでもなおかつまだ市場に対して影響を与える場合があるかもしれない。そういうときにはやはり国債を多様化していくことも考えていかなきゃいけないのじゃないか、いろいろな工夫をして市場への影響をできる限り和らげていきたい、このように考えております。

○前田政務次官 鈴木先生にさらに先ほどの追加で申し上げたいのは、運用につきましては、資金運用部につきましては、金額自主運用する中で、実は平成十三年以降七年間の経過措置として、年金資金とともに、資金運用部の既往の貸し付けを継続するために必要な財投債について引き受けることと、それからあと、新規財投債のおおむね二分の程度について引き受ける、その割合は漸次低下していく、こういうことが大蔵省の要請でございます。

こういったことも踏まえながら我々は運用をしてまいりたいと思っております。

○鈴木(淑)委員 それぞれに攪乱を極小化する方方法をお考えいただいているというお答えで結構でございますが、非常に極端なことを言いますと、一番最初に預託を廃止したその瞬間に、同額の財投債を出してほんとに買わせれば何の影響もないわけですが、それは非常に極端な話、そうはいかないと思ひます。ややそれに近いところからそろりと始めていくというのが混乱を極小化する上での

基本じゃないかなと思ひ思っております。自主運用の方で急激に財投債という名の国債以外のウエイトを上げないように、そろそろいくのがよらしいのじゃないかというふうに思ひます。

それから、大蔵省さんの方も、さっきおっしゃいましたように、これは財投債の問題に限らず国債管理政策一般の問題になりますが、これだけ大量の国債残高がある、そこに財投債という名の長期国債あるいは財投が扱う短期国債が出てくるわけでございますから、大原則として、国債発行の多様化を図っていく、そして市場のイールドカーブなどを見ながら上手に出していくということをしてこれまで以上に御努力いただきたいと思ひます。たしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○根本委員長代理 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 民主党の上田清司でございます。今回の財投改革、大変大きな改革でありまして、日本のこれまでの行政の仕組みやあり方そのものも問われるような大きな改革で、大変注目しているところでありますが、その前に、国家の一大事がつい先ごろ小淵総理の入院という形の中で出てまいりましたので、若干、青木官房長官の言葉の違いとかがありましたので、これは質問の要項には入れておりませんでしたが、大蔵大臣にちよつと一点だけ確認させていただきたいのです。

小淵総理の入院の事実を聞かれたのはいつでございますか。一日、二日、事態が変化したわけでございますが、官澤大蔵大臣として入院を聞いたのはいつの何時ごろであつたか、御記憶にあれば、なければないで結構でございますけれども。

○宮澤国務大臣 時間はかなり遅い時間でございます。十時より遅かつたか、そのころだと思ひます。それは、ですから四月二日でございます。実は官房長官の国会答弁で、二十三時三十分、午後十一時半の記者会見の前に官澤大蔵大臣には電話で、私が総理の指示に基づいて臨時代理を受

けることになった、このようなことを述べておられますが、一方で参議院の会長の村上正邦先生は、記者会見後、河野外務大臣と官澤大蔵大臣に電話をしたと。若干意見が食い違つておるのですけれども、官澤大蔵大臣の御記憶では、この日の十一時半に官房長官が記者会見をされたのですが、記者会見の前に私が臨時代理を受けることになったという御連絡があつたのか、記者会見後に連絡があつたのか、これだけちよつとお聞きしたいのですけれども。

○宮澤国務大臣 実は私、休んでおりましたので、記者会見そのものがあることを存じませんでした。ですが、したがって、前か後かということをし上げるのができませんが、たしか十時過ぎであつたと思ひますが、そして、その中で、臨時代理は自分が務めることになりましたということを言われました。私は、それは大変御苦勞さまでございますが、ということを申し上げた記憶がございます。

それが、記者会見というのをちよつと私は見ていなかったものですから、前、後が申しかねますけれども、そういうことはございました。

○上田(清)委員 どうもありがとうございます。一応、森政権下における大蔵大臣としての正統性の確認ということを含めて議論の前に確認をさせていただきました。大変突然の質問で御無礼をお許しいただきたいと思ひます。

それでは、本題に入らせていただきます。まず、ずっと議論になっているところであります。その自主運用の問題であります。が、せつかくです。特別に出演していただいております前田次官の方から先にお伺いしますけれども、先ほど鈴木委員から極めて鋭い御指摘がありました。が、そもそもこういうお話が実はアメリカの事例で、グリーン・スパンの議会証言で、九九年の一月二十日と一月二十八日と三月三日、昨年のことでございますが、同じ趣旨でこういう議論をされておられます。

財政黒字を社会保障に充當することは支持する

が、社会保障信託基金の株式投資についての提案には反対だ。理由の一つとして、政治的恩恵が排除できない。二番目に、アメリカ経済の効率を阻害し、生活水準の低下につながる。そして、三、国債運用を減らして株式を買ふと金利が上昇するので、株価が上がるとは言えない。このことが一つであります。もう一つの部分で、民間であれば自主運用は当然だが、国が強制徴収する公的年金保険料を国会による統制も受けずに運用するのは問題だというような、こういう御指摘がありました。

郵貯と年金はまた違ひますが、先ほど言われましたように、まさに国営事業として国が基本的に保護している、そのことに關して、国家の信用という名のものにお金を集めているわけでございまして、相当国民はそのことを信用して、無条件に近い形で、リスクも考えずに、あるいはいは商品の説明も十分聞かないままに、あるいはいはそれを認識しないままに商品を買つたり預けたりしておりますから、そういう意味において、自主運用については相当真剣に考えなければならぬのですが、先ほど、もう私の質問を先にされてしまつたのですが、外債、あるいは地方自治体といえどもこれから本当に安全なのかどうか、どこの地方自治体に貸すかという問題も出てくるでしょうけれども、地方自治体についても、例えば赤字のところには貸さないとか、そういうことも含めて考えておられるのか。

まず、本当に外債は大丈夫なのか、そして地方自治体についての基準があるのかどうか、この二点についてお伺いしたいと思ひます。

○前田政務次官 議員にお答えしたいと思ひます。

まず、郵便貯金と、それから今の簡保でございますが、国が保証する、国がやっておる、こういうことを武器として私どもは勧誘しているわけではありませぬし、また、それによつて何でもかんでも利用者から、とりあえず金を預かります、それじゃ運用しましよ、やりましようというわけ

では全くありません。やはり全国の郵便局員の皆さん方が、それぞれの御家庭を訪問したりして、郵便貯金にぜひお入りくださいという理由をきちつと述べながら、御理解をいただきながら我々は預かってまいるのでございまして、ただ先生の言うように何でもかんでも国のバックを有利にできるような形で私どもやっておるというものはありませんので、ひとつその辺の御理解をまずいただきたい、かように思っています。

預金される方がそういうことを思われるかどうかというのは我々はよくわかりませんが、しかし、やはり局員の皆さん方がきっちり苦勞しながら一軒一軒回ってお願いをして、民間の金融機関と同様の立場で一生懸命お願いして預金なり簡保の保険の契約をされておられるわけでございしますから、その点をひとつまず冒頭に御理解いただきたいと思ひます。

それから、今、地方債とかあるいは外国債の話でございしますが、私ども、先ほど申し上げたとおり、あくまでも外国債にはある程度制限を課されて、全体のうちの百分の二十までという制限もしておりますし、また、今の運用の中で八・一%程度ということにしておるわけでございしますので、そういうリスクという問題については、私どもはそのような理解をしておるところでございします。

それから、あと地方債についても、それぞれいろいろな地方団体があるわけですが、地方債を買うにいたしましても運用するにいたしましても、私どもは、その運用につきましては、きちんとした手続に基づいてそれを運用するという手続をとっておるわけでございしますので、地方団体それぞれの、まあ自治省になりますけれども、それと相談をしながら、地方債の運用については的確に判断をし、やっておるところでございします。

○上田(清)委員 資料をいただいたもので、平成十年度末で、今、外債が八・一%、金融債、社債が七・二%、そしていわゆる指定単の寄託金が一六・九と、ばあつと見ますと、結構リスクのある

部分が三〇%ぐらいあるというふうに考えてもおかしくないし、地方債だってこれからどういう形になつていくかわからない。そういうことも含めて、自主運用に関して従来と同じような運用状態で本当に、この金融自由化対策資金の部分だけでもちよつとリスクがあるんじゃないかと。それを今度は大きく膨らますわけですから、全体になるわけですから、当然そのパーセンテージは大きくなるわけですよ。金額が大きくなるわけですね。だから、同じ八%でもそれだけぐつとリスクが大きくなつていくわけですから、そのところも含めれば、もつとしつかりした基準があつてしかるべきじゃないかなというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○前田政務次官 これからの自主運用につきましては、では全体的にパイが大きくなるから、その部分でその全体的なものが大きくなるかどうかというのはこれからの考え方いかんによるわけですが、ただ、現在の割合というものは、確かに先生お手持ちの資料のとおりでございしますが、これからふえてくるからといって、全体的な割合がそのまゝの状況で膨れるかどうかというのは、我々は今のいろいろとした市場の経済の状況も判断した上で運用に努めてまいりたいと思つておりますので、一概にそれが大きくふえてくるものではないというふうに考えております。

○上田(清)委員 だから一概に大きくふえるものだとはいつていないわけで、当然ふえることは間違いない。したがって、どういふふえ方をするのかでございしているのかと聞いたんですね、その運用の基準が、それを開きしたいんですよ。この法案のポイントは、そこに一つあるんですよ。○前田政務次官 基準といひますか、御承知のとおり、私どもはやはりあくまでも安全で確実な運用といふものを考えておりますので、そういう点を踏まえて我々は運用したいと思つておりますので、その辺の基準といふものはまだ今のところ考えていないということでございます。

○上田(清)委員 その基準を出して法案を出して

ください。また後日改めて、内部検討メモでもいからせひ出してください。

それでは、また外部、外部と言つては恐縮ですが、お客様の方から先に帰させていただくために、厚生省の年金局長おいでです。

それでは、同じように、グリーンズパンが議会で証言したように、極めて限定的な安全な運用をすべきだといふようなことを言つておられますが、もう既に年金の部分に関しては、年福を通じて元本割れを行つていふという現実もございします。やたらと時価の部分でふえた部分を強調されて、あたかも問題が解決したようなイメージを振りまいておられまして、極めて不可解な、不快感のある発言をしばしばされておられまして、この間わざわざ本会議場で、失礼ながらよくわかつておられない森総理によくもあいつの答弁をさせたなど。何のために厚生委員会で問題点を厳しく私が指摘し、あなた自身も、何らかの形で誤解を与えたのだつたら謝りますと言つてちゃんと謝つたじゃないですか。にもかかわらず、そういうことを言うことは大変問題だということを、ただ、きょうはその議論じゃないもので、改めてそれはやりますけれども。

とにかく、今グリーンズパンのお話をさせていたいただきましたけれども、これから自主運用の部分について基本的にとんなふうな考えでおられるのか、基本姿勢について伺いたいと思ひます。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。ただいまグリーンズパン議長の御意見を御披露いただいたわけですが、私どもの年金積立金の自主運用に当たりまして、こういった批判にこたへ得る体制、仕組みを講じなさいいけない、こういう考え方で法律をつくり、それに基づいて今準備を進めているわけでございします。

これは、一つは、運用の基本方針、これを厚生大臣が決めるということでございます。ただ、その際には、保険料拠出者の代表あるいは経済金融の専門家の御意見、これを聞いた上で、資産構成割合などの運用の基本方針を決めるということ

でございます。

それからもう一つは、株式を国が持つことの危険性についても今御紹介がございましたけれども、私どもは、こういった問題をクリアするためには、国みずからが運用するのではない、民間金融機関を通じて運用する、こういう仕組みにしておるわけでございします。つまり、国の方で運用の基本方針を決め、それに基づいて民間金融機関に運用していただく、こういうことでございます。

それから、運用関係者の責任体制を明確にする、それから徹底した情報公開をするということと運用についても透明性を確保する、こういった仕組みを構築していきたいということで、現在、法律に基づいて準備作業を進めておるところでございします。

○上田(清)委員 先ほど、担当大臣であります宮澤大蔵大臣が、計数的に明らかにできればいいんだけれども、それが筋道だけれども、しかし今の段階では出しにくい、こういう御答弁をされておられまして、極めて率直な意見で感銘を受けたわけでありまして、今、自主運用をする側の、預託を廃止する部分に関しての、ここにおられる中で、それぞれの責任者の方にお伺いをしたわけですが、やはりこの預託廃止、自主運用ということに關して大変難しい部分があるのですが、この難しい部分について政府の方で、これも中川委員がしつこく言つていたんですけれども、基本方針としてここはどうするんだというところに關して明確な議論はなされたのでしょうか。大蔵や郵政や厚生とどういふふうな打ち合わせをなされたか。

例えば、今申し上げましたように、一切株式には使わないとか、先ほど年金局長が言われたように、それなりの形の中で民間に委託する部分が出てくるわけですから、民間の委託の部分では本當に勝ち負けいろいろございまして、このところは正直言つて、単年度別でいけば年福の運用などは負けの方が多いという結果が出ていっているわけですね。もちろん、財投金利の高い部分だとか、そういう問題点はありますけれども、それにしてもや

はり現実に負けているという。これがまさしく、負けという言葉が適切かどうかはわかりませんが、損失を出しても、公の機関ですから、給料が減らされたり急に首になったりすることはない一種の安全弁というのがありますので。

そういうことも含めると、やはりこの自主運用の部分に関しては相当明確な基準をあらかじめ出しておく必要がある。法案の中に出れば一番いいのですが、出せなければ大臣答弁の中できちっと出した方がいいというふうに思っておりますので、改めてこの問題について大蔵大臣の御見解を聞きたいと思います。

○宮澤国務大臣 この話は、ちょうど十五年ぐらい前から大変に激しくなりました、と申しますのは、資金運用部が全部預託を受けているということにつきまして、預託者からいわゆる自主運用をしたいというお話があつて、それも無理でもない話でありますから、全部というわけにはなかなかまいりませんが、少くも自主運用ということが行われるようになったと思ひます。

そのときに、当然のことでございますけれども、資金運用部でございますと、運用先があいふふうに限られておりますが、自主運用ということになると、それはまず安全、次に有利ということであつても、なかなか友人でも大きな金を運用するということでは難しいのであるから、郵政が、厚生が、というのではなくて、やはり自主運用ということについては、おのずから一つの規制、規則というものがなければならぬだろうということとは、当然関係省庁間で議論をいたしてまいりました。

したがって、私、今どういう自主運用の規則になつてゐるのか具体的に存じませんが、その点は十分に、いわば友人、素人という話はちよつと言葉が碎け過ぎますが、友人でも難しいことなので、ぜひ安全ということを中心と考えたいというふうな役所間の合意はあつたように思つております。

○上田(清)委員 大変恐縮ですが、過去のことを何度か思い出させて申しわけありませんが、やは

りなみはやのときも特定合併ということで新しい試みでした。不良銀行同士をくつつける、そして、くつつけてよくするんだ、てこ入れをしてよくするんだということで、じゃ、どういう基準なんだというのを再三再四求めたわけですが、検討メモすらも出せないままに、とにかくよろしくというので、時の総理までわざわざこの大蔵委員会に来ていただきまして御答弁をされていました。

それとちよつと似通つておりまして、とにかくよろしく、まじめにきちつとやりますからという話では、我々はやはり国民に対して責任が持てないんですね。三者間の合意なり検討メモというのか。文書でいだければそれが一番いいし、文書を読み上げていただければそれでも結構ですし、たしか幾つかの原則とか、そういう基本的なものを決めるはずだと思うのです。そういうものは明らかにできないんでしょうか。

○大野(功)政務次官 資金運用審議会懇談会の取りまとめにございます基本方針を、今まとめて要約をお読みいたします。

一番、安全確実な運用を基本とすること。二番、運用責任の明確化による責任体制の確立、リスク管理のための仕組みの整備、自主運用の結果としての納税者の負担が発生しない。大事なことです。納税者の負担が発生しない。三番、公的資金の運用が民間の金融市場に影響を与えないこと、これも大事なことでございます。四番、特殊法人等への市場を通さない形で資金供給は行わないこと、市場原則でやれ、こういうことでございます。五番、資金運用の状況が不透明にならないようディスクロージャー、これも大事なことです。六番、民間金融市場に悪影響を与えることのないよう適切な経過措置を講じる、こういうことでございまして、このような基本的な考え方に沿つて運用されるべきものだと思つております。

○上田(清)委員 資料を十分以前からいただいておりますので読んでおりますし、そのことはわかつてゐるつもりであります。したがって、例え

ば最後の六番目に言われた民間の金融市場に悪影響を与えない、徐々にしていくとか、そういうことも含めてどういうシミュレーションを内部で検討されたのか、そういう資料を出してください。そういうのがわからないと——今までもつと失敗されてきたんですよ。成功されているんだというんですよ、まだしも。特に、大蔵省の金融行政に関しては失敗だらけなんです。あなた方の説明をまともに聞いていて、おかしい、おかしいと言ひながら、しかし、そう言われるんだからという部分でも言つてきたんですよ。そろそろこれか責任をとつたという話も聞かないし。

そういう意味で、私たちは責任を持つために、例えば検討メモとかシミュレーションの数字だとか、そういうものを出してください。当然あると思うんですよ、そういうものなしにこういう法案を出されるとしたら無責任だと思ひますから。そういう検討資料があるんでしょうか、ないんでしょうか。

○中川政府参考人 大蔵省の方におきまして、そういう定量的な資料はございません。

○上田(清)委員 年福のときもそうでございます。運用の基準はあるのかと言つたら、内部で基準の正式な意味での文書はない。しかし、方針のいわば確認書的な、メモ的なものはあるということであつたことがございます。それこそ、宮澤大蔵大臣が率直に言われました、苦衷の新しい試みの二枚の事業計画書と同じですよ。民間だったとしてもこんなものじゃ許されませんと大臣そのものが答えていただきました。そういう話になりかねないんですよ。巨額の運用をするにもかかわらず、具体的な話はなくて抽象的な原則論だけがずっと論議されるというのには、ちよつと耐えられない。

例えば、私はこういうケースを申し上げます。ある投資家が、どこでも結構です、それでは大野総括次官がおられます本四架橋公団で結構でございます、本四架橋公団が財投機関債を発行したと

します。そうしたら、国のやつてゐることだから大丈夫だろうと思う人もいます。しかし、これはもうずつと累積で赤字だ。将来にわたつても可能性がない。大体、四国には人数は少ないし、通行料が高いから、あそこは真ん中で帰っちゃう人が多いですね、調べたら。高いもので、行つて帰つてくるのが嫌だから、真ん中に行つて景色を見て帰られる人が多い。四国まで入つていかな。四国は大変苦しいでいる、通行料をもつと安くできないのかとか。

それはそれとして、しかし、もし補給金とか政府の補助金を削減するというような話になつたら、多分、一遍に格付が下がるでしょう。したがつて、そういう意味で、財投機関債の持つ意味も本当にこれは難しい話。簡単に、徐々に財投機関債の方にせり上げていくんだ、そうじゃないところは、しょうがないから財投債、いわば特会の方で面倒を見るんだ、その中間的な、過渡的なものだけは政府保証するんだ、そういうことでありますけれども、例えば今のケースなんかで、投資家は私は悩むと思うのですけれども、もしそういう形で補給金を削減できないという形になれば、この財投改革の意味もなくなつてくるわけですね。そうですね。

もし削減すれば投資家が逃げてしまふ。だから、削減しないでくれという陳情団がわつと行つて、特に四国、中国選出の国会議員がわつと行つて、削減計画をけつ飛ばすというふうなことになるか、ない、そういうこともあり得るわけですね。そういう点についての御検討はいかがですか。

○大野(功)政務次官 まず、本四架橋、瀬戸大橋の中途で本州から来た人が帰らないように、魅力ある四国をつくらせてまいりたいと思ひます。

それから、財投機関債を本四架橋が出したら、それはいろいろな評価があるだろうと。恐らく上田先生がおっしゃりたいのは、市場からは評価されない、財投機関債など出せないんじゃないか、こういうことではなからうかと思ひます。私も大変危なかしいなと思つております。

しかし、財投機関の仕事というのは、非常に長期的な貸し付けを受けて、長期的にどのような償還可能性が出てくるのか、有償資金をもつてする財政政策でありますから、やはり償還可能性というのは大事なことであろうかと思ひます。

その背景にあるのが、例えば、先生が今おっしゃいました出資金等の話でございます。その出資金は、御存じのとおり毎年ついていて、平成二十四年には切れることになっておりますけれども、そういう条件の中で、もし将来この橋が本当に便益を生み出すものであるという評価を受ければ、それなりに市場からも評価されるのではないかと。したがって、私は、今の本四架橋公団の財政状況だけを見てそのことを云々するというよりも、むしろ非常に長期的に見て便益を考えていただきたい、これが第一点でございます。

そういう便益を考えた上でどうするか。もし仮に市場から財投機関が拒否されたとしたら、本当にそこから新しく物事が始まるのではないかと。つまり、ゼロベースから、本当に瀬戸大橋は必要なのかどうか、国民にとつて四国あるいは本州を結ぶ橋として必要なのかどうか、こういう検討を始めていかなきゃいけない。そして、やはり必要なんだ、全国の調和ある発展のためには必要なんだということになれば、そこでまた財政融資資金特別会計からの借り入れになる、こういう形になっていく。

ゼロベースから考え直す、これが非常に大事なことだと思つております。

〔根本委員長代理退席、委員長着席〕

○上田(清)委員 もう本当に、官僚OBであります大野政務次官のお話を聞いていますと、クリアであります、まさしく官僚答弁でございます。政治家の方針としての演説がなされていらないような気がいたします。大変御無礼な言い方で恐縮でございます。

大蔵大臣、大変急いで大蔵省の方に御苦労かけたんですが、出口の財投機関のそれぞれの累積欠損というのはどんな状態になっているかというう

うなことで、ちょっと確認をばつとしていただきました。ただし、まさしく資本金だとか出資金だとか、そういうのを捨象して累積欠損だけなんです、やはりこれは資本金も含めて債務超過の状況を確認したかったんですが、そこまで出ておりません。

とりあえず今債務超過になっているのが、住宅・都市公団、年金福祉事業団、それから今お話が出てきました本州四国連絡橋公団、この三つが資本を除いて債務超過になっているというところでありますが、私なんかイメージだと、こういう債務超過のところとかはやはり財投機関債というものは難しいのかな、こう勝手に思つたりしております。種別というのとは、先ほど議論が出ております財投機関債、政府保証をくつつけた形、そして財投債、特会という形の中で、今までと仕組みそのものは変わらない。この三つの仕組みは本当にどこに基準をされているのか。一度もまだ正確に答えておられていません。むにやむにやむにやです、はつきり言つて。当然これは一番検討課題になるわけですから。

例えば、私はなかなか、市場原理の中で、この財投の出口になっていきます特殊法人の改廃ができるような気はいたしません、基本的に。そんなこととができるのだったら最初から民間でやつていたでしょうから。民間でやらないでわざわざやっていると。これは、こういう事業をしているのは、何らかの形で民主主義のコストだとか生活のコストとしてやむを得ないという判断もあつて、こういう特殊法人も出てきたはずだと私は思つております。

そういう意味で、特殊法人の中でも民営化が可能なものもあるはずじゃないもの、まさに財投機関債を発行して十分やつていけると。そうじゃないものがあるはずですが、そういう分析を本当にされたかどうか。とにかくやらせてみよう、何かそんなニュアンスを感じてどうにもならないですね。本当にこんなに無責任でいいのだ

ろうかと私は思つております。

ペイオフ凍結解除の延期こそがしなくてもよかつたのに、これこそ本当に延期すべき問題じゃないかなというふうには思ひます。内部の検討が十分なされないままになされていくというところを大変私は危惧しておりますから、せめて我々が納得できるように、基準についてどんな検討をされているのか、検討メモを文書でいただきたいですね、口頭だけじゃなくて。それを明らかにしていただかない限りとても審議できない、こんなふうにしておるぐらいです。

大臣、今私が申し上げましたように、私なりに問題意識をずっとこの問題で持つておりました。相当早い時期から資料を集めておつたのですけれども、何せそれ以上に、急に佐々波委員会が出てきたり、急にまた日債銀、長銀の話が出てきたりして、そつちの大問題に追われて、この財投の問題について十分研究する時間が私自身なかつたのですが、問題意識はもうかなり前から持つておりました。資料だけは山ほど用意しておりました。そういう意味で、まず質問の内容を整理させていただきます。

基本的に市場原理で財投機関、出口の部分を整理できるのかどうかというのが一点であります。それから、基本的には整理していただくということと、この話が出てきているわけですから、そうであるとするれば、どういう基準、この三つに分ける基準も含めて、どういう手当ての中で本当にその改廃を求めていくのかということについて、改めて伺いたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 それは本質的に、先ほど中川委員が提起された問題と同じ種類の問題でございます。

この法律案が成立をいたしますと、来年からこれは施行されなければなりませんので、したがつて、おのおの特殊法人において、自分たちがどのように処すべきかというのを考えてもらわなければならぬ。当然、今からばつととは考えられているに違いありませんが、そのときに、基本的

には、財投債というものが比較的天やすく得られるのだというふうな印象を与えますと、恐らく、機関債というものの努力はいよいよ加減になつてしまつたろう、ごく常識的に考えまして、という問題と、いや、機関債でもいいが、非常に機関債が悪い条件になる、コストリーになる。悪い条件なら機関債を発行できるというところはございませう、そういうコストリーな機関債を発行してもいいの、それはまた特殊法人の経営にどういう影響を与えるかといったような判断があるかと思ひます。

それから、国から補助金等々をもらつていてという問題もございませうから、恐らく、この法律が成立いたしますと、各特殊法人は真剣にそのところを考へることになると思ひます。そのときに大事なのは、これは先ほど申し上げましたことですが、財投債というものに逃げ込めようという印象を与えることは、やはり努力をなしにいたしたすから、そういうところは現実には、予算折衝とは違ふようなものの、具体的な折衝にならざるを得ないだろうと私は考へておりました。その中から、一年で無理ではあつても、もうこの特殊法人はしよせんやつていけなとか、あるいは国が取り上げた方がいいとか、そういう決断が生まれてくることになるというふうな思つています。

それで、委員のお尋ねは、今政府はどういうものを持っておるかということ、これが先ほど申し上げましたように、問題はよくわかつておりますけれども、計数的に申し上げることがなかなか難しい。恐らくこれから、一つ一つの特殊法人と大蔵省との間でその辺の厳しいうりやうが行われることになるであらう。それにしても、苦しいければ財投債へいらつしやいといううな方針でやりましたのでは、これは法律の目的そのものを達しないことになりませうから、それで、私どもとしてどういう法の運用を心がけることが大事かというのを計数的に申し上げられないうにして、何か方針として御答弁できないか検討いたしますというのを先ほど中川委員にも申し上げた

わけでございます。

○上田(清)委員 中川委員に対する答弁あるいは私の関連の中で答弁するというのは、いつ答弁されるということですか。

○宮澤國務大臣 これは、実は事務当局あるいはさらには各特殊法人ですが、一遍当たってみないと何とも申し上げられませんが、また、何だ、こんなものかというふうな事になってしまいかもしれません、しかし、少なくともそういう問題について当委員会御指摘のあったことは私は大変意義のあることだと思いますから、私どもとしてでき得るベストを、もちろん本案御審議中に私から申し上げたいと思っています。

○上田(清)委員 私も苦衷のことを思い出すが、日本政策投資銀行に合併するときに審議をさせていただいて、北東公庫のロスの部分を含めて、新しい会社で、意欲は買うのですけれども、過去に非常に不良、例えば所有している土地が全然売れないにもかかわらず、今度新しい会社ではそのベアス以上に売ることが計画で出されて、それが平気で法案で通つてしまふようなところがございまして、絶対それは常識的に考えてできない話でありまして、それはもう大蔵大臣も認められた。それでも法案だけは通つてくれというふうなお話でございました、結果的には通つてしまったのですけれども、そこまですごくありませんが、私は、やや先行きについての十分な検討をしないままに法案として出てきた感じがしてならないのです。

これは理財局長にお伺いしたいのですけれども、この出口のいろいろな、四十八ですが、正確に数えておりませんが、何となく四十八という数字を思い出して、違つていないかもしませんが、それはお許しをいただきたいと思いますが、このさまざまな機関の部分を、これはまさに過去の単年度の赤や黒、あるいは累積、それから、これからの事業の見通しとかそういうのは、大蔵省の方で一つの事業体ごとに一回検討されたことはあるのでしょうか。

○中川政府参考人 今まで財政投融資の対象として資金運用部からの融資をしてまいりました機関につきましましては、毎年毎年の財政編成の過程で、それぞれの財政機関が行つております事業の収支見通し、事業計画等につきまして十分審査をして必要な資金を供給している。そういう形でやっております。今御指摘ございました、現在、国の特別会計等を含めた四十八の機関につきましまして財政投融資の対象になっていくわけでございますけれども、年々の編成の過程で、毎年きちんとそういう点については審査をしているところでございます。

○上田(清)委員 極めて頼もしい答弁でありますから、そこで当然、どこが財政投融資が発行でき、どこが無理だろうというところで、いわば財政債、特会の部分だ、あと中間地帯がここかな、グレーゾーンがここかなというその種別を我々に発表してください。我々から見たらどうなのかというのを確認いたしますから。

○中川政府参考人 財政投融資につきましては、今回の改革の趣旨が、それぞれの財政機関において、まず資金を自己調達する、市場の評価を受けて、さらにデイスクロージャーを推進するといったようなことで、経営の効率化へのインセンティブを働かせる、これをまず基本に据えるということでございます。

したがいまして、現在各財政機関において、財政投融資の発行の可能性、あるいはどういった形で、つまりコーポレート型にするのか、アセットバック方式にするのかといったような点を含めまして検討が進められているところでございます。

ただ、この財政投融資がどういう条件であるのか、どのくらい発行できるかということ、最終的には市場が決めることでございますので、今現実には、現在でも既に帝都高速度交通営団は財政投融資を出しております、平成十二年度の予算におきましても、住宅金融公庫は証券化という形で財政投融資を発行する予定でございますし、先ほど大野総括政務次官から御答弁申し上げましたよう

に、政策投資銀行とか国際協力銀行におきましても検討いたしておりますけれども、どういった機関が発行できるのかということにつきましましては、最終的には市場が決めるということ、今ここでどこどこが財政投融資が出せるということ、申し上げることはできないことを御理解いただきたいと思います。

○上田(清)委員 その部分はよくわかるんです。しかし、先ほど言われたように、民間の金融市場を圧迫しない、あるいはそちらに悪い影響を与えない、そのことも含めて検討されているわけですから、その答弁だけだとわかりづらい、というよりも一方的な話になります。

ただ、時間が参りました。この問題は、とにかく特殊法人の改革はしなければならぬ、そして効率化をしていかなければならぬ、そして、民主主義のコストをどう持つのかということ、まさに経済コストをどうするかという二つの問題を同時に解決するような話でございますので、時と場合によつては分けなければならぬものを、ちよつとごちゃ混ぜにして、かえつておかしくなるのではないかと、いろいろな問題意識を持つております。その点について、またたつぷり時間をかけて審議させていただきたいと思ひます。

きょうはありがとうございました。

○金子委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後一時七分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○岡田委員 財政改革について、午前中の同僚議員に引き続いて幾つか御質問したいと思います。いろいろ議論が混乱しているように私には思えますけれども、混乱したときには、やはり基本に立ち返つて、この財政改革というものがどういう理念に基づいて行われるのかということをもう一

度きちんと確認した上で議論をさせていただきたい、こういうふうな思つております。

大臣の方から、恐縮ですが、この財政改革の基本的な理念についてお話をいただきたいというふうに思ひます。

○宮澤國務大臣 その点は、中央省庁等改革基本法の二十条の二に掲げられておりますが、結局、今までのように、運用部が割つていて金が入つてきまして、それを財政機関に分けていくというふうなことは、本来、国が税金で金のかかり多量に、その行政あるいは行政目的、あるいは中には事業的なものも当然ございますけれども、それに使うということが、日本がこれまで興隆してきた現在、再検討を要するのではないかと、そういう基本から出ておると思ひます。

すなわち、そういうこと自身が市場原理に、国がそれだけの大きな力を持つて市場に臨むということに問題があるし、また、この資金を受けた方は、いわば黙つていれば金が自然に來るということでございますから、事業内容そのものもそういう意味では乱に流れやすい、コスト意識も明確を欠くことになりやすい。いろいろな意味で、資金的に厳しくするならば、そういう資金を受けている特殊法人も合理化に努めざるを得ない。

よろずそういう意味で、長いことこの制度は貢献をしてきたことは確かですが、今行政改革に当たつて、市場原理のつとつて新しいものにした、こういうことであると思つております。

○岡田委員 今大臣がお話しになりました中央省庁等改革基本法の二十条の二の中には、一つは預託の廃止、そしてもう一つは資金調達面における市場原理のつとつた改革、こういう二つがあると思ひます。

預託の廃止の方は、きょうの本来の問題ではないので触れませんが、少なくとも自主運用というところについては、例えば郵貯の自主運用であれば、それはやはり公社になるということが大前提としてあつて初めて自主運用にしよう、この意味が出てくるのだらう、そういうふう

その問題につきましては、両面から考えていかなきゃいけない。そして基本的には、第一に、この財投機関というのは、財投機関債を出したとか出さないとかということだけで見るのではなくて、財投機関債を出しながら、当然国庫補助も受

けております。国庫補助を受けて、財投機関債を出して、そして仕事をしている、その仕事がある資金をもつてやる政策手段としていいのか悪いのか、政策評価の問題を含めて考えていくべき問題、こういうふうな考えているわけでございます。

したがって、基本的には、そういうふうな政策として必要なものかどうかということが一番の問題であつて、財投機関債を出したから、出せるから民営化ということも少しせつかに過ぎるのではないかと、私はこのように思っております。

それからあと一つの問題は、かといって、特殊法人を整理できるものは整理して、そして、それが自立できるものであれば自立させよう、この流れは決して忘れてはいけない。したがって、そういう流れを当然念頭に置きながら考えるべき問題でありますけれども、財投機関債を出せるから、あるいは出したから民営化というのはちょっと短絡的過ぎるのではないかと、このように思っております。

○岡田委員 私、出せる出せないというよりも、もし金額財投機関債ということになったときにはもう民営化ですねということ先ほど申し上げたわけですから、財投機関債を出して、それから、そういうインセンティブが当該財投機関にはないだろう、だんだん危険に迫っていくわけですから、むしろできるだけそういうものは少なくしようというのが普通、財投機関の経営責任者の考えることじゃないか、そういうふうな申し上げていくわけがあります。

そしてもう一つ、先ほどの金利の問題、そういうことがありますが、だからだめだと言っているのじゃなくて、財投機関債を出すことに何か違う別の意味でのインセンティブをつけるか、あるいは逆に、財投債に頼ることにディスインセンティブをつける。例えば、財投債を経由して資金調達した場合には、本来は金利は安いのですが、それに何%か金利を上乗せするとか、何らかのマーケットメカニズムが働くような仕組みをビルトインしておかないとこの制度は動かないと私は

思います、いかがですか。

○大野(功)政務次官 金利でやるというよりも、何らかのルールづくりをして、そういう方向で財投機関が機関債を出せる、こういうインセンティブが起るようなことを工夫していかなきゃいけない。そこは少しゆとりをいただいて考えさせていきたいと思います。

それから、そのメリットは、これもけさ議論させていただいたところでございますけれども、まず、財投機関自身が市場の評価を浴びるわけですから、財投機関債を出すということについてよっぽど事業対象を絞っていく、効率的に運用していく、こういう努力をするということもひとつ市場の評価を受けることではないか。

ですから、どっちが鶏で卵かは別といたしまして、その自覚を持ってやっていく、これはそういうふうなインセンティブになるという意味で申し上げているのじゃないですか、そのことを大いに財投機関の皆様に御認識をいただきたい。これはちょっと先生のポイントからずれるかもしれませんが、そのことをまず認識してもらいたい、このように思っております。

○岡田委員 今政務次官がおっしゃったことはよくわかるのですが、結局、マクロで見た場合とそれぞれの財投機関で見た場合と、大分状況が違うのだらうと思います。例えば、今回財投機関債などというものを認めて、わざわざ金利の高い資金を調達する。それは国から見れば財投債で調達した方が、全体としてのコストが安いわけですから、むしろその方がいいという結論だつてあると思うのです。

しかし、やはり市場で財投機関債を出すためには大変な努力が要る。相当透明度も上げなきゃいけない、効率化もしなきゃいけない。マーケットを通じて評価される、そのことを通じて当該財投機関が効率化される、透明度が上がるというメリットが、多少の高い金利を乗り越えるだけのメリットがあるという前提に立つて、今の考え方が出てきている、私はそういうふうな思うのです。

しかし、当該財投機関から見れば、マーケットから評価されるというのはそんなに大したことではなくて、やはり国全体で見たときに、そういうメリットがあるということだと私は思います。で、そのミスマッチをどうやって解決していくか、そういう視点が要るんだろう。それが、これから考えるというふうに政務次官おっしゃいましたけれども、本来はこの法律の中にきちんとビルトインされていなければならぬんじゃないか、こういうことを申し上げているのですが、いかがでしょう。

○大野(功)政務次官 財投機関債を発行することについてのインセンティブを法律で書くということとは非常に難しいことだと思います。

今の仕組みの中で、一つは、さっき財投機関債の方を申し上げたのですが、それでは先生おっしゃる通りに財投債を出して、それを財政融資資金運用特別会計から各財投機関に融資していく、こういうことになりますと、一体何をベースに融資をするのかな、こういう問題に突き当たるのではないかと、こう思います。

まず、財投機関債を出して、そして出せない、市場に評価されない財投機関が出れば、もうそこはゼロベースから、それではこの政策は本当に必要なんですか、こういうことを考えるゆとりが出てくると思うのです。そういうことを考えるチャンスが出てくると思うのです。

したがって、一遍市場の評価にさらしてもらつて、そして、できなければ、これはやはり本当にその仕事が必要なのかゼロから考え直す、こういう問題意識は我々は持つております。それが一つのインセンティブになるのかどうか、それは私にはわかりませんが、少しはインセンティブになるのだらう、こういうふうな考えております。

○岡田委員 ちょっと視点を変えますと、今おっしゃったのは、まずは財投機関債を発行するという自己努力をした上で、足らざる部分を財投債を通じて資金調達で補う、そこでちゃんと見るから効率化される、こういうお話だと思つていますが、

本場にそうなるのだろうかということですね。

今まで特殊法人の中で、もちろん国会もそうかもしれませんが、ほとんど国の監督が行き届かないような、かなりひどい実態も一部にはある。勝手に子会社をつくったり、株式会社をつくったりして、そこにどんな利益をためたり、目に余るようなことがかなりありました。そういうことが結局国としてはチェックできなかった。国会で指摘されて、それで少し直った部分もありますけれども、直っていない部分もたくさんある。

今回、恐らく順序としては、例えば、ある財投機関、住宅金融公庫なら住宅金融公庫が、年間これだけの貸し出しをしたいという事業計画を立てて、そしてその上で財投機関債でその部分の何割かを賄う、足りませんから、残りの部分は財投債で補ってください、こういう物事の順番になると思うのです。

そのときに、いやいやそれはそうじゃなくて、そんなにさせませんよということを恐らく大蔵省が交渉されるんだと思いますが、大前提として、これだけの需要がありますから必要なんですというところがまず決まっているといひますか、それがまずあるときに、それをいやこれだけしか原資がないから出せないとか、そういうことで本場に制限できるんだらうか、私はかなり現実には難しいんじゃないかというふうな思うのですが、いかがでしょう。

○大野(功)政務次官 いきなりそういう作業に入るのか、それとも一度市場にさらしていくのか、これが先ほどのポイントでございました。

今度は、そういう作業に入るときに、どういうことになるのだろうかという話になります。そういう作業に入ったときに、例えば、大蔵省とそれの財投機関を所掌する官庁との間でいろいろ話し合いが起る。そのときに、今までなら、お金はたっぷりありますから、仕事の方のチェックは怠つていたということがあるいは言えるのかもしれない。しかし、今度はお金がないから、本場に必要なることをやろうという力が双方に働いてく

る、このように私は思います。少なくとも、大蔵省サイドの物の見方はそういうふうな物の見方で見ていく。

だから、現実の問題ですから、どういうふうに展開していくのか、それははっきりとしたことは言えませんが、方向としては、やはりそういうふうなゼロベースからの見直し、本場に必要ない政策ですか、国庫補助も入れてやるべき話ですか、財投機関だけでできないものにプラスアルファしてやるのが効率的なんですか、こういうような疑問を交えながら、そこは検討されていくものと私は期待しております。

○岡田委員 私も期待はするのですが、本当にそんなふうなまうくいくのだろうか。少なくとも、法律上何らかのきちんとした、制度的なビルトインがされたものがなければ、それは結局、絵にかいたもちになるのじゃないか、そういう気がしてならないわけでありませう。

ちよつと視点を交えますが、午前中の議論で、中川委員と鈴木委員で、財投制度という特殊法人についての考え方がやや違う、そういう見解が示されたと思います。私は、特殊法人といふか財投機関の存在というものを、基本的に必要だといふ立場に立っておりますので、もちろん今あるものがすべて必要だということではありませんが、全部マーケットに任せてできるのであれば、それこそ特殊法人といふのは要らないわけで全部民営化すればいいわけですが、やはりそうじゃない、政策目的というものがあつて存在している財投機関、特殊法人といふものは当然ある、こういうふうな思いをします。

ただ、問題は、そういう特定の政策目的を持つて一般のマーケットではできないことをやる、そういう役割を持った財投機関を他方でマーケットで評価しようとしているところのその矛盾というものは、どうしても私は残るのだらうと思うのです。それは具体的に言えば、財投機関債を発行するときに、マーケットもこれを評価する。しかし、それは一般の会社を評価するのとは違う。つ

まり、予算を一定程度入れて、そして特定の公益目的のために本来マーケットではやらないことをやる、そういう財投機関、特殊法人を、マーケットでどうやって格付をするというのか、財投機関債に値段をつけるのか。これは私、かなり本質的な矛盾がある点だと思うのですが、いかがでしょうか。うまうこれは回っていくのでしょうか。

○大野(功)政務次官 まず最初に、その財投機関が財投機関債を発行できれば民営化すべきであるといふことでございませうけれども、政策でやっておりますから、いづれも国庫から補助を受けております。したがって、国からの補助がなくて自分のお金だけ、つまり財投機関債だけでやれるようになれば、当然これは民営化、これはもう間違いない。ちよつとこれは置いておきます。

それで、補助金を受けながら財投機関債を出して、そして財投機関債でやれるものはどうするのだ、それは物事の考え方としておかしいのではないか、この問題点でございませうけれども、そこは私は、第一にディスクロージャーの問題があると思ひます。そういう補助金をもつていふところがあるところが市場で評価できるかといふことに対しては、補助金はこまでもらつています、財投機関債ではこの程度調達いたしております、そしてこういう仕事をやっております。つまり、すべて透明化していく、ディスクロージャーをやつていけば、そのディスクロージャーの結果、データを見た上で市場は評価していく。したがつて、そこは民営化の議論と少し違つて、まさにディスクロージャーでやつていくことにポイントがあるのではないか、このように思つております。

○岡田委員 私も基本的にそういうことだと思ひますが、そこで大事なのは、単なるディスクロージャーではなくて、予算を入れるときのルールなんですね。それが明確でないと、マーケットは評価できないと思ひます。どういう基準に基づいて、どれだけの予算を入れるのかということがあつて、毎年毎年じゃなくて、でなければ、私は、

マーケットというのはきちんとして評価できないだらう、そういうふうな思ひますが、そういうことが今回の改革の中できちんとして予定されていきますか。

○大野(功)政務次官 岡田先生がおっしゃること、全くそのとおりだと思います。したがつて、これから一番大事なことは、つまり、今回改革に至つたのは、けさも鈴木先生から御指摘がありましたけれども、まず財投の肥大化だ、これが一つはございませう。それは預託金を断ち切ることによつて解決する。

それからもう一つは、将来にわたつて国民の負担がどうなるのだ。つまり、先生のおっしゃる、幾ら税金をつぎ込むのだ、この点がはっきりしない。それは、政策コスト分析をきちんとしていかなければいけない。そして、その政策コストに見合うベネフィット、便益をどう評価していくか、これを勉強してやつていかなければいけない。この問題点だと思ひます。

そこで、政策コストを投入する場合に、例えば、その政策コストに見合つて、これだけの税金をかければ、これだけの税金を使えば、もつと別の手段で、有償資金という手段じゃなくて、税金を使つて、同じような目的が達成されるならば、それはやめるべきであるという結論もあり得ると思ひます。

したがつて、その政策コストのコスト評価といふことをきちんとしてやつて、それが将来、例えば三、十年間見ていけばどの程度の国民負担になるのか、このところをきちんとして評価して、そしてそれをディスクロージャーして市場の評価に身をゆだねるべきである、このように思ひます。

○岡田委員 ちよつと私の言つていふこととずれがあるのかもしれませんが、例えば予算の出し方として、当該財投機関が例えば金融機関だとして、貸し出しに失敗をして、そしてかなり穴をあけた、その当該金融機関の経営がかなり厳しくなつたときに、事後的に予算を出資金なり補助金の形で入れて穴埋めをする。こういうやり方を

もしするのであれば、これはやはりマーケットとしては評価できないだらうと思ひます。あらかじめ何らかのルールがあつて、そしてそのルールに基づいて予算が入つていくといふことでないと、私はマーケットの評価といふのはできないだらうと思ひます。

それは、すべての特殊法人について、そういうことがきちんとしてルール化されているかといへば、それはないと思ひます。その特殊法人の改革が同時になされていないと、私はこの制度は動かないと思ひますが、いかがでしょうか。

○大野(功)政務次官 大変貴重な御意見だと思ひます。

したがつて、そういうことを今から、運用に当たりまして、どういう視点で物事を見ていくか、どういう視点から先ほど申し上げました政策評価をやつていくのか、検討課題が多いのです。本場に、政策コストをどう見るか、コストベネフィットをどうやつて考えていくか、課題は非常に多いのですが、そういうことをきちんとしてやつてスタートすべきであると思つております。大変貴重な意見だと思ひます。

○岡田委員 今のお話は、そうすると、政策コスト分析、それで私は十分かどうかは自信がありませんが、政策コスト分析を、これからこの法律が施行されるまでにすべての財投機関についてやるというお約束と受け取つてよろしいですか。

○大野(功)政務次官 政策コスト分析は、岡田先生御存じのとおり、既に昨年の八月に五つの財投機関でやつております。それで、今度も、八月の前にはそういう政策コスト分析を、五つではなくてもうちよつと数多い数でやらせていただきたいと思つていふのですが、全部についてやれといふと大変な仕事でございませうので、一生懸命努力しますといふことでございませう。

○岡田委員 結局、財投機関債を発行する前提の話として私はしているわけで、そういうものがないと、財投機関債を出さないと、結局マーケットは評価ができませんから出せないのだらう、こ

ういう趣旨で申し上げているわけで、今のお答えですと、結局財投機関債はコスト分析が終わったものの外は出せないということになりそうな感じがいたします。

それで、もう一つ問題は、政策コスト分析をしたとしても、予算は単年度主義ですね。だから、予算の出す仕組みというのは毎年変わり得るわけで、そこを本当にマーケットが織り込んできちんと評価できるのか、こういう問題も当然あると思います。つまり、今の制度のもとでいった場合にこれだけというのが政策コスト分析であつて、制度はもろん変わり得るわけですから、そういう意味でも、私はなかなか、マーケットで財投機関債を評価するというのはかなり無理があるように思うのですが、もう一度、何かありましたらおっしゃってください。

○大野(功)政務次官 直接その財投機関債をマーケットで評価する場合には、予算は単年度主義ですから、先生のおっしゃるような問題があるいは出てくるのかもしれませんが。

しかし、政策の継続性という問題があります。例えば中小企業対策、中小企業に対してはこういう金利でこういうふうに通算していく、こういう政策の継続を財投機関がやるのだ、こういうふうに考えていただければ、やはり一つの内閣の方針としてそれは市場が織り込んでくれるのではないかとこのように考えます。

○岡田委員 財投機関債というのは一つの内閣よりは恐らく長い期間のものだと思いますので、なかなか無理があるのではないかと思います。

もう一つ、これに関連してお聞きしておきますが、財投機関債を発行するとかえつて将来民営化がやりにくくなるという議論があるのです。これは、商工中金が商中債を発行しているところ、民営化の議論が出てきた途端に商中債の価格が下落した。つまり、民営化されるということはリスクがあるということでは下落した。それは商中債を持っている人にとっては損害が出るわけですね。つまり、いろいろなことを言つて恐縮です

が、どんな財投機関債を発行する中で、かえつて将来の民営化への道を妨げることになるのではないかと。つまり、民営化の議論をするだけで債券の価格が下がってしまうわけですから、なかなかそういう議論がしにくくなる、こういう議論があります。これは杞憂だと考えていいのでしょうか。

○大野(功)政務次官 今先生、商工中金の例を出しになりました。それで、私の方から営団地下鉄の例を出させていただきたいのですが、こちらの方は全然影響がなかった。いろいろな物事の考え方があると思います。民営化の問題というのは、我々引き続き検討していかなければいけない問題でございませうけれども、一つの側面としてはもちろん財投機関債を通じてという問題であります。もう一つは、哲学的な意味での官民分担のあり方、あるいは官業の民業補完、こういう側面でございます。

したがって、財投機関債を発行することと民営化の問題は、直ちに直接結びつかないのではないかと。営団のケースと商工中金のケースと二つあつて、これだけ見ても影響する場合と影響しない場合が出てくるわけですが、直接結びつくものではないのではないかと、このように思う次第でございます。

財投機関債の市場における価格というものは、その時々債券市場の需給状況の問題、それからもう一つは、特殊法人、財投機関の将来の経営など、いろいろな要素によつて決定されるのではないのでしょうか。そういう意味で、例えば民営化の方向が出ると債券の価格が直ちに下がるのかな、こんな疑問も出てくるわけでございます。

○岡田委員 それでは、また別の問題に行きたいと思いますが、特殊法人という財投機関というものは、先ほど言いましたように、特定の政策目的を持つて存在している、そういう意味では一般の市場における株式会社とは違うわけですから、この財投機関というものは、将来的にはつぶれるということ想定しているのでしょうか。つ

まり、財投機関の倒産法制というものを考えるのかお考えでないのか、いずれなのでしょう。○大野(功)政務次官 御質問の趣旨を、つづけることもあるぐらゐの気持ちで冷然と市場原理の中で運営しろというふうにとらしていただきますと、と申しますのは、財投機関というのは政府補助がありますから、しかも国の管轄下にございまして、常識的に言つておられることはない。しかし、それではいかにも民間の一般の会社と比べておかし、こういう議論は当然出てくるわけでございます。倒産のルールがこの財投機関にも適用される、こういうことによりまして、財投機関が市場の評価をきちつと受けるようにすべきではないか、こういう議論があることは私も存じております。

そういう議論があることにつきましては、我々大蔵省サイドからは、法務省に對しまして、特殊法人等の公法人の破産等の問題について検討してください、こういうお願いをしているところでございませう。また、財政投融資対象機関を含む公法人の倒産法制につきましては、今後法制審議会の倒産法部会において検討が行われる、このような予定になっております。

しかしながら、非常に難しい問題は、冒頭申し上げましたように、この財投機関というのはどうして国の管轄、国の監督権限のもとにある、そういうことでございませう。しかも今先生御みずから御指摘なさいましたように、政策を遂行する特殊な目的、任務を持つております。そういう機関でございませうから、つまり換言しますと、特別の法律に基づいて設立されております。したがって、破産、倒産、解散、こういうことになりまして、特殊法人等の設置根拠法ということが当然問題になってくるということになるわけでありまして、民間企業と同じような手続、ルールでこれを処理していいのか、これを倒産させていいのか、こういう問題がまた出てくると思うのです。それは政策としてどうするかという問題にも絡んでくると思います。

いろいろな議論が今あるわけでございますが、こういういろいろな議論を伺いながら、幅広い観点から今後法務省において検討してもらいたい、このように思つております。

また、財投機関債につきましましては、その検討、発行を通じて、まずデイスクロージャーが強化される、そしてその後経営効率化、業務の見直しがなされて、特殊法人が効率化していくことによつてそういう目に遭わないように、そういうことが余り問題にならないようにやつていかなければいけない、このように思つております。

○岡田委員 財投機関の場合に一般の民間企業と違つて、破産にしろ、あるいは会社更生というのがあるのかどうか知りませんが、そういう手続規定がそのまま今の法律が適用できないことは事実で、そういう意味で特別な規定が要するのだらうと思うのですが、特別な規定が要するのの前に、こういう財投機関について倒産ということを考えるのか考えないのか、ここは私は法務省の判断ではないと思うのです。むしろ大蔵省の判断だ、こう思うのですが、そこはどういうふうにお考えなんでしょうか。

倒産というのはあるという前提に立てば、では具体的にどういう法制が考えられますかというのを法務省に投げかけるのであつて、まず最初の判断というのは大蔵省がすべきことではないですか。

○大野(功)政務次官 先ほど申し上げましたように、非常に難しい問題でございます。と申しますのは、国が国の金を補助して財投機関には投入しているわけでございます。そしてまた、それを監督しているわけでございます。国が所掌しているわけでございます。そしてもう一つ、ぜひとも今の段階で実行しなければいけない政策を遂行している、この二つの問題をどう考えるか。

私は、倒産させてはいけない、しかしながら問題は、政策評価をした場合に、余りにも政策評価として成り立っていないではないか、これは全部仮定の話として聞いていただかないと困るのであ

りますが、仮定の話として、もしある財投機関がやっているとどうもベネフィットを生まないうことであればそれは特別に整理していく必要がある、そのように判断します。

○岡田委員 私、そういう解散の議論をしているのではなくて、倒産の議論をしているわけなんです。これは本場に非常に難しいところだと思ひますが、特定の政策目的を持った財投機関なんだから倒産などというのではないんだ、こういう前提に立つと、倒産させないためには、逆に言いますと、国の信用で最後は全部面倒を見るよ、つまり資本注入じゃありませんが予算をどんどん注入して支えますよ、こういうことだと思ひますね。もしそういう前提に立てば、では、結局、財投機関債というけれども、リスクはないのではないかとこのことに戻ってくると思ひます。

最終的には倒産して返ってこなくなるかもしれないというところに一般のマーケットが債券を評価する最大の基準があると思ひます。しかし、最後、国が全部幾ら予算をつぎ込んででもこれは倒さないよということだとすれば、それはやはり基本的には、財投機関債といつても財投債と実質的にはほとんど変わらないということになつてしまふんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○大野(功)政務次官 まず、私が先ほど申し上げたこととごいいますけれども、幾ら金をつぎ込んででも政策目的が実行できない、こういうようなことになれば当然これは整理していかねければいけない。倒産とかそんな法制上の問題ではありませんが、これは、そういうところにお金をつぎ込むことと自体が間違ひですから、国としてそういうことはやめる、これは当然のこととごいいます。

問題は、そこへ行く前の段階で市場が既に判断するんじゃないか、そこで、そこへ行く以前に倒産ルールを仮に適用すればそういうことが明白に出てくるんじゃないか、国民の目の前に明らかになつてくるんじゃないか、そこがポイントじゃないかと思ひます。

それにつきましては、午前中も申し上げたこととごいいます。今回の財投事業の見直しあるいは監視の問題ですけれども、午前中申し上げましたので簡単に申し上げますけれども、あらゆるところでその監視体制をつくつていく。国会における審議もそうごいいます。自民党の案には、まず行政監視委員会を国会でつくつて業務を監視しろ、こういう議論がありました。それは国会の方で先取りしております。それから参議院もそうごいいます。また政策評価では政策評価委員会という流れもごいいます。また会計検査院の検査、そしてまた総務庁による行政監察、それからもう一つは外部の監査、例えば公認会計士等の外部の監査、内部じゃなくて外部の監査、こういうようなことも制度として考えていく。

そういうことでウオッチしていくということとその辺は考えていきたい、このように思つております。

○岡田委員 余り質問にはお答えいたしていないうに思ひますが、私が申し上げたことは、もう一度だけ繰り返しておきますけれども、最終的に国がいかなる負担をしてでも特定の政策目的を持った当該財投機関をつぶさないというのであれば、それはそもそもマーケットに評価しろということに矛盾があるんじゃないか、それを最終的に全部国が見るというなら、それは基本的に財投債と同じような性格になつてしまふのではないかとこのことを私は申し上げたわけとごいいます。

それから、これに付随して今解散の話を読まれた。解散というのは、そういう財務状況になる前に、政策目的が達せられた、あるいは当該財投機関では達せられないということが明らかであるということと財投機関を国が解散するということは当然考えられると思ひます。

しかし、そのときに、では、当該財投機関の財投機関債を持つている人の保護というのは一体どうなるんだらうか。あるいは財投機関同士が合併する、今回も財投機関の合併というのはかなりやりました。そのときにも、それぞれ財投機関債を

持つていられるときに、株式会社であればその株式の市場の評価額が何かで合併比率というのは出てくるんだと思ひますが、そういうものがなるときに、恐らく単純合併というよう形になるんだと思ひますが、そのときに、もし財投機関債で値段が違ふ、財投機関Aと財投機関Bでマーケットの評価が違ふというときに、高い評価の方の財投機関債を持つていた債券者の利益はどうやって保護されるんだらうか、そんなことも今質問しながら疑問として出てきたのですが、そういうことこの議論というの中ではないかとごいいます。

○大野(功)政務次官 まず、政策目的を遂行するためにあくまでも税金をつぎ込むんだということであれば市場の評価が違ふじゃないか、こういう点についてはきちつとしておきたいと思ひます。これはやはり有償資金をもつてやる財政政策でございいますから、償還の確実性ということにはきちつと考えていかなきゃいけない、こういう問題であります。市場原理に基づいた償還の確実性をきちつとしていく。そういう意味で、全く償還の確実性がなくて財政資金をどんどんつぎ込んでいくというようなことになれば、それは何のためにそういう政策を遂行しているか、そういう議論が当然出てきて、それは、先ほど申し上げた、国会等の監視の世界で結論が出る話だと思ひます。

その次に、いろいろな、合併したりつづれた場合の財投機関債はどうなるんだ、こういう問題でございいます。これは一般の社債と同じような扱いになる、しかし、余り深入りした議論はしておりません。

○岡田委員 いろいろ申し上げたのですが、どうもすかつとしたお答えはそれぞれについてなかつたように思ひます。ですから、まだ相当検討しなければいけないことが残つていふんじゃないか。そういう中で本場にこれは、たしか一年後だったと思ひますが、実施に向けて準備が整つていくのだらうか、かなり疑問に思ひます。これで最初の質問に戻るわけですが、これも、これで私

は十分だとは思ひませんが、少なくとも財投債と財投機関債を考えたときに、財投機関債が優先して発行されるべきであるということ、これは大臣も政務次官も御答弁されていふわけですし、また午前中の御答弁の中では、大臣みずから甘く適用すれば何もなくなつてしまふかもしれない、財投債をできるだけ減らすという状況をだんだんにつくつていかなければいけないんだ、自分も疑問を持つていふんだというような御答弁もありました。

やはりこれは一番基本のところでありまして、財投機関の資金調達というのはマーケットを通じて財投機関債が基本ですよ、それで足らざるときはその他の調達でやりますよということが、今回の改正法の中のかかあるいはそれぞれ別の財投機関の根拠法の中に書いていなければおかしいと私は思ひます。いろいろおつしやつたことがどこにも出てこないですから。中央省庁基本法の中にはそういう趣旨が書いてありますが、今回の改正法の中にはそういうことが明文として出てきませんから。

結局、国会が終わればいつの間にかこれは忘れられてしまつて、もう財投債が当たり前みたいなことになるかもしれない。あるいは大蔵省はそういうことはしないとおつしやるかもしれないけれども、そうしないために根拠規定をどこかに置いておかないと、いろいろな意味での圧力に負けてしまふだらう、私にはそう思ひます。

今言つたような趣旨で法改正をされる御意向はありませんか。

○大野(功)政務次官 けさの御答弁でも申し上げたのですけれども、財投機関債が大きく伸びていくことは理想でございいます。しかし、現実を見るとなかなかそうはいかない。そこで一体インセンティブはどうか、こういう議論の流れになつていふわけでございいます。そういう点を含めて今後検討させていただきたいと思ひます。

○岡田委員 今後の検討の話じゃなくて、今回この法律を改正するおつもりはありますかと聞い

ラムと、時間的なスケジューリングが余り明確になつていないところが大きな問題なんだろうという気がするわけです。

もうちょっと具体的に言えば、例えば最初に、市場の判断を仰ぐという話でありますけれども、これは基本的には、先ほど岡田委員も言っておられましたけれども、政策的な必要があるということとでこの財投機関というのは成り立っている話です。それから、それを市場に任せますと、大半のものがかなり厳しい状況になる、これは多分自明の話になるんだろうと思うのです。

それで、市場の判断をやった、その後に、これは効率的じゃないかもしれないから、では政策的な有効性について議論して、そこでいいか悪いかによつてこれをどうしようかという話、それに財投債というのをくつつけるという話であれば、ほとんど意味がない。その後に、さらにこれは存続させるか、させないかのきちんとした法的な枠組みができて初めてこのプログラムが完結する話なんだろうと思うのです。それを今法務省に問うている段階であるという話であれば、つまり、入り口はあるけれども出口がないねということなんです。

そのことについて最初に私がお問い合わせをしたのは、市場の判断というのはどういうことなんです。まだ具体的にわからないのです。市場の判断というのは、市場で財投機関債が発行できないという判断をするのは、いつ判断をして、実際に発行した後で売れないという話なのか、具体的にはどうなんでしょう。それをお尋ねしたいと思います。

○中川政府参考人 これは、年々の予算編成、財投編成の過程で、まず要求段階で、各機関が財投機関債を発行できるかどうかについて、これは市場との関係がございまして、最終的には市場が判断することではございまして、市場関係者からいろいろヒアリングをしたりする中で、まずそこで自分のところが財投機関債を発行できるかどうかを判断していただく。

その段階で、発行できない、あるいは非常に不利な条件を強いられるという場合に、先ほど来総括務次官が御答弁されていきますけれども、ゼロベースでこの事業が必要かどうかを政策コスト分析などを活用して判断をして、政策的に真に必要な事業であると判断されれば財投債の融資を認める。こういった手順で予算編成、財投編成が進むものと考えております。

したがって、市場の評価というのが、実際に、この機関はとにかく財投機関債をやってみる、それで結果として発行できなかった、資金繰りに窮して破綻をしていく、こういったことではなくて、やはりその前の段階で、きちっと当該財投機関が財投機関債をどこまで発行できるのか、どういう形で発行できるのか、それをきちっと判断して、発行できないということになれば、その仕事をもう一度きちっと政策的に必要かどうかを見直す、こういう作業が必要になるというように考えております。

○末松委員 市場、市場と言われますけれども、それだったら、その市場は大蔵省の、多分中川局長の入室かそこにある市場じゃないですか、ひょっとしたら、実際にどこにその市場があるのですかね。

要は、それで幾つかヒアリングをして、これについてはは出しましよう、機関債を買いたましよう、あるいはこれはもう買いたくないというのは、民間の市場関係者を集めてヒアリングすることです。それが本場の市場なんです。何か自由な市場じゃなくて、極めて管理された、市場とも言うに値しないものじゃないですか。ちよつとそこについてコメントいただけますか。

○中川政府参考人 もちろん、実際に、部分的に財投機関債を現実に発行して、それで市場の評価をいただく、もちろん、そのためにはディスクロージャーを一層推進しなければならぬ等いろいろなことではございますけれども、そういった形で、現実に財投機関債を発行してみても市場の評価を受ける、それをもとに、また次の年度の財投機関債

の発行をどういうふうにしていくかということを考えていく、そういった作業というものも当然に必要なことになると思います。

そういう場合には、現実の市場というものに評価をされていくわけではございますが、現実に十三年度からの新しい制度のもとでの作業を考えますと、八月末の概算要求、そして十二月末の編成時期をどういうふうにかえていくかということになります。また実際に発行するのは十三年度からでございますので、そういった十三年度の財投計画の手順を考えますと、今各機関が検討しているというものは、実際に発行した場合どうなるのかというところをいろいろな市場関係者からのヒアリング等を踏まえてやっているとございまして、

〔根本委員長代理退席、渡辺(憲)委員長代理着席〕

○末松委員 そうしますと、まさしく各機関が市場の関係者とネゴシエーションしながら、とれるかとならないか。財投機関債なんて発行しないわけですよ、そして、受け取られると判断した範囲内では機関債というものを発行した形をとるという位置づけですね、実際には。そうじゃないと、そういったことを一たんぱんとやって、市場が判断するかどうかと大きく銘打っていますけれども、要はその話し合いの中でやっていくだけということにしか私には見えないのですが、大臣、その辺はいかがですか。

○大野(功)政務次官 では、前座を務めさせていただきます。

市場というのは、まず、現実的に考えますと、格付があると思います。格付が余り低いとジャンクボンドになってしまつて、もう発行などできません。だから、まず格付がどうなるかという問題が一つあると思います。

引き受けの場合には、やはり引受団、シ団というものができますので、そういうところの意見を十分聞くということを先ほどから局長は御説明しているものだと思います。

それから、そういうルートじゃなくて、金利を高くすれば当然売れるんだと思いますけれども、金利を高くして出すだけの価値があるか、これは判断の問題だと思います。

前座を終わります。

○宮澤国務大臣 ということだと思ひますのです。が、もとより、これはとても商売にならない、しかし国としてしなければいけないということは、国が納税者の金を使わせたいたでいて、あるいは公債発行していただきますし、他方で、いやこれはやりようによつてはプロフィットアブルであるということであれば、それは市場経済に乗るわけでございますから、その間ぐらひのところは特殊法人なんかが出てくる仕事があるのだと思います。

それだけが理由じゃございませんけれども、運営いかんによつては、適正な利潤と申しますか、損失をしない事業の目的を達することができるといふエリアがございまして、そこで、そのエリアがこういう特殊法人であるとしてまして、だからといって、金はもう財投の方から下がつてくるなんというのでは合理化しようというインセンティブは働かないわけではございませんから、そこところはやはり自分で調達してみなさい、こういうのが今回の趣旨であると思ひます。

それで、自前で調達するということがつまり市場の信認云々ということではございますから、どのくらいなコストで調達できるかということになるわけでは、片っ方は、そんなジャンクボンドみたいなものは到底もともと売れないというエリアがありましようし、いやそれほどでもないが、この金利では全体がコスト割れになってしまつたというところの場合もありましよう。その辺の、トータルに国でなにかいかにというものの、いや全体として市場でやられておる、その間にあるエリアです。それから、市場の信認の得られる範囲で借金ができるかできないかということは、もとより両方の兼ね合いの問題だと思ひます。

ですから、全くそういうことはできないということもないし、いや絶対できるということでもな

い、そういうエリアにおける問題として、市場の信託を、みずからのコスト削減の努力のメルクマールとして持つということは意味がある、こういうふうにして申し上げるべきではないでしょうか。

○末松委員 何かわかったようなわからないようなお話なんですけれども、大野政務次官が、まず格付があると言われましたね。格付というのは、大体その市場である程度名前を上げて、情報公開ができて、それから少しずつ格付がされていくと思うので、最初から格付なんかあるわけがないですね。だから、やっていく間に次第にできていく話だろうと私は思うのですけれども。だから、ちよつとこの話を聞いていて無理があるんですね。

私は、実際、正直に思うのは、市場という理由、これはある意味でのフィクションであつて、どうせ多分、私の想像ですよ、ひよつとしていいかげんな想像だつたら本当に後でしばしば言つていただきたいんですが、多分引導を渡すための、あなたのところはだめじゃない、合理化しなさいよ、あるいはあなたつづけないと言つたものの、一つの何か引導を渡すための理由を市場というものに置いて、だめだつたじゃないか、あるいは、あらかじめプログラムされていて、ここはいい、ここはだめという話にしておいて、そこでセツトで持つていつて、だめなところはもうだめだよねと言ひやすくするという感じに私は受け取つたわけなんです。

ただ、だめだよねと言つたところが、結局、先ほど中川局長も言われましたが、もし市場で必要ならばいいけれども、必要でないならば財投機関債は発行できない、そうすると次の段階に移るといふ話の場合、結局そこでそれを解散させるとか、政策上、必要ないんだという判断が下されれば、当然そこは解散させなきゃいけない話なんですよね。そこそここの法的な面がそろつていないから、極めてこれはいいかげんな話に映らざるを得ないんです。

〔渡辺(喜)委員長代理退席、委員長着席〕

例えば、私、実は、平成九年の十一月の自民党行革推進本部のこの案を見て、いや、これはすいなと思つたのが、財投機関債発行法人等の破産・整理法を制定する、そこまで書いてあるわけですよ。それであれば、一循環きちんとして、政務次官の言われるスリムという意味が、破産とか解散、これも含めてのスリム、公社公団、そこまでスリムにするんだよということまで読めていたわけなんです、今回のこのプログラムを見ますと、それが抜けている。ないというのは、どこでどうなつたのかなという気がするのです。

実際、私自身、まず市場にちよつと置いて、もつともらしい理由をつけるということであれば、公社公団改革のいい契機になると思うのですが、そこが最後に抜けてしまつた理由あるいは経緯等がわかりましたら、政府参考人の方でも結構ですが、おつしやつてください。

○大野(功)政務次官 まず、市場の判断のところから始めさせていただきます。

これは、投資家保護というのは今の世の中で物すごく大事なことで、発行する際には必ず格付というのがやられるわけでございます。その格付を出すところまでは投資家保護の観点から必ずございしますので、そこは御理解いただきたいと思ひます。

それから、もう一つの点につきましては、局長から答えさせていただきます。

○中川政府参考人 財投機関であります特殊法人の倒産、破産の問題につきましては、これは自民党行革推進本部の改革案、そして資金運用審議会懇談会の取りまとめにも、この問題を検討するようという指摘があるわけでございます。倒産のルールが示されることにより、財投機関が市場の評価をきちんと得られることになる、こういった指摘もございまして、大蔵省といたしましては、この問題について検討をいたしたところでございます。

ただ、この問題につきましては、財投機関、つまり財投の対象になつてゐる特殊法人という問題

だけでなく、特殊法人、ひいては公法人全体の破産の問題に関連してくるわけでございます。法務省にこの問題についての検討をお願いしたところでございます。現に、法務省と協議をしながらこの問題を研究しているところでございます。

先ほど総括政務次官が御答弁申し上げましたように、この財投対象機関を含む公法人の倒産法制につきましても、法制審議会の倒産法部会において検討をしていただけるといふように聞いております。

ただ、この問題を検討していく過程で、特殊法人というのはいまだ政策を遂行する上で必要な機関でございます。特別の法律に基づき設立をされてゐるわけでございます。その解散につきましても、特殊法人等の設置根拠法において、別に法律で定める、こういった規定を置いてゐる例が多いわけでございます。したがつて、解散ということになれば、これは別の法律で、きちつと政策判断としてこの解散というものを定めるということになるわけでございますけれども、倒産とかあるいは破産といったような民間企業と同じような手続、ルールで特殊法人を廃止していくということが、政策を遂行する特殊法人であることとの関係でどうなのかという非常に難しい問題に突き当たつたわけでございます。

したがつて、この特殊法人の性格、それと市場の評価をきちつと得るために、やはり倒産といふものまで踏み込んできちつと法制化すべきだといふ両方の要請があるわけでございますので、この二つの要請をどう調和させていくのかといふような問題がございしますので、この点、私どもも議論はしておりますけれども、専門的に法務省において検討をお願いしているという状況でございます。

○末松委員 そうしますと、解散の法制とかがきちんと整うまではそういう公社公団、財投機関なんかはほとんど、廃止されるといった見通しもないわけでもないという話になりますか。

先ほど政策の有効性をおつしやつておられますが、政策がもう歴史的に役割を終えて、この政策はいい、ほかの政策がより重要なんだ、これが政治的判断になるわけですよ。その判断を、貴重な国民のお金を使つてやるわけですから、そこを待たないでいつも政治家そのものが立たされてゐるわけですよ。それは当然、役所も立たされてゐるわけなんですけれども、そこを、その法律の制定ができるまで一切されませんよという話なのか。私はそれはおかしいと思ひます。

さらに、政策の有効性を言うのであれば、これはだれが判断するのですか。先ほどから聞いていたら、大蔵省が他の省庁と判断して、パフォーマンズの悪いところは、これはやめさせないんですよ、やめさせないんだけれども、効率化を求めろ。大野政務次官が最終的には国会だ、それが多分正しい答えなんですけれども、ただ、いかにも何か大蔵省とほかの省庁が話をして、その前に格付というものがあるつて、格付がありました、今度、政策の有効性について大蔵省とほかの省庁が相談をしました、その後、与党でもみまます、あと国会でという話になるかもしれないけれども、この辺、だれがそういった政策の有効性を判断するのか、しないのか、そこをちよつとはつきりしてくれませんか。

○大野(功)政務次官 まず一番目の、破産という法制ができるまでは財投機関というのは存続するのではないかと、こういう問題でございます。

これは、まさに財投についての反省点の一つで、何かといふと、将来にわたる国民の負担がこれだけで、その見返りの便益がこれだけだ、コスト・ベネフィット・アナリシスが全く今までできていなかった。これは同時に、財投の肥大化という問題と、二つ、大反省点があると私は思つております。そちらの方の反省点でございますから、今から鋭意頑張つていかなければいけませんけれども、政策コストの分析も、まだ五つの財投機関しかできていませんし、そのベネフィット、便益の評価になりますと、どういう物差しを当てて

いったらいいの、こういう問題は当然出てまいります。したがって、そこは今から鋭意コスト・ベネフィット・アナリシスもやっていたいかなければいけない、こういう状態であります。

そこで、結論まで申しますと、もしそういう評価をして、コスト・ベネフィット・アナリシスをして、それに耐えられないものであれば当然解散をさせる、こういう話が出てくると思います。解散はさせることができます。(末松委員「それは法制上整っていないでしょう」と呼ぶ)解散させることが法制上できます。それが一点。

それから二点目は、要するに、そういうことに至るまでという監視体制があるんだ、一体大蔵省はどういう役割を果たしているんだ、こういう御質問でございますが、まず、一番最初に責任を持つべきは当然財政機関でございます。そこで十分に検討して効率性を求めていく。それから、その所管官庁というのがございます。所管官庁において検討をする。それから、これは予算関連でございますから、いろいろな各党での御議論があらうかと思えます。それから、その次に、予算でございますから、将来の財務省、大蔵省による審査がございます。そして、与党による審議が出てまいりまして、国会にその政府案を提出する。国会において最終的に審議してもらう。その全体のプロセスについては、あるいは結果については、先ほど来申し上げていますように、国会で再度チェックする、あるいは政策評価委員会等である、会計検査院、総務省である、あるいは部外の公認会計士である、こういうようなシステムでございます。

○末松委員 今、私も次に行こうと思ったのですが、政務次官がそこまで言われたので、もうちょっと続けます。

コスト・ベネフィット・アナリシスなんですけれども、私も、それを五つ読ませていただきました。コスト分析の評価検討会ですか、その資料もいただきました。これが出て初めて格付が行われるのですか、基本的には、違いますか。何かは

かに市場で判断をするようなところというのはあるのですか。

○大野(功)政務次官 私、そういう専門家でございませぬので、詳細にわたって明確なことは申し上げられませんが、例えば財政資金を幾ら使っている、それからこれまでに財政からどれだけのお金を借りている、そして今回はこのぐらゐの事業をやっている、そしていわゆるP/Lなりバランスシートなりをきちつとデイスクローズしていけば、それはそれなりの評価ができるというふうに考えます。

○末松委員 別に、その手続で政務次官をいろいろと批判をしているのじゃないのですが、この五つのものを見て、何か急に、最後に財政投融資による政策コスト軽減額とか言って、何千億とどんと出ているわけですよ。まるで神様の御託宣のように出ているわけなんですけれども、何かそういうふうなものがあるのならば、あとはやはり政治があるのかというのもあるし、あとはやはり政治が最後はここは必要ないと思つたらただけやるか。午前中に、宮澤大蔵大臣の話で、どれだけ厳しい方針を持っているかどうか、あるいは持っているならば、それは政治家の判断ですよ。腹ですよ。そこがどうなのかというところの腹ができていないのじゃないかというのを私は申し上げたいのです。解散とかそういうところまで含んだ形で厳しくやるんだよというところまであつて、初めてこのプログラムが全部生きていくという話だろうと思うのですよ。そのいろいろな過程はいいですよ。

ただ、そこがところどころで、今法務省と議論していますという話をやられたのは、これは本気じゃない。要するに、悪いところはもう政策も必要ないのだから、あるいは政策の有効性が崩れてきているのだからつづすよというところまでいつてもらわないと、いろいろの既得権益でやってきた特殊法人、財政機関もなかなか合理化できないのじゃないか。私も別につづすのが目的じゃ

ないのです。ある意味ではつづすというおそれのもとに、危機感のもとにきちんとやっていくことが国民の財産をきちんと有効に活用していくという話でしょうから、そこをまず御指摘をさせていただきますか。

一応時間が来ましたので、また次の時間でこれをさせていただきます。どうもありがとうございました。

○金子委員長 午後四時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時三十五分休憩

午後四時一分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。末松義規君。

○末松委員 引き続き質問させていただきます。先ほど、財政機関のスリム化といった問題についていろいろと質問させていただいたのですけれども、ちょっと質問をさせていただきたいのは、この前の本会議の大臣の答弁で、こういう厳しい経営に経営を追い込んでいくんだ、そして市場ということをかりて、それが財政機関の大きな意味だという話がありましたけれども、実際に財政機関の経営をスリム化するという中で、大蔵大臣として何か目標をお持ちですか。政務次官もそうですが、何回もスリム化、スリム化と言われておりますけれども、政治的なターゲットとか、そういったものはお持ちでしょうか。

○宮澤大蔵大臣 私はそういう答弁を申し上げたかもしれません。

その意味は、今の状況でございますと、そう申しては悪いかもしれませんが、実際、スリムにしようというインセンティブはないわけでございます。お金は自分でつくるわけだし、場合によっては補助金ももらえるし、もともと利益を上げるという期待されている団体ではございません。ですから、その気になればかなり気楽にと言つてはまいたいけません、そういうことだと思いま

すので、そういう状況をできるだけやはり条件の中から変えていきたい、こういう趣旨でございます。今では、そういう条件がどうも、全くないと言えはおしかりがあるかもしれませんが、極めて少ないように思います。

○末松委員 そうしますと、この政策をやる上で、責任という問題は多分生じませんね。政治的なターゲットをやつて、そこできちんとだけ規模を縮小したり、あるいは効率化に資するか、そういう目標的なものがほとんどない。ちよつとインセンティブをそこで上げて、そこでよくなればいいじゃないか、よくならなければまたちよつとというじくろかというところであつては、非常に制度そのものが、改革なさる割には政治責任も別に与えらるる必要もないというふうな、私なんかから見れば、やや政治的な甘さを感じられるのですけれども、その辺について、もうちよつと大臣としてきちんとした大号令をかけるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○宮澤大蔵大臣 財政資金というものは限られておりますし、自分で財政機関もどうもならぬようでは、これはどうかなければならない、こういうふうな特殊法人の人々と思われるような環境をつくるのが大事だ、こう申し上げておるわけですよ。

○末松委員 ここを幾ら話しても、余り私の思うようなことは言っていないのかもしれないけれども、

では、ちよつと別の観点からお聞きしますけれども、今回、今の純粋の民間の市場と、従来からの財政、資金運用部の資金が実際に融合する、こういうイメージでありますか。そこら辺、市場の問題がよくわからないのですけれども、どなたか、政府参考人の方でも結構ですが、実際の今の純粋の民間の市場というものと、今まで資金運用部資金がずっとやってきた市場、これは何か別枠のものなのか、それともこれがもう合体したものなのか、どういう市場のイメージなのか、わかる方がおられたらお願いします。

て、大蔵省のホームページに財政投融資リポートを掲げております。また、各財政機関のBSあるいは損益計算書、これが接続できるようにしております。

このように、これまでも積極的に取り組んでまいり、今後には財政投融資計画を法律上位置づける、つまり、これまでは法律上きちんとした位置づけがありませんでした、これを法律上きちんと位置づけて国会に提出いたします。それから、財政投融資資金特別会計の貸借対照表、損益計算書について、予算、決算に添付して国会に提出することを法律上やはり規定いたします。それからもう一つは、現在の現金主義、これを企業会計原則にのっとりまして発生主義に転換いたします。

このように、「予算及び財政投融資計画の説明」等、財政投融資云々、こういうものを拡充することによりまして、ディスクロージャーの点につきましては今後一層努力して拡充してまいります。○末松委員 厚生政務次官の方が来られているかと思いますが、自主運用の件について伺いたいわけですが、いろいろと自主運用の実施ということで、厚生大臣を中心に社会保障審議会とか、あるいは民間の運用機関によって市場運用するんだということをいろいろと聞かれておられます。御存じのように、上田議員からもお話がございましたけれども、年福の関係で赤字になったりそういったことではないかと問題があるのですけれども、そういった自主運用についてどういうふうな総括をなされておられるか、それについて伺います。

○大野(由)政務次官 年金福祉事業団の資金運用事業につきましては、他の年金資金を運用する機関投資家と比較いたしまして遜色のない運用収益を上げてまいりました。また、年金福祉事業団は、資金運用事業の実施に当たりまして、この間、運用基本方針の明確化や効率的な運用体制の構築、また手数料の削減などにも努めてきたところでございます。

平成十年度末で、時価ベースで約一兆二千億円、簿価ベースで約一兆八千億円の累積赤字を生じましたことを重く受けとめておりますが、平成十一年度に入りましてからは、国内株式などの収益が貢献をいたしまして、簿価、時価ともに改善の方向に向かう見通しであり、今後とも収益のさらなる改善に向けて最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

○末松委員 午前中、さまざまな方がその自主運用の安全性についていろいろと議論されておられるので、私からそれほど言うことはないのかもしれないけれども、私なんか、素人目に見て、民間の運用機関による市場運用ということで年金資金もやられることになるだろうと思うのですけれども、債券、株式、外貨建て資産とか、いろいろと野心的な形でやられる。これも限度があるんだと思うのですけれども、例えば、今そのお金がアメリカの株とかそういう形になれば、あちらで株の最高値を買わされて、それが一昨日とかあいう形でどんどん急落をしていった場合に、年金資金なんか、取り返しがつかないことになりまして、その点の運用については、赤字にならないようなかいた運用の仕方をぜひお願いしたいと思っております。

その意味で、いろいろな指針なんかも立てられるという話がありますけれども、何か特にコメントがあれば言ってください。

○大野(由)政務次官 委員御指摘のように、米国の株式の資産などについては、単独ですと大変リスクが大きいわけですが、分散投資をすることによってリスクを回避して、債券を単独で運用するよりもより高い収益を上げることができ、こういうふうなわけで、リスクの回避のためにいろいろの運用の方針を定めております。

運用の基本方針でございますが、年金積立金の自主運用につきましては、厚生大臣が長期的に維持すべき資産構成割合等運用の基本方針を定める、このようにしております。この運用の基本方針を定める際には、保険料拠出者の代表や経済、金融

等の専門家から構成される審議会の意見を聞き、資産運用に關して一般に認められている専門的な知見や内外の経済動向などを考慮することが法律上求められており、厚生大臣は、この運用対象資産のリスクについても十分配慮を行って、そして運用方針を定める、基本ポートフォリオ、このようにも言っております。

いずれにいたしましても、年金資金の運用は安全確実を基本といたしまして、国債などの債券を中心にして、国内株式、外国株式など、そうした配分には限定的に行う、こういうふうにしていくところでございます。

○末松委員 さまざまな審議会とかの中で、私自身、別に言葉じりをとる気は全くないのですが、保険料拠出者の代表というのがどなたかというの、私なんかはよくわからないわけなんですけれども、今事務方の方が来られていないから、そこは別に私も質問する気はありませんけれども、いろいろな審議会でもっともらしい方針が立てられてやるのですけれども、結局、年金福祉事業団も累積赤字がたまっているわけですよ。これの責任をだれがとりますかといったら、とる人はいないということになるわけですね。

結局は年金資金でいざ穴埋めせざるを得ないというふうな状況に決してならないようにしてほしいし、自主運用する責任者、もしこれが赤字になったら、赤字にしないというのが答えなんだろうけれども、赤字になった場合の責任をどうとるか。この辺については何かで決めたいとおられますか。

○大野(由)政務次官 御懸念のような心配が生じないようということ、きちんとした基本方針の中で厚生大臣が政策的資産構成割合を定めてまいります。

年金積立金の運用に関する研究会の報告によりまして、国債などの債券に七割から八割、国内株式で一割程度、国外株式では一割程度、こうした報告を念頭に置いて定めてまいりたい、このように思っております。

また、運用関係者の責任のあり方について御質問でございましたが、厚生省の運用関係職員や年金資金運用基金の役員員に對しまして注意義務や忠実義務などの受託者責任を法律上課しまして、それらに違反した場合には懲戒処分などを行うことによりまして責任体制の明確化を図ることとしております。

さらに、法律で規定された責任の具体的な内容につきましては、ガイドラインの策定などにより、運用のプロセスに即した形で明確化を図ってまいりたいと考えております。

○末松委員 国内株式一割、海外の株式一割とかいう話ですが、二割なんて大変大きな割合ですから、どうかその運用を、ゆめゆめ赤字にならないようをお願いしたいと思います。

今郵政政務次官の方が来られておりますので、まさしく午前中からずっと私も御答弁を聞いておりますけれども、郵貯の自主運用についても、いろいろなガイドライン等はお話をいただきましたけれども、再度同じ質問をさせていただきたいと思っておりますが、もしこれで赤字が起ることというような場合にどなたが責任をとられるのか、その辺についてぜひ答弁してください。

○前田政務次官 お答えいたしたいと思います。現在、郵貯の金融自由化対策資金及び簡保資金につきましては、郵政大臣が運用するとされております。全額自主運用後の郵貯と簡保資金の運用についても、同様に、総務大臣が運用する旨郵便貯金法等の一部を改正する法律案に規定しており、総務大臣が自主運用後の運用責任を負うこととしております。

しかし、総務大臣といたしましては、適切な資金運用を行い、毎年度、預金者、加入者への元利金、保険金等の支払いが適切に行われるように、やはり安定的な収益を確保するという責任を負うことになると考えております。

法律上の措置ということでございますが、郵便貯金法等の一部を改正する法律案におきましては、次のような措置を講ずることとしております。

第一に、運用対象についての安全確実な債券を中心として法定することとしております。

第二に、郵便貯金資金においても、簡保と同様に、杜撰等リスクある債券についてもそれぞれ必要最低限の運用制限を設けることとしております。

第三に、運用計画については、郵政審議会において運用の専門家のチェックを受けるなど、適切な運用手続をいたしております。

運用上の措置でございますが、特定の銘柄に偏った運用とはならないように、分散投資を行うこととともに、短期間の利ざや稼ぎを目的として頻繁に売り買いを繰り返すことによるリスクを避けるために、長期的、安定的な運用方法をとることなどによりまして、さらにリスクの低減を図ってまいりたいと思っております。

それからまた、保有資産の価格変動のリスクに対応するために、損益計算書とか貸借対照表、準備金を整備することとしております。

その運用担当者の責任ということにつきましては、個々の運用担当者につきましては、その責任を明確化する観点から、今般の郵便貯金法等の一部を改正する法律案におきまして、運用職員の責任を規定いたしております。

具体的には、運用職員につきましては、「運用計画に従つて、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない」という責務を定めるとともに、秘密保持義務等を課し、これに違反した職員に対しては懲戒処分をしなければならないというものを規定しておるところでございます。

○末松委員 質問を終わります。どうもありがとうございました。

○金子委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

提案されております財政投融资制度の改革案、これは内容からいいますと、五十年に一回あるかないかという大変重大な、重要な改革でございます。これは預金保険法と比べてもまさるとも劣ら

ぬ重い内容のものだというふうに思います。ところが、それにもかかわらず、残念ながら質疑時間は大変短い。まことに残念であります。こういうやり方はぜひ改めていただきたいという立場を申し上げまして、質問に入りたいと思います。

これまで行われてきた財政投融资というのは、郵便貯金や公的年金などの国の制度を通じて集められる各種の資金を財源として、国の政策目的の実現のために行われる政府の投融资活動であります。それは金融的手法を使った財政政策の手段であり、したがって第二の予算とも呼ばれているわけでありまして、

この財政投融资の原資は四つから構成されておりました。資金運用部資金、簡保資金、政府保証債、産業投資特別会計、これで構成されているわけですね。これが入り口でございます。この八割近くを占めているのが資金運用部資金でありまして、郵便貯金、厚生年金、国民年金の積立金、国の特別会計の積立金など、法令によって資金運用部に預託が義務づけられている資金で構成されております。資金運用部資金の出口としては、公庫、公団などの財投機関に融資されるほか、国債の引き受けにも充てられているというのが現状であります。これを大改革しようというわけでございます。

初めに大蔵大臣にお聞きをしたいわけですが、これも、この財政投融资というのは、国の信用で集められた資金を、総体として、全体として統合管理、運用ということによって成り立つてきたものでありまして、大蔵省理財局が出された財政投融资リポート99、これを見ましても、こういうふうにかかれてあるわけですね。「こうした公的資金が公的のために最も効率よく活用されるためには、一元的に管理され、統合的に運用されなければならない。」「というふうに書かれてあるわけ

でございます。それで、これまでのこの制度の統合管理という仕組みのメリットですね、これはいろいろあると思うのですけれども、これまでの統合管理のメ

リットというのはどういうところにあったか、この点、まず前提としてお聞きをしておきたいと思

います。○宮澤国務大臣 制度が理想的に運用されておるといまして、資金運用部というところで集められまして、そうして、財投機関であるとかプロジェクト等々、国の判断する優先度に従つてそれが運用される。でございますから、理想的にいくならば、一番国が必要とするところへお預かりした資金が貸し出されるということでございます。しかし、非常に大きな資金になつてまいりましたし、市場原理からいって、国がそんなに大きな資金の流れについて支配権を持つていいの、それは非効率にならないかと、いろいろ批評のございますことは御承知のとおりでございますが、理想的に申し上げましたときのメリットはた

ま申し上げたようなことであると思ひます。○佐々木(憲)委員 今おっしゃったように、必要とするところに、必要とするところというのは、政策的な目的に沿った形でこれが運用され、貸し出されていくということだろうと思ひます。この財投リポート99を見ましても、三つのメリ

ットというのが書かれております。これは、去年の八月に出されたものでございます。一つは、予算編成と一体となつて、政策目的に応じた国全体としての資金配分が可能となる。今、大臣の御答弁になつたとおりのことが書かれております。二つ目に、統合運用した方が、個別ばらばらに運用するよりも重複投資やコスト増を避けることができる、行政機構の簡素化にも資するといふふうにかかれております。三つ目に、いろいろな性格を持った資金を統合管理することによって、調達、運用における金利リスクを吸収することができ、

社会資本整備などの長期資金を低利で供給することができ、このようにこのリポートの二十四ページのところで整理をして書かれてあるわけ

でございます。このメリットというものが今度の改正案によつてどのような修正を受けるのか、これが大変重要

だと思ひます。改正案は、財政投融资の中の中核を占める資金運用部資金につきましては、中心となる財源である郵便貯金、年金積立金、この二つで資金運用部資金残高の九割近くを占めているわけですね、これを預託義務から今度外すわけですね、それで自主運用を認めていくということになるわけでありまして、その資金は金融市場で運用されていく、市場原理に次第に任せる形になるわけですね。

この結果、財投の中心部分である資金運用部は、安定的ないわば資金源を失うという結果になるわけでありまして、このことによりまして、財政投融资は入り口と出口が分断をされる。その分断が目的だということだろうと思ひます。その結果が生じますと、そのことによつてどういふ結果が生まれるか。財政融資資金特別会計というのが、新たに財投債という名の国債を発行して市中から資金を調達しなければならぬ。入り口と出口が分断されて、いわばその中間に金融市場が介在する形になつてきて、つまり財政投融资制度の内部に今度市場原理が導入されていくわけですね。仕掛けとしてはそういう仕掛けをつくらうというのが今回の提案だろうと思ひます。それけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○大野(功)政務次官 今、先生のお話を伺つていまして、出口と入り口の分断については、なるほどいろいろな意見があるものだな、こういうふう

に感心して伺つておつたのでございます。と申しますのは、まさに今の財投システム、資金運用部のあり方そのものが、出口と入り口が切り離されているから財投の肥大化が起こつた、こういうふう

に我々は解釈しておるわけでございます。まさに先生おっしゃるように、統合管理、統合運用というものは、神様がやればすばらしい、理想的な運用ができたかもしれない。しかし、市場介入がなくて入り口と出口が完全に切り離されているがために、市場原理も働かなければ財政規律も働かない。そこで、その反省の上に立つて——先生の

おっしゃることは非常に理想的なことだと思ひま

す。

だと思ひます。改正案は、財政投融资の中の中核を占める資金運用部資金につきましては、中心となる財源である郵便貯金、年金積立金、この二つで資金運用部資金残高の九割近くを占めているわけですね、これを預託義務から今度外すわけですね、それで自主運用を認めていくということになるわけでありまして、その資金は金融市場で運用されていく、市場原理に次第に任せる形になるわけですね。

す。それ以上の欠点が出てきた、それが財投の肥大化の問題であり、財政コスト、財政政策の問題である、こういうふうには認識しておるところでございます。

したがって、そういう観点から、今申し上げた、先生も御指摘になりましたけれども、郵貯年金積立金の資金運用部への預託義務、これはもう廃止します、こういうことでございますし、また、特殊法人等の財投機関は、みずから財投機関債を出して、そして厳しい市場原理に遣いながらスリム化していく、事業の規模をきちんと本当に必要なものに絞っていく、これが一つ。それからもう一つは、その必要な仕事を効率的にやっていく。こういうふうには市場原理にさらされた効率化をねらいとする、これが今回の改正でございます。

○佐々木(憲)委員 今の御答弁ですと、現状の制度が入り口と出口が離れているという認識というふうには受け取りましたけれども、どうも違うのじゃないですか。現在の制度というのは、入り口から入ったものを統一的に、一元的に管理をして、そして出口で政策目的に沿った機関に貸し出していく、これが現状でありまして、ですから、分断されているのではなくて、統一的に管理されているという特徴があるのじゃありませんか。どうでしょう。

○大野(功)政務次官 統合管理という意味ではそうでございます。しかしながら、必要なお金に対して、入り口を先に考えるか出口を先に考えるか。こういう意味で、今の制度では、幾らでもお金がありますよ、ではお金があるから、むだ遣いはないと思いますけれども、その辺の財政規律が弱まってくる、こういう問題がありますから、入り口と出口をきちんと市場原理、財政規律で考えていかなければいけない。そういう意味でございます。

○佐々木(憲)委員 予算編成と一体となって、現状は政策目的に応じた国全体としての資金配分が可能となる、これがメリットだと昨年の八月に出

されたこの財投リポートには書かれているわけです。それから、総合的な管理運用によって重複投資やコスト増を避け、行政機構の簡素化に資するというふうには書かれているわけです。それから、統合管理によって調達、運用における金利リスクを吸収することができ、そういうことが書かれていたわけでありまして、統合管理から市場原理へと転換することによって、これまでのメリットが失われるのではないかと。アメリカのリットが失われるのではないかと。アメリカの話もされましたけれども、私はメリットの話をしてはいる。そのメリットは失われていくことになるのではないかと。この点をお聞きしているわけであり

○大野(功)政務次官 まず第一に、御理解いただいていると思いますけれども、今のメリットよりも、今のシステムから出てきたデメリットの方がよっぽど大きい、こういう点でございます。

それから、今のメリットの中で、例えば予算編成と一体として運用できるのかどうか。これは、今の改革後の財投システムでもできると思います。しかしながら、そのプロセスが市場原理に照らして非常に効率的なものになっていく。ぎりぎりの、本当にこの政策でやっていくべきか、それとも別の政策手段を使うか、こういうことまで含んで検討して出てくるわけです。そういう効率化という面がありますけれども、では予算と一体となった財政投融資計画であるか、こういう御質問であれば、これは一体となった予算でございますから、問題はございません。

それから、金利についてでございますけれども、これもぎりぎりに市場原理に照らしてやるものであります。したがって、例えば今の調達方法でございます。預託者について若干の配慮をしていかなければいけないのじゃないか、こういうことがございますから、そこはどういうふうにか評価するか。今回の制度でございますと、市場金利に即して貸出金利を設定していく、こういうことでございますので、市場原理から見ても問題はないのじゃないか。ただ、その辺の、例えば変動する

金利に対してどう対応していくか、あるいは事務コストをどうするか、流動性の問題をどう考えるか、こういうことは若干の工夫をしてございます。

○佐々木(憲)委員 どうも、私が質問しているところにかみ合った答弁になっていないのであります。財政投融資の現状というのは、もちろん多くの問題を抱えていると私も思っております。そのあり方がやはり問われていると思えます。しかし、問題は、こういう公的な管理、公的な制度がそれ自体として問題があるというふうな認識を私は持つておりません。この制度を利用して、専ら浪費的な公共事業だけ膨らませていく、あるいは産業基金投資にどんどん投資を拡大していく、あるいは一般会計の赤字を当面糊塗するために財投資金を流用するとか、そういう形でこれまでの財投のあり方がやはりゆがめられてきた、問題はそういうところにあると思うのです。

したがって、財投の改革は急務であると思えます。しかし、それは、この制度そのものを解体してしまふことでもメリットも一緒に失わせてしまふということではなくて、私は、その問題点に対して一つ一つメスを入れて改革を行う、本来のメリットを発揮させるということが大変重要なことではないかというふうに思います。

財投の真の改革というのは、やはりディスクロージャーを徹底して行う。国民の監視のもとに置いて、そしてその公的な資金を国民生活や福祉に基盤、こういう分野に重点的に配分をしていく。この投融資の対象を転換していくといいますが、このことが大変重要だと思っております。ところが、どうもそういう検討をやった形跡が余り見られないわけでありまして、何か制度自体がもう全部解体しなければならぬというところまで結論を持っていったところに私は問題を感じております。理念なき改革という言葉もありますけれども、どうもそういう感じがするのです。

それで、具体的に伺いたいのですけれども、これは理財局長にお伺いしますが、アメリカの事例ですけれども、昨年一月にクリントン大統領

領が、一般教書で公的年金資金を株式に運用するという提案を行ったことがございます。先ほど上田議員が質問しておりましたが、その後クリントン大統領は、FRBのグリーンズパン議長の批判を受け入れて撤回したというふうな聞いておりますけれども、その経緯はどういうものであったのか。この点について御紹介いただきたいと思

○中川政府参考人 昨年一月の一般教書演説におきまして、クリントン大統領は、政府による公的年金積立金、社会保障信託基金の株式への投資について提案を行いました。しかしながら、グリーンズパン連邦準備制度理事会議長が、この提案に對しまして反対意見を出したわけでございます。

その反対意見の概要でございますけれども、政府による巨額の資金運用に対する問題として、政治的な介入が行われるため、非効率な投資が行われ、収益率が低下するおそれがある。また、社会保障制度のもとでは、政府が給付額を保証しているため、利回りに対する国民の関心が低く、収益率に対する監視機能が十分働かない。

二番目に、資金の総量が変わらない限り、米国债から株式市場への大量の資金移動は、同時に米国债の価格下落、利回りは上昇ということになりまして、一般資金は逆に米国债に移動、株式市場の平均利回りは低下する。長期的には、資金を入れかえただけのゼロサムゲームになるといふことを言っておられます。

また、信託基金が証券市場において高利回りを得ることができたとしても、民間セクターのファンドが低利回りに甘んじることとなるはずである。この場合、これら民間セクターのファンドの多くは退職資金として預託されていることから、社会全体の公的・私的退職資金の合計はさして増加しないということになりかねない。こういったことを指摘し、反対をされたということでございます。

このような議論を踏まえて、クリントン大統領は、昨年十月、政府が公的年金を株式市場へ運用

することを認めないこととする新たな社会保険改革案を議院に提出したと聞いております。

○佐々木(憲)委員 今御紹介いただきましたけれども、アメリカのグリーンズパン議長の批判の論点というのは、私は大変納得できるところが多いわけでありまして、結果として、運用を株式で行うということは撤回をされたということでありまして。

金融ビジネスという雑誌の昨年の四月に金融評論家が書いていた論評を見ますと、三つの問題がある。例えば、「株式投資への政治的介入が問題だ」と。これはグリーンズパン議長の懸念と同じ見解を述べているわけだけれども、「日本でも八六年から公的年金による株式投資が行われている。その資金は、たまたま株価テクニカル策に利用されてきた。さらに、これまでの運用成績は、一兆円の累積欠損となるなど悲惨な結果である。」これは日本に引き比べて、日本の現状をこのように述べているわけだ。

第二の問題は、「このように失敗してもなかなかやめられないことである。賭け事で絶対負けないう方法として、負けた分を勝つまで賭け続けるというのがある。」巨額な資金を持ち、倒産しない政府はこの誘惑に駆られる。こういうことを言っております。

それから三つ目に、「株式市場の活力が失われる。」米国の公的年金による株式運用の背景には多世代にわたる資金プールでの危険負担能力によって株式投資利回りの向上が図れるという理論がある。しかし、これが正しいとしても、こうしたプレーヤーの株式市場への参加がフェアといえるであろうか。「このプレーヤーは資金力もあり、倒産しないのだ。結局、この異質なプレーヤーは株式市場の活力を奪う。これも日本の教訓である。」というふうに論評しております。

私は、この観点は大変重要だというふうに思うのです。公的な資金をこういう株式市場を含めた自主運用ということと、きりぎりすかえていくということになりますと、逆の大変危険な状況が

生まれてくる。これはアメリカ自身の議論からも、やはりしっかりと学ばねばならないというふうに私は思うのです。

法案では、簡保資金はもちろろん、郵貯、年金資金の全額をそれぞれ自主運用する方向に切りかえるということでありまして、これによって巨額の国民の資金が金融市場で運用されるわけでありまして、その規模というのは一体どのぐらいの規模になるのか、数字を示していただきたいと思っております。

○中川政府参考人 それぞれの自主運用の御判断でございまして、大蔵省の方から株式運用の比率、基準というものを示すわけにはまいらないわけですが、株式などのリスク性資産につきましては、単独の資産として見ればリスクが大きいことは事実でございまして、債券などを中心に複数の資産に分散して投資することにより、資産全体のリスクを管理しながら、債券単独で運用するより高い収益を上げることが期待できるといふように考えられていることから、年金の自主運用に当たりまして、その一部を株式に対して運用することを予定していると思っております。

この場合、株式につきましては、国や年金資金運用基金が直接運用するものではございまして、民間運用機関へ運用委託を行うことにより間接的に運用することとしたほか、情報公開の徹底などについて法律上明示的に規定することによりまして、こうした問題の解決を図っているものと承知いたしております。

また、将来の年金積立金の自主運用に当たりましては、資産の一部について、今申し上げましたように株式にも運用を行うことになるわけですが、そうはいっても、基本的には国債などの債券を中心に、安全確実を基本とし、効率的な運用を行うというふうに聞いております。

○佐々木(憲)委員 私は、この自主運用というものの総額をお聞きしたのです。その運用の仕方を聞いたわけではありません。総額として幾らになるのか、数字を聞いただけです。

○中川政府参考人 失礼いたしました。現在、自主運用と申しますのは、十一年三月末の残高で申し上げますと、資金運用事業等ということで九十四兆円ということになっておりますけれども、今後は、これはもちろろん経過措置があるわけですが、二百五十一兆円、年金積立金でございまして、二百五十一兆円、年金積立金が百三十四兆円ということになってございまして、この二つの資金が預託義務を外れるわけにございまして、現在の仕組みから外れて自主運用になる金額といたしましては、この二百五十一兆円と百三十四兆円の合計額ということになります。

○佐々木(憲)委員 それだけでも、約四百兆円という大変大規模な資金が自主運用という方向に切りかわるわけでありまして。

言うまでもなく、国の信用で集めた資金というのは非常に巨額でありまして、確実、有利というのほもちろんですが、公共の利益に沿った配分ということも大変重要なことだと思うのです。

それで、資金運用部資金法には、確実かつ有利とともに、公共の利益の増進に寄与するというのが第一条の目的に掲げられております。しかし、これが金額自主運用という方向に切りかわっていきまして、市場原理というものは当然最優先、その原理にいわば従わねばならない。そうしますと、利益を出さなければならぬ。そうなりますと、利益とともに、またデメリットといえます。リスクも非常に大きくなる。そうすると、そのことによって公共の原理といえますか公共性といふものが損なわれていくことになるのではないかと、そういう心配をするわけでありまして。

例えば、国民の零細な貯金、将来の生活保障である年金資金ですね、これが金融市場で運用されるということになりますと、例えば国債、社債といふのはもちろんありますが、SPC証券、CP、外債、先物為替等、非常に高いリスクの商品にも運用できるということになるわけで、これはもち

ろん一定の制限を加えるという説明が先ほどありました、何%というふうに制限をするというふうに説明がありましたが、それにしても大変高い比率で運用されるということになるわけでありまして。それから、株式運用もほとんど可能になっていくということでありまして。

年金福祉事業団の運用がどれだけ大きな損害を出したかというところはもう既に御承知のとおりでありまして、この自主運用によって年金福祉事業団は一兆七千億という大変な損失を出しましたし、やり方としては、銀行、証券などのプロを引き抜いて運用しているんだと言いますけれども、その結果がこういう巨額の損失につながっているわけでありまして。

従来の自主運用の、九十四兆円というふうに言われましたが、この四倍も五倍も大きな金額がこのような危険なリスクにさらされるといふことになるわけでありまして、そういう点では、国民の財産を危険なリスク、市場原理にさらしてしまふ、そのことのデメリットといふのは大変大きなものがあるのではないかと。

私は、この年金基金の株式投資、少なくとも株式投資への運用といふのはもっと厳しく規制する、このことがアメリカの事例からいっても当然行われなければならない課題だと思っておりますけれども、その点はどういうふうに考えておられますか。

○大野(功)政務次官 まず、自主運用の問題は、基本的には所管省庁でございまして郵政省または厚生省、今後の総務省ないしは厚生労働省の問題でございまして、本日に厳格にその辺は議論していかねばいけませんし、また現実にはその辺は十分議論、検討されているものと思っております。

しかしながら、御指摘のとおり公的性でございまして、そして厳格なルールでやっていかねばいけません、株式などはどういふふうにかえていったらいいのか、こういう議論を資金運用審議会の懇談会でやっておりまして、一つの論点整理、議論の整理があることは御存じのとおりだと思っております。一々申し上げませんが、そこでは安全確実

ということとは強調いたしておりますし、国民に負担を及ぼしたらいけない、そういうような原則をきちんと書いておりますから、そのような原則に従って当然運用されていくということであり、一義的には所管省庁の問題であることを繰り返して申し上げておきます。

○佐々木(憲)委員 政府による株式の買い支えというのが最近議論になっております。こういう巨額の資金が金融市場で運用されるということになりますと、金融市場の影響を受けると同時に、影響を与えることになるわけですね。価格形成にも大きな影響を与えるわけであります。

大蔵大臣にお伺いしますが、このようにして大量の資金が自主運用という形になっていきますと、今までも幾つか行われてきました政府による株の買い支え、このやり方が規模が大規模な形で可能になっていくということにもなると思うのです。少なくとも、今すぐやるかどうかは別です、しかし、P.K.O.、株価維持の操作が大変大きな規模になり得る、仕組みとしてその条件が生まれる、そういうことになると思うのですが、その点はどうにお感じでしょうか。

○宮澤国務大臣 先ほど、論点整理として総括政務次官が言われました数点が心構えでございますが、その中には、株価を高く維持することとか株価の形成に影響を与えることとかいうのは無論書いてございせん。恐らくそれは、そもそも、安全有利等々、いろいろなおそこに掲げてある条件に当たらない、資金の運用としてはそういうことを当然想定していない、むしろ否定的に考えておるものだと思っております。

○佐々木(憲)委員 それでは、これらの自主的運用資金の郵貯資金あるいは簡保資金、年金積立金というのは、それぞれ別々に市場で運用されるということになりますね、それぞれの責任で。そうなりますと、同じ政府部内でありながら、運用の仕方というのはそれぞれのやり方をとるわけですから、ばらばらに行われるということになりますね。その結果、全体の調整がありませんので、例

えば投資が重複するということになったり、あるいは一方に偏つてしまふ、そういうことによつて市場に悪影響を与えたりあるいはコストが非常にかさんでしまふ、こういう可能性が生まれるのではないかと。

つまり、先ほど御紹介した財投リポートで言っているコストの削減ですとか効率的な運用ですとか、こういう点から外れてしまつて逆の作用が生まれてくるのではないかと、そういうふうにご感じますけれども、そうならないという保証はどこにあるのでしょうか。

○大野(功)政務次官 そういうふうにならないのが市場原則だと思います。市場というのは常に、例えば厚生労働省がどうしているか、総務省がどういうふうにして投資をするのか、運用するのか、そういうことをすべて考えながら反応を示してまいりますので、その辺は市場に任せ、あるいは所管省庁もやはりそういう点は気にしながらやっていく問題だと思つておりますから、一番効率的な方法でやっていく、それは市場に聞く、こういうことだと思ひます。

○佐々木(憲)委員 私は、逆だと思ひます。ね。つまり、統合して管理をしていく、一元的に全体の配分を考えていくという運用の仕方がコストの削減につながる。ですから、この財投リポートではこういうふうに行つていくわけですね。「原資ごとに、個別に資金運用を行えば、重複投資はもとより、行政機構・人員の重複も生じかねません。その結果、コストの増大を招くことは必至です。資金を一元化すれば、その弊害を取り除くことができます。」全く逆のことを言つてゐるのじゃありませんか。

○大野(功)政務次官 それは両論あると思ひます。私は、率直に申し上げて、両論あると思ひます。もし、神様が運用する、神様が調達する、こういうことであれば、先生のおっしゃつてゐることは私は正しいと思ひます。しかし、もし間違つたらどうなるのか、あるいは野方図に幾らでもお金が入ってくるから幾らでも使へ、こういうことになつたらどうなるのか、こういう反省が生まれてきてゐるわけでございます。

過去の資金運用部、財政投融資は、それはそれなりの大きな役割を果たしてきたものだと思ひます。しかしながら、その辺の市場原理なり財政規律が、どうしても財投計画、財投の事業が巨大化する、肥大化していったために崩れてきた。

もう一つは、やはり将来の国民の負担を考えないじゃないか、将来国民の負担がこのぐらいになるんだという政策コスト分析がなくなつてしまつてゐるじゃないか、こういう反省の上に立つて、そして市場原理、財政規律を重んじたやり方に変えていった、こういうことでございませう。

○佐々木(憲)委員 どうも説明が、財投の必要性を訴えるときに統一的な管理をした方がコストが安くて済む、こういう説明を一方ではされてゐた、今の答弁では、市場原理にゆだねた方が、ばらばらにした方がコストが少なくて済む、その時々、同じ理屈で別なことをやろうとしてゐる、全然一貫性がないのじゃありませんか。

この出口の点について私はお聞きをしたいのですけれども、特殊法人などの個々の財投機関が公的な機関として必要かどうか、あるいはその財投機関がどの程度国の関与を必要としているか、財政資金を必要としているか、この点については、宮澤大蔵大臣、基本的には国の政策判断によつて、こういう政策が必要であるからこのような機関が必要である、したがつて財政的にはこういう支援が必要である、これは基本的には国の判断というのが一義的に求められる、それが必要だということに思ひますけれども、それはいかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 そこが先ほど申し上げたところで、理想的に行われればということをお願い申し上げます。このように資金を効率的にプライオリティーの高いものから使うという判断は国がすることが恐らく一番有効であつたらう、そういう意味で財投が動いてきたわけですが、そういう意味で財投が繰り返して申しませんが、いろいろな弊害が明らか

かに出てきましたし、また、中には市場経済の原理に任せた方がいいと見られるものも出てきたりいたしておりますので、かつての功績はそれとして、国がプライオリティーをつけてこういう大きな資金を動かすということに疑問が出てきてゐるというところを思つておるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 国がプライオリティーをつけてやること自体に疑問が出てきたというふうにおつしやいました。

そうしますと、例えば政府系金融機関が幾つかございませう。政府系金融機関には、政策投資銀行ですとか国際協力銀行ですとかございませう、同時に、国民生活金融公庫ですとか住宅金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、こういう政府系銀行がございませう。これを、例えば九六年度の計算をもとにしてある試算を専門家がやつたところによりますと、補助金収入を除くと、利益でプラスになるのは二つしかないのです。日本開発銀行と日本輸出入銀行の二つだけでありませう。あとは全部マイナスなんです。特にマイナスが大きいのが住宅金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、それから農林漁業金融公庫。つまり、中小企業、農林漁業、それから国民の生活、ここに関連をしてゐる金融機関というのが大変な、いわば政府の援助がないと採算がとれない、そういう状況にあるわけでございます。そういう金融機関は、これを市場原理に任せるといふことが必要なんだ、政府の援助を引きつけて、そして自主的に自分で財投機関債を発行するなり、あるいは別な形で資金調達をする、そうならないと、これはなかなかやっていけない事態になつていくのはもう火を見るよりも明らかでございます。

そうしますと、市場原理にゆだねるということ、結果として、国民生活関連、中小企業、農林漁業関連、この金融機関をいわば糧道を断つて破綻させてしまふ、こういうことにつながるわけでありませう、その点はどうに判断されていま

すでしょうか、宮澤大蔵大臣。

○宮澤國務大臣 ちよつと、いつも立場が逆になつてゐるものですから、なかなかお答えに戸惑うわけですね。

そもそも財投機関というものは、もうけ仕事では基本的にはできないといふことでやつてゐるわけでございますから、それは国が関与してやつてゐるわけで、それ自身には意味がないと申し上げてゐるのではもちろんないわけでございます。殊に、今おつしやつてゐる中で、これこれの金融機関以外は赤字であるといつたようなことは、確かに、例えば国民生活金融公庫でございますと、赤字であることは恐らくやむを得ない、そういう意味での金融だと思ひます。ですから、これはなかなか民間には任せられないです。

赤字であるといふことがその仕事本来からくる場合と、生産性が低い、つまりコストの削減が不十分であるといふことからくる場合と、両方ございまして、いかに政府の仕事であつて、利益を求めないとは申しても、コストを切り下げることによつて生産性を上げるといふことは、これはできるはずでございます。そこで、今の財投機関といふもののかなるものが自分で金も調達しないものですから、どうも案をして、もつとコストの節約の道があるのではないかと批判にこたへようとしておるわけでございます。必ずしも何でも利益を出せといふわけではない。利益を出すのなら民間でもできるではないかといふ今朝からの御議論になるわけでございます。

私も、したがひまして、財投機関といふものは、もうけろとかなんとかいふことを申し上げるのではありませんで、できるだけ能率を上げて、そして冗費を節約してほしい、そのためのこういう改革であるといふふうに考へておるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 生活や営業にかかわるところは大変な状況の中で融資を受けてやつてゐるわけですが、今の不況の中で、それを支援する政府系金融機関というのは、今申し上げましたように国民

生活金融公庫ですとか中小企業金融公庫ですとか農林漁業金融公庫ですとか、こういうところが担つてゐるわけでありまして、それを一律に自主的にやりなさいといふことで政策投資銀行などと同じレベルでやつてしまふと大変な事態になりますので、そこそこは余り市場原理主義という形で突つ走らないようにしていただかなければならないと思ひます。

私も、そういうところにこそ本来もつと支援を行ふべきだ。もちろん効率的な運用というのは当然のことだと思ひます。そこはきちつとやつていくといふのは当然のことだと思ひますが、それは国民の生活と営業を守るといふ観点からさらに政府は力を入れるべきだといふのが私どもの考え方でございます。

次に、デイスクロージャーの問題であります。財投計画といふのは四つの原資から成つてゐるわけですね。個別に国会の議決を得るということになつてきたわけですが、この点は従来と変わらなせんか、仕組みの上で。

○大野(功)政務次官 その点は変わらなせん。○佐々木(憲)委員 これらを一体として示したものが財政投融資計画といふものであります。これは予算とともに参考資料として国会に提出されております。財政投融資計画の国会提出は法律上義務となりますけれども、議決は以前のとおりでございます。

○大野(功)政務次官 その点でございますけれども、一つ一つの財投債あるいは政府保証債、これが議決の対象になります。したがひまして、全体として出てきたものは、これは二重議決になつてしまふといふことで、そこは法制局と十分相談した上、議決しない、参考資料として提出するといふことでございます。

○佐々木(憲)委員 財投原資の大部分を占めます郵貯資金と年金積立金が、預託義務を解かれまして自主運用となります。そうすると、財政投融資の範囲は、財政融資資金特別会計、産投会計、そして政府保証債ということになつて、その外れ

た分だけ規模は額としても縮小するといふふうに思ひますが、そういう仕組みになりますね。

○大野(功)政務次官 原資の方でとらえますと、一つは財政投融資、それから一つは政府保証債、それからもう一つは財投債、あるいは特別会計余剰金、これは預託になりますので、そういうものがございまして、今、産投特別会計のこともおつしやつたかと思ひますが、これと別枠でまた産投会計がございまして、全体の財投計画といふのは、それをすべて含めて、もう一度申しますと、財政投融資、政府保証債、それから財投債を主たる原資とする財政融資資金特別会計からの融資、そして産業投資特別会計、こういうことになります。

それで、縮小するのが縮小しないのか、こういう問題点につきましては、これから議論してその規模を決めていきますので、今は制度的にこうなるといふことを申し上げた次第でございます。

○佐々木(憲)委員 自主運用の部分と財政投融資の発行といふのは財政計画からは外れるわけですね。そういうことですね。

○大野(功)政務次官 外れます。○佐々木(憲)委員 外れるわけですね。そうしますと、その部分は国会の議決から外れるといふことに当然なりますね。

○大野(功)政務次官 これまで自主運用といふのは財政計画から出ておりましたので、そういう意味で国会の議決の対象になつておりましたけれども、今度はそういうプロセスがありませんので、国会の議決の対象から外れます。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、出口である特殊法人等の実態や経営状況については、今までもデイスクロージャーや国会への報告は私は不十分だと思つておりますが、その点で特に改善が行われるといふわけでもないわけですね、仕組みとしては。

今までのこの財投問題がいろいろ議論をされて問題点を指摘されておりました中に、言葉は悪いですが、伏魔殿ですとかあるいはブラックボッ

クスだといふようなことで、中身がなかなかわかりにくいと言われておりました。むしろそういう点を開示してデイスクロージャーの対象にしていくというのが本来の筋なんだけれども、そのところがはつきりされてゐない。むしろ財投計画の範囲が縮小する。

そうしますと、外れた部分は、国民から見えない部分がより大きくなる。国会への報告や議決の範囲も全体としては範囲が小さくなる。そうすると、国会や国民からの監視あるいはチェックといふのは後退するといふことになるのじゃありませんか。

○大野(功)政務次官 一つは、自主運用のところでおつしやつてゐるのかと思ひます。それにつきましては、十分御存じのとおり、これから工夫を重ねて、どういふような運用をやつていくのか、それぞれの所管官庁でやつていくことだと思ひます。

それから、例えば先ほど申し上げました、二重チェックになるから最終的には財政計画としては国会の議決をとらない、こういう問題を申し上げましたけれども、それは全体として国会に資料が提出されるわけでございますし、そこはきちつとなつてゐる。

それから、財投機関各別については、市場原理にさらされるから、当然デイスクローズしていかなきやいけないといふことでございまして、さらに、行政機関情報公開法におきまして情報公開につきまして法制上の措置を講ずる、こういう段取りになつておりますし、これを受けまして、昨年の七月でございまして、特殊法人情報公開検討委員会といふのをつくつておりました、特殊法人の情報公開制度、その他これに関連する制度について、ことし七月ごろに報告をまとめるべく検討している、これが現状でございます。その報告がなされた後は、法案の立法作業を速やかにやつていく、これが今の状態でございます。

○佐々木(憲)委員 今回の改定で、財政融資資金

というのは、その財源を基本的には財投債の発行によって市場から調達するということになるわけであり、この財投債というのは、特別会計の発行する債券であります。発行によって得られる資金によって、金融資産、貸付債権を形成する、そこからの回収金によって償還ができる、そういう意味で、一般会計の発行する国債とは性格が違う。しかし、国が最終的に償還責任を負う、そういう点で国の債務にはかならないわけであり、ます。

そういう意味では、財投債というのは、性格は基本的には国債と同じものだというふうに考えてよろしいですね。

○大野(功)政務次官 かぶっている帽子は国債でございます。しかしながら、中身としまして、例えば建設公債、赤字公債、将来の国民負担で賄われるものと、それから財投債のように有償で貸し付けを行っておりますから、当然そこから償還が行われるわけでございます。

ですから、帽子は国債ということでございますが、中身は全く違う。したがって、これは国の債務にならない、これは世界的に共通の認識でございます。

○佐々木(憲)委員 この財投債は、国債と一体のものとして、同一券面、同一条件で発行されるということが予定されていると聞いております。現在の財政危機のもとで、それに加えて、恐らく数十兆を下らない巨額の財投債が発行されるのではないだろうか。そうなりますと、従来の国債に加えて、巨額の財投債が発行されていくわけでありまして、その消化問題が次に問題になってくると思っています。

関係大臣の合意で、当面は郵貯、年金などの資金によっての一部が引き受けられる形になると言われています。しかし、一定期間を経過した後はその保障もなくなっていくというふうに聞いておりますけれども、そのことはよろしいですね、そういう仕組みだということ。

○大野(功)政務次官 経過措置のことは今お話し

やいましたので申し上げませんが、一番大事なことは、やはり債券市場に大きな影響を与えない、これが一番大事なことではないかと、もう一つの理由は、今までやっております既存の事業、いわば既存の貸し付けについて余り影響を及ぼしたくない、この二つの理由がございまして、市場だけに限ってみますと、影響を与えないために特別の措置を講ずる次第でございます。この措置が七年というふうになつていくわけですが、七年を過ぎた場合どうなるんだ、これはその時点になつてみてやはり考えていかなきゃいけないという問題が一つあるかと思ひます。七年でびつたり切れたら、これは理想的にありますが、市場の状態でありまして、その時点での市場の状態をやはり考えておかなきゃいけない、これが一つの問題だと思ひます。

もう一つの問題は、円満に、円滑に市場に消化してもらつたためには、国債管理政策というのをきちんと検討しなさいいけないのじゃないか。国債の多様化の問題を含めて、それは十分検討していかなきゃいけない問題だと思ひます。

○佐々木(憲)委員 資金運用部は、毎年、財投計画の計画外ということで国債の引き受けを行つてきております。現在、残高で約九十兆円、国債発行残高の約三〇％の国債を保有しているわけですが、改革後も、資金運用部を引き継ぐ財政融資資金がその国債保有を続けるということになるわけですね。

財投債を資金源とした財政融資資金が国債を保有するということは、いわば国債で国債を保有するようになるわけですね、どうも姿としては大変異常な感じがするわけですが、結局、財投債を含めた大量の国債発行というふうになつていきますので、深刻な消化難問題を引き起こすと思ひます。今いろいろ説明がありましたが、その結果、長期金利の上昇、こういう可能性も出てきます。それを避けるためにということで、日銀による国債の大量引き受けということが再燃する危険性はないのかどうか。日銀は、郵貯集中満期のと

きの資金運用部の資金繰り対策として、資金運用部から一時的に国債を購入することを決めておりますけれども、こうした措置が一時的なものにとどまらなくなるおそれもあるのではないかと。

最後に宮澤大蔵大臣、この大量の財投債、国債の発行の日銀による引き受けという問題、この危険性は強まるのではないかと、私は、私、こういうことが実際に行われた場合大変な事態になる、インフレのおそれというのが非常に強まると思ひますので、その点についての認識を最後にお聞きしたいと思います。

○宮澤国務大臣 定額貯金が満期になりましたことに伴つて、短期の金を日銀から短期的に供給してもらつたということは確かにございまして、これも、これは、おっしゃるやうに短期のことでございます。

そこで、今政務次官からお答えがありましたように、財投債は償還財源が納税者の金ではなくて極めてはつきりいたしておりますから、そういう意味で通常の国債と性格的に異なるということはそのとおりだと思ひます。

しかし、これを日本銀行の担保にとつてもらつたというやうなことは考えておりません。それはやはり、結果としては非常に似たやうな効果になるおそれがございますから、そういうことをすることは考えておりません。

○佐々木(憲)委員 終わります。ありがとうございます。

○金子委員長 委員各位に申し上げます。すばらしい委員会への出席、さすが大蔵委員会でありました。委員各位の御協力に、改めて心から感謝を申し上げます。

次回は、来る二十一日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

平成十二年五月八日印刷

平成十二年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局